一、町内廻り行事役に相當り候はゞ何事によらず都度年寄より被二申付一候儀は無二異儀一相勤可二被レ申一事
一、他人の義は不レ及レ申親類緣者に至る迄無レ據止宿等致候儀有レ之候はゞ年寄並に五人組方へ相届可レ被レ申候
勿論諸事に受合並に預り物出會宿相堅間敷候事
一、養子並に嫁取附替子息類見世等の振舞料の義は前々定の通り其年の年季勘定寄合の節無二相違一速かに差出
可レ被レ申候事
若及過に候はゞ古來の通り利息相付可レ申事
一、町内に死去の仁有レ之候節は銘々勝手を不二申立一早速打寄前々仕來の通心切合を以て世話致し、香儀遺物此
度一統申談じ取極め仕候處左の通り
一鳥目二貫文　當主
一鳥目一貫五百文　妻並に隱居父母
一鳥目一貫文　小供三歳より十歳迄
右之通にて其當家より返禮物無レ之様今般南北町中一統申合約定の儀に付　右取固め相守銘々に向ひ熟懇合の
取遣り等決して可レ爲二無用一候
右の條々先規作法可レ有レ之候處猶又今般書改め置候間向後堅く相守り聊か違背無レ之様正路に可レ致候依て終々
承知約定連判仍而如件

安政六未正月

何町年寄何　某　印
五人組何　某　印
以下氏名　捺印

村落の定書

一、當村方儀當戌春以來より作物賣捌も惡敷特に不景氣有レ之下直に付且又其後洪水にて田面凶作　近年相續き
に付村方一統困窮に付三箇年儉約取締可レ申候
一、神事に付き配り物以來一切相成不レ申候事
一、商人の者村方内に入込むの義堅く相成不レ申候事
一、諸勤仕、花會、合力人堅く村内へ入込申間敷事
其外何に不レ寄人集客等の義相成不レ申候事
一、米穀高直は付百姓一統精々儉約第一に可二相心得一事
右之箇條村方一同取締候間心得違ひの者無レ之様急度相守可レ申候事

嘉永三年戌八月

何村庄屋何　某　印
年寄何　某　印

註（二）　伏見市中跡式付替之義就御尋口上書

一、伏水市中家屋敷之義は從前御割印頂戴等之佑券無二御座一死後故障爲二無レ之跡式御改帳と相唱町中家屋敷共
次次に一、二、三之番號を附死後譲しもの相定二冊相認一冊は兼而御奉行所へ差置一冊は町年寄手元に差置
家督並に死後譲替家屋敷買得等の節者附替と唱其段町年寄より御願奉二申上一跡式帳面と張掛紙を以譯書相認
持主並死後譲受人、丁役連印仕候右帳面張掛け紙相蒿候節は文に書改候尤御一新後書改一冊は兼而當御出張
廳ゑ奉差上置從前の通仕來居候儀に御座候
但居宅を跡式と相唱居候尤毎月四日を期限に仕幾丁も取束町年寄連印にて一ヶ月一度宛御願奉二申上一居候
一、家屋敷、明屋敷共賣買の節は相對を以代金相定間地軒役並両隣家見載更に永代賣渡の證文賣主並に丁役連
印仕買主に相渡し候儀に御座候
但別紙證文寫の振合にて買主に取置御座候
一、丁分に寄りては間地軒役相認候帳面有之賣買の節張掛け紙を以相認候向も御座候得共一般と申義にては無
二御座一候
一、家質等に置入候節は町役奥印可レ仕候若相對を以て町役連印無レ之家質に取置自然故障等出來候共町役に於
ては頼着不レ仕候
右之通仕來罷在候間此段奉二申上一候　以上

伏見大年寄

京都府伏水御出張廳

第八節　町村寄合

町内寄合は一町内に屬するもの、數町聯合に屬するものとニあり、前者にあつては

一、年寄初寄合
一、八朔勘定寄合
一、年末勘定寄合
一、宗旨判取寄合
一、五人組寄合
一、臨時寄合

とし、後者にあつては

一、町方二季勘定寄合
一、神事寄合

とす、年寄初寄合は町計と稱し、町内各戸順次に之を勤めり、膳部は出席者自ら持參し、酒は寄合當番家より出すを例とす、席順配列嚴なりしと雖、酩酊に及びて遂に亂する事多し、八朔寄合は正月より半年諸入用の收支精算を爲し、年末寄合は後半年の諸入用收支精算を爲す、宗旨判取寄合は、宗門並に各戸主の名を取調べ捺印せしむるもの、五人組寄合は、其組下に通達を要する事項又は談ずべき事項等を議するもの、臨時寄合は臨時に事件の發生せる時に於て爲す、町方二季總勘定寄合は、惣年寄、町方取締方、年行事等立會の下に市中一般の諸入用收支の精算を爲し、出納簿に明記せり、神事寄合は町議に關する事項にあらざるも慣習自ら常例となれり、御香宮神社祭禮等に當り、筋組順番に芝居、狂言、輕業等の興業を爲し、一般に觀覽せしむる等に關して協議をなすものにして、年行事各町年寄立會せり、町方二季勘定寄合は、六月十二月を定期とし、町會所に於てなし、神事寄合は其筋組に於て、七月又は八月年行事宅等に於てなし、各町限りの寄合は、八朔は七月末、年末寄合は十二月に各戸順番に於てなし、宗旨判取寄合は十月に多く町年寄宅に於て會す、其他の諸會合は定期なく、町會所の設けなき町を除く外は、各戸順番、或は寺院（寺院住職は月行事自身）番等の諸役を免ず、に會す、町方二季勘定寄合並に神事寄合には辨當以外手當を給せず、其費用は町或は筋組の負擔となせり、

村内に於ける寄合は、頭百姓寄合、數村聯合寄合は、八ヶ村葭島新田聯合庄屋寄合、八ヶ村葭島新田聯合村役寄合等とす、頭百姓寄合は村費諸精算及び檢見下調年貢免割水損旱損等總て村内一般に關する事項を議し、各村聯合庄屋寄合は、各村庄屋九人集會し、聯合に關する諸入用精算及び植付の調査稻作檢見願等の事を議し、又は奉行所より達したる臨時の事項を議す、各村々役寄合は、各村庄屋年寄集合し年貢上納等に關する諸精算を爲すものなり、各村定期の集合は正月、五月及び七月より十二月迄毎月庄屋宅又は寺院に於て開き、聯合にかゝる定期寄合は、筆頭庄屋の通達に依り、奉行所門前の八ヶ村會所に開會す、集會に要する費用は村入費を以てし、辨當を給する以外に手當なし、この外伊勢講と稱し、毎年一回各町（村内の一部落）毎に集金し、皇大神宮を祀り、戸主以下兒童を集め膳を饗し、閻を以て其年の伊勢參宮代表者二名又は三名を選ぶ、費用の一部は町内各戸より醵出充當する外、町内に於ける家督相續又は婚姻振舞料等の收入を之等の費用に流用せり、（伏見民政誌）

第二章　伏見奉行

第一節　伏見城代

最初の伏見奉行

最初の城代

伏見は天下樞要の地

伏見城を廢す

豊臣秀吉時代は前田玄以より制令を傳へたるが、慶長五年關ヶ原役後、伏見は松平下野守の支配に屬し、其臣舍人源太左衞門奉行所を開けり、京都所司代の置かれしは、慶長五年九月十八日なれば、下野守の支配に屬したるは此頃よりなるべきか、かくて慶長動亂によりて荒廢したる伏見町家は、次第に回復を見たり、同七年十二月伏見城在番の制を定め、譜第の士をして守らしめしが、その指揮は京都所司代に於てなせり、同十二年閏四月二十九日掛川城主松平隱岐守定勝を伏見城代に任命せり（德川時代參照）これ伏見城代の始めとす、定勝は久松佐渡守の四子にして、家康の異父同母の弟なり、駿府に至り家康に此任命を謝せるに當り、家康は曰く「伏見は天下樞要の地なるを以て、こゝに在城せんと欲するも、思ふ所ありて駿府を坐城とせしかば、伏見警衞のためには、譜第勇敢の士を以て當らしめ、武具兵粮を貯へたり、若し不慮の事あらんには、汝固く守りて怠る勿れ」と、然して服、鎧、朱の采幣、青貝柄の槍、十文字の槍等を與へ、且つ伏見近鄕にて鷹場を與へたり、十三年十一月家康上洛するや、所領を更めて伏見邊材木柴薪に便ある地一萬石、近江の內にて四萬石、且つ事ある時、士卒を扶助せんため、城米三萬石を與ふ、家康が伏見城代を近親者に命じ、爾く厚くせるは大阪の豐臣家に對する用意なりしを知るべく、十九年に至り大阪冬の陣となるや、定勝兵備を嚴にし、河內和泉の敵の通路を絕ち、伏見城をして德川軍の大本營たらしめたり、役後元和三年十一萬石に加へられ、伊勢桑名城主に轉封す同年十二月內藤紀伊守信正城代に任ぜらる、信正は高槻城主にして、一萬石を加へ五萬石とせらる、同五年八月伏見城を廢するの令あり、伏見在番の士は大阪へ勤番を命ぜられ、松平石見守守澄、松平豐前守勝政等大阪に赴き、伏見城內吉野の間を、城代紀伊守信正に與ふ、信正大阪城の修築なるや、同城代の要職に就けり（伏見根源記、吏徵頭注、寬永重修家譜、

第二節　歷代の奉行

歷代四十四奉行

松平下野守代舍人源太左衞門

柴山小兵衞
長田喜兵衞

伏見奉行所は初め清水谷堀內村に在り、町民頗る不便を感じゐたるが、小堀遠江守時代、寬永二年七月富田信濃守邸跡（現時の工兵第十六大隊）に奉行所を築きて移轉せり、城代を置きたる時代は奉行兩人なりしが、元和五年伏見城廢せられ山口駿河守奉行に任ぜられて以後一人となり、寬文五年より八年まで一時三員たりし事あり元祿九年より京都町奉行分任し、同十一年より舊に復し、文化五年より再び京都町奉行の分任となりしが、同七年舊に復し、慶應三年伏見奉行所を廢し京都町奉行の支配となせり、（一）

伏見鑑、泰平伏見役付鑑、吏徵別錄、德川實紀、伏見諸集記、

松平下野守忠吉　自慶長五年
臣舍人源太左衞門　至同　七年　三箇年

伏見奉行慶長五年庚子始置一員、松平下野守康忠、吏徵別錄、德川實記、藩翰譜、「忠康」とす、忠吉の前名なり、忠吉は家康の子、秀忠の弟にして、淸須城主六十万六千石慶長十二年三月五日卒年二十八（系譜）

兩奉行　柴山小兵衞正和　八百石、自慶長七年至十四箇年
元和元年後堺町奉行
長田喜兵衞義正　五百石、自慶長七年
至元和元年後堺町奉行　十四箇年

慶長七年壬寅二員、柴山小兵衞、長田喜兵衞、吏徵別錄、慶長十一年町民救助として城米五百石を下せり（役付鑑）

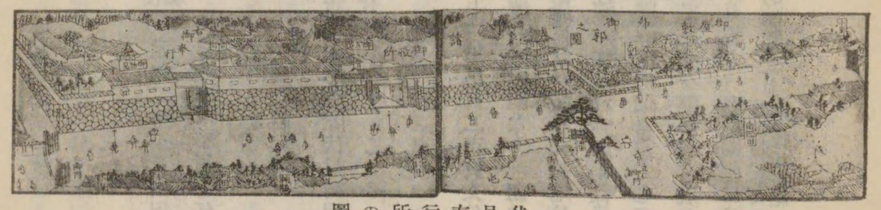

伏見奉行所の圖

門奈助左衞門　五百石、自元和元年至同五年、後駿河町奉行
山田清太夫　七百石、自元和二年至同五年、後駿河町奉行　四箇年

山口駿河守　三千石、自元和五年至同九年　五箇年
小堀遠江守　三千石、自元和九年至正保四年二月　二十五箇年

両奉行　門奈助左衞門宗勝
山田清太夫重次

元和元年十二月、門奈助左衛門重勝伏見奉行となる（徳川實紀）同五年駿河町奉行となる（徳川實紀）、同五年駿河町奉行となる（役付鑑）元和二年十月山田清太夫重次伏見の町奉行となる（徳川實紀）同五年駿河町奉行となる（役付鑑）伏見城代廢せられ、山口駿河守奉行を任ぜられしは元和五年八月なれば、両奉行の轉任は此時たるべし、

山口駿河守直之

元和五年八月伏見城廢せられ山口駿河守直之奉行たらしめらる（徳川實紀）元和七年伏見城京都引移の際伏見町民の願ひにより大阪仙波口新地拜領、伏見堀伏見町と云ふ、身分柄の者赴きて住す（役付鑑）

郡代兼代官　小堀遠江守政一　在所江州小室一萬六百三十石　自元和九年至正保四年二月　二十五箇年

元和三年伏見城本丸書院構造奉行を勤む（徳川實紀）備中松山領十三箇國郡代代官兼勤寛永十三年鳥目二百貫文代金五十両、同十四年七月城米二千石を町民救助として下せり（役付鑑）遠江守政一は遠州流茶式の祖なり、祖は正治、父は正次、世々近江に住す、政一初め字は作助、豊臣秀吉に事へ、後徳川家康に仕へて松山城を守り一萬二千四百六十石を領し後従五位下に叙せられ遠江守と稱す、元和五年小室に轉封せられ、九年伏見奉行となり在職二十餘年、此間禁裡若くは柳營の作事奉行を勤む、寛永六年西城の園池を構造し賞として金千両を受けたり、正保四年二月六日卒、年六十九、政一點茶法を吉田重能に學びて其法を熟得し、兼ねて和歌書畫を能くし、活花の法に通ず、又器物を鑑定するに悉し、常に松花堂と交り親し、春屋國師に參禪し剃髪して宗圓大居士と稱し、孤篷庵を紫野に創す、嘗つて茶事を以て將軍家光の師範たり（藩翰譜、茶人系傳、徳川實紀）

水野石見守
宮崎若狹守
雨宮對馬守
仙石因幡守

郡代官　水野石見守忠貞　五千石、自正保四年三月一日至寛文九年四月十日　二十三箇年

正保四年三月一日、小堀政一歿せるを以て書院番頭水野石見守を伏見奉行とす、千五百石を加へて五千石とし與力同心を加へ、伏見の邊の公料地巡視を命ぜらる、同年六月二十三日赴任の暇給はる（徳川實紀）當代より御道具御役所附となる、御書院頭より伏見御奉行轉役故に書院組與力同心召連らると、明暦二年鳥目三千二百五十二貫文同三年三千貫文を町民に下す（役付鑑）寛文九年四月十日伏見奉行水野石見守職許さる、請によりてなり（徳川實紀）

宮崎若狹守重成　自寛文五年七月六日至同八年七月十三日
雨宮對馬守正種　同

寛文五年七月六日小納戸宮崎七郎右衛門重成、納戸頭雨宮權左衛門正種共に伏見奉行仰せ付けられ五百石づゝ加恩あり、官料千五百苞づゝ給はり、故小出越中守尹貞が與力同心を二人に分ち屬せしめらる、同年九月六日赴任の暇をたまふ、同年九月二十五日伏見奉行雨宮權左衛門正種京宅構造費用として銀三十貫目たまふ、寛文八年七月十三日、伏見奉行宮崎若狹守重成、雨宮對馬守正種この後京都にて訴訟檢斷すべしと仰せつけらる（これ京町奉行の濫觴なり）（徳川實紀）両奉行は水野石見守在任中に任命せられたるを以て、伏見奉行は三員となれるも、両奉行は京都役宅に在り、京都東西奉行の初めを爲したり、伏見鑑、泰平伏見役付鑑、伏見諸集記等には、両奉行を伏見奉行として記載せず、隨つて伏見奉行の名は名目のみなりしか

仙石因幡守久俊　六千石、自寛文九年七月三日至天和元年十月二十一日　十三箇年

寛文九年七月三日書院番頭仙石因幡守二千石を加へられ伏見奉行に任ず（徳川實紀）天和元年十月二十一日伏見にて卒、年六十二、妙心寺塔中桂春院に葬る、寛文十年四月城米三千石代金三千二百六十両を町民救助とし

戸田長門守
岡田豊前守
青山信濃守
瀧川丹後守
松前伊豆守

て下せり役付鑑

代官兼　戸田長門守忠利　七千石、自天和二年正月十一日至貞享三年十一月十一日　五箇年

天和二年正月十一日目付戸田八郎兵衛忠利大阪町奉行の座班を命ぜらる徳川実紀　同十八日伏見奉行となり千石加秩せなる徳川実紀　同十八日伏見奉行戸田八郎兵衛忠利大阪町奉行の座班を命ぜらる徳川実紀　同四月二十一日伏見初入役付鑑　貞享三年十一月十一日伏見奉行戸田長門守忠利小姓組番頭となる徳川実紀

岡田豊前守美次　六千石、自貞享三年十一月十一日至元禄七年二月十三日　九箇年

貞享三年十一月十一日寄合岡田将監美次伏見奉行を命ぜらる徳川実紀　四年三月三日初入役付鑑　元禄七年二月十七日伏見奉行岡田豊前守美次大病により長子左京美諧に看護のいとま賜ふ徳川実紀　元禄七年二月十三日卒去役付鑑

青山信濃守幸豊　五千石、自元禄七年三月二十八日至同九年正月十五日　三箇年

元禄七年三月二十八日小姓組番頭青山信濃守幸豊千石加禄伏見奉行となる徳川実紀　同年十二月二十一日初入役付鑑　元禄九年正月十五日駿府城代に轉ず徳川実紀　以後京都町奉行兼役支配となる、

瀧川丹後守具章　千二百石、自元禄九年正月至元禄十一年十一月　三箇年

京東奉行　松前伊豆守嘉廣　千五百石、自元禄九年二月十二日至同十年四月　二箇年

元禄九年正月十五日付瀧川丹後守具章京町奉行となり容合保田美濃守宗卿大阪町奉行となり共に五百石を加へらる、京阪共にこの後三員に定められ二人は住所にあり一人は府にあるべしと命ぜらる、同年二月二日伏見堺両奉行を停廃あり、京町奉行に伏見の地を支配すべき旨命ぜらるゝは京町奉行三員のうち今より後二員は在任し伏見の與力同心其所属たるべし、これまで京與力給米少ければ大阪與力と同じく與力廿五騎同心七十人づゝ二隊在京の奉行に所属し伏見の與力四騎同心十人はその地にのこしおくべし徳川実紀　元禄九丙子年二月二日、伏見奉行相止、伏見者京都町奉行支配、堺者大阪町奉行被二仰付一、與力同心者、京都、大阪新組割込に成る、此時京、大阪町奉行三人宛被二仰付一御役人代々記

京東奉行　安藤駿河守次行　千五百石、自元禄十年四月十二日至同十一年十一月　二箇年

元禄十年四月十二日付安藤與十郎次行五百石加へられ京町奉行となる徳川実紀　駿河守は慶長動亂に際し伏見城を死守せる次右衛門定次の孫にして正徳二年十二月卒去、大阪町大谷派本願寺別院内先塋の域に葬る役付鑑

京西奉行　小出淡路守有利（一に守秀）　千六百石、自元禄九年二月至同年六月　五箇月

同　水野備前守勝直　千八百石、自元禄九年二月至同十一年十一月　三箇年

自是伏見奉行を復す

和州郡代兼　建部内匠頭政宇　播州林田一萬石、自元禄十一年十一月十五日至正徳四年七月十一日　十七箇年

元禄十一年十一月十八日、伏見の與力同心さきに京町奉行につけられしかど此度再び伏見奉行の所属たるべしと令す、同年十一月十五日再び伏見奉行を置き建部内匠頭政宇を之に任ず徳川実紀　同十二年四月十一日初入、在任中土地を開拓し家屋を建設し、市街の繁榮を圖り中書島はこの時開地せられ、實來、今富の二橋を架す、城米六百石を町民救助として下せり役付鑑　正徳四年七月十一日寺社奉行に轉ず徳川実紀

石川備中守綱乘　七千石、自正徳四年七月十一日至享保五年五月二十四日　七箇年

正徳四年十月十一日書院番頭石川備中守綱乘伏見奉行の座班は留守居の上たるべしと徳川実紀　當代より宇治川、木津川支配に属す役付鑑　享保五年五月十八日伏見奉行石川備中守任處に病め

小出淡路守
水野備前守
建部内匠頭
安藤駿河守
石川備中守

るを以て請にまかせ醫員澁江長怡直宥をその地に遣はし治療せしむ德川實紀　同年五月二十四日卒去役付鑑

北條遠江守　北條遠江守氏朝　河州狹山一萬石、自享保五年六月二十一日至同十九年十月十五日　十五箇年

享保五年六月二十一日北條遠江守氏朝伏見奉行となる役付鑑　同十七年凶作近畿飢餓に苦しむ、幕府公領に給與す、伏見に米三十四石餘、錢四百六十貫文及大豆三斗を下す仁風集覽　十九年十月十五日奏者番兼寺社奉行に轉ず德川實紀

小堀和泉守　小堀和泉守政峰　江州小室一萬六百三十石、自享保十九年十月二十日至延享三年三月一日　十三箇年

享保十九年十月二十日大番頭小堀備中守政峰伏見奉行となる德川實紀　同年十二月二十一日初入役付鑑　延享三年三月一日奏者番に轉ず德川實紀

管沼織部正　管沼織部正定用　六千石、自延享三年三月一日至寬延四年（寶曆元年）十月十五日　六箇年

延享三年三月一日大番頭管沼織部正伏見奉行となる　德川實紀　同年六月十三日初入役付鑑　寶曆元年十月十五日御側御用に轉ず德川實紀

堀　長門守　堀　長門守直寬　信州須阪一萬五十三石、自寶曆元年十月十五日至同八年十一月十八日　八箇年

寶曆元年十月十五日大番頭堀長門守直寬伏見奉行となる德川實紀　同二年二月十三日初入役付鑑　同八年十一月十八日病免德川實紀

久留島信濃守　久留島信濃光通　豐後森一萬二千五百石、自寶曆八年十一月十八日至明和元年九月四日　七箇年

寶曆八年十一月十八日大番頭久留島信濃守光通伏見奉行となる德川實紀　九年三月十一日初入、明和元年九月四日卒去、同二十二日遺骸を國元に送る役付鑑

本多對馬守　本多對馬守忠榮　屋敷牛込神樂坂、九千石、自明和元年十月十五日至安永七年九月二十日　十五箇年

小堀和泉守　小堀和泉守政方　江州小室一萬六百卅石、自安永七年十一月至天明五年十二月十日　八箇年

明和元年十月十五日大番頭本多對馬守忠榮伏見奉行となる德川實紀　二年正月二十七日初入、安永七年九月二十日卒去、二十二日知恩院山内先求院に葬る役付鑑

安永七年十一月八日大番頭小堀備中守政方伏見奉行となり和泉守と改む同月十六日政方任所に赴任するに付請ふまゝに金二千兩を貸與す、同八年正月二十八日和泉守政方に赴任の暇を請ふ德川實紀　同二月二十七日伏見初入役付鑑　天明五年十二月二十七日政方の職をとゞめ菊間詰とす、同八年三月六日前伏見奉行小堀和泉守政方勤務の内市人出訴の義にて領地召上られ大久保加賀守に永く預けらる、其子主水政登父の科により改易せらる、其他連及するもの多し德川實紀（小堀政方の暴政參照）

久留島信濃守　久留島信濃守通祐　豐後森一萬二千五百石、自天明五年十二月二十七日至寬政三年五月十四日　七箇年

天明五年十二月二十七日大番頭久留島信濃守通祐伏見奉行となる德川實紀　同晦日任處に赴くにより金二千兩貸與德川實紀　六年正月二十一日初入役付鑑　寬政三年五月十三日卒去德川實紀

本庄甲斐守　本庄甲斐守通利　濃州高富一萬石、自寬政三年五月二十四日至同七年十二月八日　五箇年

寬政三年五月二十四日大番頭本庄甲斐守伏見奉行となる、同六月六日先規により役料三千俵かつ任處に赴くにより金二千兩を貸與す德川實紀　同年九月二十三日初入役付鑑　同七年十二月八日奏者番となる德川實紀

松平但馬守　松平但馬守昌睦　播州福本六千石、自寬政七年十二月十二日至同十二年十二月二十八日　六箇年

寬政七年十二月十二日大番頭松平但馬守昌睦伏見奉行となる、同八年二月十五日赴任するにより金五枚に時服羽織を添へて下附す德川實紀、同八年三月二十六日初入役付鑑　寬政十二年十二月二十八日西城御側御用となる德川實紀（御役人代々記には但馬守喜生と記す）

加納遠江守

加納遠江守久周　勢州八田一萬三千石、自寛政十二年十二月二十八日至文化四年十二月二十日　八箇年

寛政十二年十二月二十八日菊の間椽頰詰加納遠江守久周伏町奉行なる、享和元年二月十五日赴任するにより金十枚時服羽織を下附（徳川實紀）享和元年三月十四日初入（役付鑑）文化四年十二月廿日病により致仕（徳川實紀）

以後京都町奉行支配となる

森川越前守

京東奉行　森川越前守　江戸屋敷赤阪藥研堀、一千石　自文化五年三月至同年十二月　十一箇月

小長谷和泉守

同　小長谷和泉守　江戸屋敷表六番丁、自文化五年至同七年　三箇年

牧野大和守

京西奉行　牧野大和守　千五百石　自文化五年至同七年　三箇年

東西町奉行隔月三度伏見役所に下る（役付鑑）

是より伏見奉行となる

本多大隅守

本多大隅守政房　江戸屋敷本郷御弓町四千五百石、自文化七年十月二十四日至同十一年十月卅日　五箇年

文化七年十月二十四日大番頭本多大隅守伏見奉行となる、同八年二月二十七日赴任の暇を賜ふ（徳川實紀）同八年二月二十六日初入、同十一年十月三十日卒去、堀内村月橋院に葬る（役付鑑）

丹羽和泉守

丹羽和泉守　播州三草一萬石、自文化十二年正月十一日至文政二年八月八日　五箇年

文化十二年正月十一日大番頭丹羽式部少輔伏見奉行となる、同三月十五日暇給はる（徳川實紀）同年四月十二日初入（役付鑑）文政二年八月八日奏者番に轉ず（徳川實紀）

仙石大和守

仙石大和守久功　江戸屋敷小川町四千七百石、自文政二年八月二十四日至同六年三月四日　五箇年

文政二年八月二十四日書院番頭仙石大和守伏見奉行となる、同年十一月十一日赴任の暇給はる（徳川實紀）同十二月十六日初入、文政六年三月四日卒去（役付鑑）

堀田豊前守

堀田豊前守　江州宮川一万三千石、自文政六年三月二十四日至同十年九月十二日　五箇年

文政六年三月大番頭堀田豊前守伏見奉行となる、六月十二日赴任の暇を給ふ（實紀徳川）七月十三日初入（役付鑑）文政十年九月十二日奏者番に轉ず（徳川實紀）

本庄伊勢守

本庄伊勢守道貫　濃州高富一萬石、自文政十年十月十二日至天保四年六月　七箇年

文政十年十月十二日大番頭本庄伊勢守伏見奉行となり、同十一年正月七日赴任の暇を玉ふ（徳川實紀）同年二月五日初入、天保二月一日伏見發途、六月八日奏者番轉役（役付鑑）

加納遠江守

加納遠江守久儔　勢州八田一萬三千石、自天保四年六月二十四日至同九年九月　六箇年

大頭より轉ず、初め備中守と稱し七月七日遠江守に改む、同年十月一日初入（役付鑑）天保七年近畿凶歉打續き殆んど作毛皆無となり人民飢餓に苦しむ、十一月下旬大阪より毎日伏見に給米四十石を送り來る、同八年二月大阪に大鹽の亂起るや與力同心を卒ひて東町奉行役宅に入り應援す（大阪市史）同九年九月十日奏者番となる（徳川實紀）

内藤豊後守

内藤豊後守正繩　信州岩村田一萬五千石、自天保九年九月二十四日至安政六年八月　二十二箇年

天保九年九月二十四日大番頭内藤豊後守伏見奉行となる、十二月一日赴任の暇下さる（徳川實紀）同月二十三日初入（役付鑑）平野權平屋敷跡の池沼を開拓して住家を建設し、家賃を以て市中諸入費の補助に充て町裏に散在せる荒蕪地を開懇し自國より桑苗を移入して之が栽培を奬勵し、流疫發生に際しては自ら資を投じて施藥療養せしめたり、又平戸町宇治川本支流分岐点劍先の荒地を開きて遊園地を設くる等町民の慰撫と産業奬勵に努むる處あり、中頃轉役の報傳へらるゝや町役等上京して永勤を嘆願したるが、願意容れられたるを以て御香宮神社に武運長久の文字を刻したる燈籠を献納し、その德を頌せり（民政誌）安政五年累勳を以て城主

林肥後守

永井主水正

御役人代々記

格を賜ふ系譜

林　肥後守　　自安政六年八月二十八日　至慶應三年七月　九箇年

安政六年八月二十八日大番頭林肥後守伏見奉行となる、同年九月五日役所へ引越に付願により金一千両貸與す（德川實紀）慶應三年六月中旬より發病同月二十四日卒去、二十六日大阪一心寺に葬送す、肥後守病死に付、以後京都町奉行に於て管轄す（慶應三年御用留帳）

永井主水正　　自慶應三年七月　至同年十二月

註（一）　伏見奉行の始めて置かれたるは、慶長五年關ヶ原役後なること諸書大体に一致し、又下野守書判掟書（第四節諸法令掟書參照）の月日「十月」とあるに徴せば、奉行の置かれしは、その頃と知り得べし、然れども「伏見鑑」には之を載せず、たゞ松平下野守御内舍人源太左衛門とし、「泰平伏見役付鑑」には「御城代松平下野守忠吉卿」とし別に「臣舍人源太左衛門」と記す、「伏見諸集記」には「舍人源太左衛門、松平下野守」とあり、城代を置きたるは慶長十二年四月松平定勝の任命を最初とするを以て、下野守奉行にして舍人源太左衛門その代理たりし乎、歴代奉行を記せる古書往々脫落せるものあり、各書を參照してこゝに歴代の編述を爲せり、

伏見奉行に關して記せる左記「御役人代々記」（財政經濟史料所收）は、稍々一致を見ざる點あるも、伏見奉行を知る上に好參考たるを以てこゝに掲ぐ

一、伏見奉行は往古無レ之、御城は太閤秀吉公築きたまひしが、其後家康公御居城と成たれ共、慶長五年賊徒のため落城、同七年御再興ありしが、元和五年伏見の御殿（内藤紀伊守信正）以下大阪御城へ移され、當城は廢せられたり、其後の町奉行は輕き衆なり、同六年より五味備前守殿（五畿内代官）、同九年より小堀遠江守殿勤られけるが、両人共御代官にて當役所兼帶せられたり、寛永年中には遠江守殿を伏見奉行といへり、然ば伏見奉行は此人始めなるべし、正保四年三月三日、御書院

番頭水野石見守殿貳千石御加增、伏見奉行被二仰付一、與力拾騎同心五拾人初而附られたり、此跡役も御書院番頭仙石因幡守殿御加增、同高にて被二仰付一たるに、天和二年正月十一日、御小姓番頭戸田長門守殿、元祿七年三月二十八日、同役より青山信濃守殿伏見奉行仰付られたる時は、千石の御加增なり、同九年正月十五日に、信濃守殿を駿府御城代被二仰付一、夫より伏見奉行止で、與力同心は京都町奉行支配に成たる處に、同十一年十一月十五日、建部內匠頭殿伏見奉行に被二仰付一、再伏見奉行出來たり、仍て與力同心も京都より戻され、內匠頭殿組付となる、石川備中守殿も正德四年當役被二仰付一けれ共、是等の衆は御加增無レ之、さて所司代にて大番頭衆と伏見奉行參會之時、大番頭よりは伏見奉行下に座せられし處、內匠頭殿萬石以上なるとて上座に成たり、大番頭にも萬石取數多あり、席並は以前より定りたるを、內匠頭殿初而大番頭よりは上に居らるゝ事あるは、豊後守殿並所司代の松平紀伊守殿親類たるに付、內匠頭殿威有やうにと思はれ、兩人衆の沙汰にて座席を替られたる私なりと聞えたり、此例にて備中守殿も大番頭より上に居られける、然共備中守殿萬石以上にあらざれば、萬石以上に侍る大番頭衆と出合ては、座配もむつかしく思はれけん、所司代より參らるゝを、大番頭と出合ざるやうに時を替て參られたり、當役の北條遠江守殿は始より無二辭退一、大番頭より座上せらるといへり、但、遠江守殿は小身なりといへ共、八ヶ國領せし人の子孫なれば、家においては誰人の座上にしても、難あるまじきや、

一、伏見奉行最寄は御代官所有たれ共、水野石見守殿當役に成れ、願にて御代官は止たり、夫より以來の衆中伏見奉行計勤らる、組支配せらるゝ分、町中は勿論近鄕壹里四方ほど支配の場所にて、寺社等も有といへり、御役屋敷は御香宮より南、豊後橋よりは北にあり、太閤秀吉公在城之時、此地は家康公御屋敷跡なるを、奉行屋敷に被二仰付一たり云々、奉行屋敷より京都二條所司代迄は三里に少近し、御用有レ之時奉行度々出京せられ、御用無レ之時節は出京稀なり、二條の御城御門に鑑札出され定張紙も有レ之に付、御城入之番頭小屋へ參らるといへ共、御本丸二丸へ　伏見奉行壹人自由に入

事は無レ之、又金地院、智恩院、養源院の參詣は京役人衆同前に參らるゝ時有、亦參られざる時もあり、江戸へも時々參府せらるゝに、芙蓉の間にて御留守居の上座たり、是もむかしは左無レ之侍つるが、建部內匠頭殿より始なり、又伏見奉行衆へ禁中御普請被二仰付一、御成就ありては御劍並歌書、又は勅筆の色紙等拜領の例あり、又京と伏見は近隣なるに付、商人互に往來し商賣せり、或は別々に居宅し、家職勤るもあり、伏見奉行も京町奉行衆も人情は替らざれば、互に支配所の者を引るゝ心ある故、伏見の町人仕合よく所も賑ひ侍れば、京都衰微せると京奉行は思はれ、伏見奉行にも其心有に付、下心宜敷からずといへり惣而伏見は京都より人少にて、公事沙汰多からざれば、常に奉行衆暇ありて、鷹野、鐵砲殺生等にて慰まるゝと見ゆ、又御役屋敷は大家の然も舊家なれば破損多く出來、修復する事も、小身なる人、不如意なる衆は迷惑せらると見えたり、

一、小堀遠江守殿は茶湯の名高く、數寄の宗匠なりと世の人尊敬しける、其頃佐久間將監殿と一双に申けれ共、遠江守殿は手跡も能、物數寄も勝れたると見えて、後世までも將監殿よりは、遠江守殿を慕人多かりける、才知など有たる哉らん、初は小身たりしが度々御加增ありて、壹萬石餘を領し給へり、二ノ丸の御庭も此人に被二仰付一たりといへり、京都には遠江守殿差圖せられたる數寄屋並圍ひ庭等所々に有て、今も殘たり、父水野石見守殿は少短慮にて、堪忍せられざる人なれば、家來下人等の誤り有をば死罪申付られ、手討にもせられたる數多あり、仍世人にては人怖れ奉行に出る者難レ有侍りしか共、給分をば宜敷せられけるに付、慾有者は身命を顧ず、奉公に出る者ありたりといへり」家光公御他界ありて、所司代板倉周防守殿へ石見守殿參られ、今度江戸にての御凶事承傳絕二言語一たりと悲涙を流し愁歎せられたれば、周防守殿其容は無レ之、仙洞の坊主に成給ひたると無興氣に宣ひたり、石見守殿は如何なる事共しらず、誠に御年も若くましますに公方樣薨去をば仙洞樣にも御愛惜深くして 法皇に成せられたるべし、乍レ憚御尤至極なると申されける處、周防守殿夫にも無レ構、此度は聲高に仙洞の坊主に成れたりと宣ひつるまゝ、石見守殿無言歸れける、さて此事を石見守殿は常に心に掛け、周防守殿何とて薨去の愁傷をば申されず、仙洞樣の御落髮計を繰替し宣ひけんと心得ず思ひながら、工夫せられて年月も過、周防守殿も死去あつて、後に石見守殿心付て、周防守殿は知慮なか〳〵深き慮有て宣ひつる事を短才にて心付無レ之、尋常の言語を申つるを、さぞ愚なりと周防守殿の我を見落し給はん事、恥敷無念なり、周防守殿死去なれば、是を申開き侍らん事不叶と後悔し人に語られける、其譯は法皇樣は元來御氣隨に御座有たれ共、何となく家光公御存生の間は御隔心ありて御自由なる事もあらざりけれ共、御他界あり、家綱公は御若年にも渡らせ給へば、御我まゝなる御働き出侍らん哉と、周防守殿無二心元一存られたる處、御相談も無レ之、俄に御落髮あるは、御我まゝの手初なり、自今以後御自由なる御振舞あらば、周防守殿所司代勤る無二甲斐一、江戸の御ため不レ可レ然と、後の事を考へ不興し宣ひつるを心付侍らざるは、我不才故なりと後悔なり、是を以見れば誠に身のほどを知たる人と云べし、石見守殿は、土屋但馬守身に指を帶し給へり、

一、靑山信濃守殿伏見奉行勤役之時、公家衆の若き人々伏見の鐘木町と云所へ來り、終夜遊興し歸るゝ事毎夜なるを、町目付の者信濃守殿へ聞せたり、此所へは伏見の町人は言におよばず、京都の町人共又大名衆の藏屋敷に居る家來、其下人等迄群集し遊ぶ所なれば、公家衆參られ萬一凶事出來ては其所は勿論奉行衆まで迷惑に及ぶべし、然共公家衆は信濃守殿の支配にもあらざれば、來られ間敷と制止する事もならず難儀せられしが、急度思案せられて、自分の家來に申付られ、下人には釣燈を持せて、京都より伏見へ來る道筋に幾分も置れ、公家衆と見ゆる人通らるゝならば、何方迄も送り歸路も同じく送り届よと申含て出されたる處、如レ案若き公家衆來らるゝに付、彼者共歷々の御方樣、夜中に信濃守が支配所御通りなれば、路次も無二心配一奉レ存御供可レ仕と、信濃守申付たると答侍れば、公家衆夫は恭く侍れ共、路次を送らるゝにも不レ及事なり、是より歸られよと申

さるれ共彼者共は主人の何方までも御供可し仕と申付たる處に、是より歸りたらば主人に叱れ侍るべし、拙者共がために侍るまゝに御搆有間敷とて、止めらるゝをも不し用、侍一人と下人の釣燈持たる者側を少も離れず、鐘木町迄供し、歸京の時も如し先居宅迄見送りけるに付、公家衆も痛入迷惑せられ、夫より伏見通ひ止たりと、信濃守殿物語せられたり、むかし當番の御番衆夜あるきせられたる事あり、夫を松平伊豆守殿工夫にて、家來に釣燈を持せ供をさせられ、夜あるき止たると云事を聞て信濃守殿も用られたる成べし

伏見奉行に下知狀

訴訟は京都所司代の監督下

伏見奉行の待遇

第三節　奉行所の職制

伏見奉行は伏見市街及び廻り八ヶ村の政務を行ふ、石川備中守時代に至り、宇治、木津、(一)伏見各川筋の船舶を管轄す、正保四年六月小堀遠江守政一の後任奉行水野石見守忠貞赴任に際して、幕府の與へし條例に曰く「(二)近江丹波両國の公料私領によらず、よろず觸示すべきことは五味備前守に會議すべし、両國にいだす女券に備前守と両印たるべし、若しその上に決し難きは永井日向守尚清と商議すべし、畿内經營あるときは、諸事査檢の事は備前守と相議してはかるべし、畿内代官所租税の事も備前守と相會し、査檢の上簿書に註記して前々の如くすべし、伏見町並に町村代官所の措置は忠貞伏見奉行一人が沙汰たるべし、諸事決斷しがたきは板倉周防守宗重に問ひはかりて申付べし、その上滯る事あらば上裁を仰ぐべし」と、訴訟に關しては、京都町奉行、奈良奉行、大津代官とともに、京都所司代の監督下に屬せり、京都町奉行は、山城、大和、近江、丹波、四箇國に於ける民刑事の訴訟を受理し、伏見奈良両奉行との相互關係復雜なりしも、伏見奉行は伏見に於ける總ての訴訟を裁判せしかば、別に混雜を見ざりき、

伏見奉行は多く大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も、(三)其待遇は他の奉行と大に異る所あり、役料

奉行所一ヶ年の納拂高

裁許日

三千俵を給し、芙蓉間詰、從五位に叙す、御留守居上席(四)正德四年七月より にして、萬石以上は駿河城代の次席の席次、寛延三年七月より、なり定員初め二員なりしが、後一員となり、與力十騎、同心五十人、牢番一人之に屬す、與力は現米八十石、同心は現米十石三人扶持を給す、(五)建部内匠頭時代 寶暦六年調 納入銀十四貫九百目、入用並川方入用共銀十貫百二十目餘、別に欵所銀有高銀二十二貫二百六十三匁餘を有し、又支配下に貸附をなせり、裁許日は時によりて變更を見たる如く安永八年に於ては月の四、十一、二十二、二十七日とし、跡式附替日は從前同樣なり、明良帶錄、吏徵、職掌錄、憲教類典、癸卯雜記、伏見鑑、伏見諸集記、泰平伏見役付鑑、十一、二十六日、跡式附替日は從前同樣なり、伏見御支配川方川添之村々」（伏見鑑）

註（一）「伏見御支配川方川添之村々」（伏見鑑）

宇治川筋　宇治、槇島、三室、大鳳寺、上村、谷村、岡本、岡屋、木幡、六地藏、堀内、葭島、向島、下三栖、

御池廻り　柄、横大路、富森、納所

木津川筋　東一口、西一口、市田、伊勢田、羽柏子、小倉、東目川、西目川、四ツ谷、

美豆、除目、生津、川口、下奈良、上奈良、野尻、岩田、大住、上津屋、薪、田邊、南興戸、高

木、江津、菱田、下梶、祝園、吐師、小寺、木津大路、千堂子、法花寺、北村、五軒茶屋、南笠

置、府戸、藤和田、島田、江口、下津屋、東上津屋、水主、枇杷庄、觀音堂、奈島、玉水、藪、

大平尾、小平尾、椿井、林田、上梶、新一家、西村、川原、岡崎、錢司、小屋、桐山、北笠置、

註（二）「憲教類典」　正保四年丁亥六月二十二日

一、近江、丹波御仕置下知狀

一、近江丹波両國不寄御領私領萬事相觸儀、五味備前守（友治京都町奉行）立合可申觸事

一、右両國より出候女手形之儀、備前守と以両判可出之事

一、百姓公事備前守と立合承之可申付候若言上難相極儀者、永井日向守（尚清大阪御城代）可遂相談事

一、上方御作事之時萬事吟味之儀、五味備前守と遂相談、入念可申付事

一、上方御代官所取付等之儀、備前守合僉議之上注帳面、如前々可指上之事
一、伏見町並町村之御代官所仕置之儀者、石見守可申付事
一、萬事難極儀有之者、板倉周防守遂相談可申之、其上於有滯義、可致言上事
以上
正德四年六月二十三
水野石見守殿

註（三）「明良帶錄」
伏見奉行持高御役料二千俵（與力十騎同心五十人）慶長年中松平下野守始めて任ず、元祿之度、青山信濃守後中絕、此の芙、老支、比は御小姓組番頭堺奉行等也、此の場より昇る、元祿十一年建部內匠頭再任にて、此の比より寺社奉行に昇る、尤伏見は要地なれば、大切之場なり、御改正之後、風俗大に取直したり、
「吏徵」伏見奉行一人、老中支配、芙蓉間、諸太夫、伏見在住、持高御役料三千俵、御暇金五枚、時服三、羽織引 越拜借金貳千兩 萬石以下與力十騎、同心五十人、慶長五年庚子月日始置
「職掌錄」當職一員、老中支配、諸太夫、役料三千俵、妻子引越御役宅に住居す、在府の時は芙蓉間に候す、御暇の時金五枚、時服三領、羽織を賜ふ、又御黑印をなし下され、彼の地の事萬端指揮す、引越に付拜借金千五百出る、但萬石以上なれば貳千兩借出る也、但壹萬石已上は、位次も駿府御城代の上たり（吏徵別錄には駿府御城代次席云々と記す）

註（四）伏見奉行所役人
安永九年小堀和泉守政方時代「伏見鑑」

家老	小堀權左衞門	公用人
同	財滿勘左衞門	同
公用人	太田垣伊右衞門	同

役付與力

奉行所役人

同心支配△鑄錢座△川方	大島千藏	盜賊改	杉山鄕右衞門
△極印改△寺社方			
同心支配△川方	山林方		村井傳之丞
△極印改△寺社方	岡田文左衞門	盜賊改	三輪源太左衞門
同心支配△地方	小泉惠七郎		津田順右衞門
盜賊改△山林方	長瀨五郎左衞門		橫田彥十郎
同心支配△地方	小野三十郎	見習	大島學次郎
寺社方△勘定方		同	岡田桓次郎
同心支配△勘定方			
役付同心			
小頭△川方△極印改	滕野十藏	地方	福山兵左衞門
小頭△川方△極印改	滕島嘉助	同	富田元右衞門
小頭△川方△極印改△居物	尾崎德右衞門	同	山內丈助
小頭	松尾清藏	同	田口貞右衞門
目附	澤野權之丞	山林方	武井佐右衞門
目附△居物	藤井忠右衞門	同	中村秀右衞門
目附	田村友右衞門	同	湯淺喜太夫
目附	利根川忠太夫	寺社方	谷田貝利太夫
目附	山內義兵衞	寺社方△居物	熊谷喜十郎
書記方△盜賊改下役	小澤新平	川方△極印改	若井又右衞門
書記方△居物△供方	佐々木喜八郎	勘定方	谷九藏
盜賊改下役	柘植政右衞門	勘定方△居物	種村德三郎
書記方△供方△盜賊改下役	小林小十郎	勘定方	磯部庄十郎
書記方△盜賊改下役	細野幸次郎	供方	伊藤直右衞門
書記方△盜賊改下役	近藤小八郎	供方△盜賊改下役	岡田吉十郎
書記方△盜賊改下役	生田源藏		

天保十二年内藤豊後守時代「役付鑑」

供方	林　彦四郎
供方	中村乙右衛門
勝野武右衛門	
野村彦次郎	
永島宇太夫	
大井八兵衛	
小林久左衛門	
小林新介	

家老　梶田源左衛門
御用人　白井平格
公用方
御用人　後閑又衛
公用方　淺井新彌
公用方

役付組與力　十騎

同心支配△川方△極印方　小泉伊織
△寺社方△盗賊改方
同心支配△川方　村井傳之亟
△極印方△地方
同心支配△地方　岡田祐之進
△勘定方△御圍米掛
同心支配△勘定方△山林方　小野三十郎
同心支配△寺社方△山林方　岡田耕之進
盗賊改方△勘定方　大島勘助
盗賊方△御圍米掛　棚橋兵左衛門

大目附　伊藤文次郎
御取次　水野七兵衛
並河八郎兵衛
吉田重左衛門
澤野彌七郎
中島藤五郎
松宮喜四郎
高橋元左衛門

目安方　高橋渡人
寺社方△目安方　後閑才次
山林方△目安方　梶田市藏
勘定方△目安方　秋田惣平

杉山左右介
津田貞三郎
組並　村井平三郎
同　岡田祐一
横田孫太郎
組並　小野彌一郎
同　大島邦次郎

役附組同心

小頭△極印方	岩井又左衛門
小頭△川方△極印方	松尾彌平治
小頭△勘定方	尾崎彌左衛門
小頭△川方△極印方	谷田貝伴右衛門
小頭△寺社方	松宮專左衛門
地方△呈書方△御圍米掛	種村八兵衛
川方△極印方△御圍米掛	中島藤左衛門
地方定介△居物方	武井才助
目附△山林方(當分助)	松尾清藏
目附△人馬掛	佐々木金右衛門
山林方	柘植與左衛門
山林方	田口易五郎
目附△人馬掛	小澤志馬助
地方△居物方	小林仲助
目附方	福山善助
山林方	田村源右衛門
勘定方△居物方	○△岩井壽八郎
同	勝島義一郎
地方△呈書方	水野彦左衛門
勘定方△呈書方	谷　源之進
寺社方	小林小次郎
物書役	利根川　才三郎

勘定方　永島倉三郎
盜賊方　松村翁助
寺社方　勝野榮左衛門
目附方　吉田勝四郎
盜賊方　○△松宮半平
寺社方　勝野順平
物書役　澤野牧之助
盜賊方　伊藤八左衛門
物書役　重田榮十郎
同　△○種村十左衛門
盜賊方　富田孝之助
同　野村莊三郎
同　澤野謙藏
御番方△居物方　磯部一左衛門
同　熊谷喜十郎
同　並河爲五郎
同　中村和三郎
同　細野條之助
同　○△尾崎勇三郎
同　山内丈助
同　○△谷田貝弘之助
同　△○水野秀太郎

同　山内杢之助
同　岡田芳太郎
同　△○勝野元三郎
同　△○佐々木金之助
同　林勇蔵
同　熊谷直次郎

△印は假抱　○印は同心方両人勤

牢番は支配の外に年寄二人、組頭三人、定供六人、定供並二人、床役助牢番三十二名、及び四ヶ所年寄四人、組頭一人、定供五人、墨染牢番四人、使番三人を置く、

奉行所役人交迭の場合は、これを支配下に順達せりその例左の如し

此度先役故障有之我等共後役被仰付候自今我等共相勤申候間可得共意候此觸狀早々順達可有之尤留りより両人之内江可相返候以上

未十二月十二日

久留島信濃守組川方與力
横田彦兵衛
村井傳之亟

右は天明七年十二月十二日支配下川筋に廻覽せしめたるものなるが、前役川方長瀬五郎左衛門、杉山郷右衛門、小野三十郎は何れも小堀政方暴政事件に連座し、江戸送りとなりしものなり

「文政十一年の例」　組與力役替

川方　極印方　小泉祐太夫様
御同心支配並盜賊改方是迄通　但地方役御免
川方　極印方　地方　村井傳之進様
御同心支配並盜賊方是迄之通　但勘定役御免
地方　岡田祐之進様
御同心支配並勘定方是迄之通　但山林役御免

牢番配床役支配　高橋元左衛門

○武井富次郎
見習
○小澤捨太郎
同
○田村良藏
同
○柘植與三郎
同
○福山榮五郎
同
○熊谷[redacted]

御同心支配
山林方　但寺社方並盜賊改方御免
御同心支配
勘定方　盜賊改方　但山林方並目安方御免
山林方
但寺社方並目安方是迄之通
勘定方
但寺社方並目安方是迄之通
山林方本役寺社方
但目安見習御免
目安方見習
御番方並
勘定方
居物方是迄之通　但盜賊改役御免
盜賊改方
但物書役御免
物書役
但御番方役御免

右之通今日御役替被仰付以上

子四月二十九日

津田五太夫様
小野三十郎様
岡田耕之亟様
大島榮治郎様
横田彦十郎様
村井平三郎様
熊谷作右衛門様
熊谷喜十郎様
水野吉十郎様

右此度御見習役被仰付候間此段相觸申候以上

子四月

物代
岡田祐之進様御舍弟
岡田健三郎様

「文久三年の例」　同心の役替

御圍米掛リ本役江
其外是迄之通
呈書方本役江
其外是迄之通

物代
岩井新八郎様
水野彦左衛門様

御園米掛り江
其外是迄之通
寺社方役江
御番方御免
物書役筆頭江
御園米掛御免　其外是迄之通
欠所物取扱掛り江
其外是迄之通
盜賊改方本役江
其外是迄之通
勘定方役江
山林方御免　其外是迄之通
御園米掛り江
欠所取扱は御免　其外是迄之通
山林方江
盜賊改役御免
盜賊改方役定助江
物書役御免
物書役本役江
傳馬所取扱掛り江
其外是迄之通

右之通御役替被仰付候に付此段申通候上以
亥十二月三日

註（五）「癸 外 雜 記」

寛延三年十二月八日「諸向一ヶ年御定式御極高大概の覺」に「百五十両、伏見役所入用」とあり、又明和八年四月五日「諸向一ヶ年之御入用御定書」に「百五十両、伏見奉行」とあり、

「寶暦六年十一月二十七日、遠國諸役所一ヶ年納拂」

伏見奉行附

一銀十四貫九百六十目餘　一ヶ年納り高

澤野謙藏様
山內銓之介様
武井喜助様
田村良藏様
柘植政之進様
熊谷直次郎様
福山榮五郎様
富田忠平様
並河文三郎様
澤野數太郎様
水野唯之助様

惣代

是は諸運上其外小納り高
右拂方
一銀十貫百二十目餘
納拂差引
銀三貫二百六十目餘る
外
銀二十二貫二百六十三匁餘
内
十二貫目
但年々利銀取立同心火事羽織並小使之者給銀扶持其外小人用等に相掛來り候由
また「弘化元年甲辰二月天保元年調遠國奉行拜借金」中、伏見奉行に關するもの左の如し　丙午雜記

伏見奉行

馬借手當金之內貸附　元銀九貫目
水難手當御救夫食手當貸附並御園米元立銀之內貸附　元銀百両、元銀貳拾參貫目
御役所銀之內貸附　元銀貳拾壹貫目
闕所銀之貸附　元銀貳拾壹貫目
竹木御拂代銀之內貸附　元銀七貫九百七十五匁

役所入用並川方入用共

註（六）　拜借銀の例

一、當村內百姓豊助と申者實子二人罷在候處先年両親共相果候後二人之子供幼少にて相續難ニ相定ニ付此度村方色々申談之上右豊助悴豊吉と申者相續爲レ致候　猶又親族共より頼出に付右豊吉に此度相續爲レ致申度奉レ存候然る處豊助家建永々相續人無ニ御座ニ候に付及ニ大破ニ修覆不レ仕候而は住家に難ニ相成ニ右に付入用銀他借銀を以取繕仕候心得之處何分不時柄融通難ニ出來ニ付此度恐多御願に者御座候得共右修覆入用御銀一貫

五百目當戌年より來る未年迄右拾ヶ年賦返納を以拝借被レ爲二仰付下一度奉二願上一候尤右返納方不埒之儀御座候はゝ村方より納方可レ仕候間何卒御親類共寃加至極難レ有仕合可レ奉レ存候以上

文久二年戌年十二月

菱島新田
百姓　豊　助
百姓代　吉兵衛
年寄　新左衛門
庄屋　長　藏

御奉行様

奉差上拝借證文之事

一、銀壹貫五百目

右之御銀此度願上奉二拝借一候處實正に御座候然る上者御返納之儀當亥年より來る申年迄拾ヶ年賦壹ヶ年に百五十匁宛御利息相添毎年十二月十日限り急度可レ奉二上納一候勿論御用之節者期日に不レ拘何時にても被二仰付一次第無二遅滞一御上納可レ仕尤右御銀外々に貸渡申間敷候依て村方連印拝借證文奉二差上一候如件

菱島新田
百姓　豊　助
百姓代　太郎兵衛
年寄　新左衛門
庄屋　長　藏

文久三亥年三月廿日

地方御役人中様

伏見町には御銀貸附所同小貸附所あり、又貸附會所ありて、同様の取計ひを爲せり、（貸付に關する文献なし）天明六年伏見奉行久留島信濃守が貸附會所より御銀拝借せる者に下せる觸書あり左の如し（貸附會所は經濟編參照）

貸附會所より御銀拝借之者とも返納限月及二催促一候得共譯立不レ申尤行違之者も有レ之候會所者譯立申聞催促致候而も勝手儘を申譯相立不レ申候右之體譯立及二不埒一候而は會所より利足銀上納之支に相成難儀に候依レ之

支配中觸流之義願出候　限月返納之譯立不レ致利息相滞候而は利足相重り自然と譯立難二出來一相成甚以不届至極に候會所より及二出訴一候得は御銀之義に付毎度取立申付加判人並町迄も及二難澁一候事に候間是迄限月譯立及二不埒一有レ之者は早々會所よりも及二催促一候得は及二應對一急度譯立可レ致候

天明六年十一月

第四節　法令下達法

伏見奉行より町民百姓に公布すべき幕府の法令は高札に掲出し、公衆一般に示し、其觸書及び奉行所掟觸書はともに奉行所詰合町村役人總代與頭に於て、其組數に要する分を寫し取り、各組にては更に各町數に寫し、各一通づゝを回達す、各町は豫め備へ置ける帳簿に寫し取り、各戸に順達せしめたり、

慶長五年十月松平下野守忠吉市中取締とし、其臣舍人源太左衛門奉行たるや、京町二丁目北の辻讃岐町に高札を建て、掟書を掲示し、慶長亂後の町民を安堵せしめたり、以後讃岐町を「札ノ辻」と稱するに至り、伏見に於ける高札の最初とす、天和二年頃に於ける高札は京橋、直違橋、豊後橋、肥後橋、大龜谷、六地藏、竹田口、追手筋大手の八ヶ所、元祿十二年古城山（桃山）に關する取締の掲示高札は、鐵門、日向山、京街道、大藏橋、百間長屋、岩山、御舟入、極樂橋、風呂屋谷、長山、道阿彌堀、加通、新町十三ヶ所、乃ち古城山の各入口樞要地に建てたり、之等は寧ろ制札と云ふべく、常時所謂「御高札場」として重要なりしは、京橋北詰西側に設けられたる高札場とす、高札場は一般に畏敬すべき場所と看做され、通過の際脫帽敬禮するを常とせる人を心懸け能き人となし、都鄙を問はず、其所在地は除地にして、嚴然たる一區劃を爲し、設置に要する諸費用は伏見及び廻り八ヶ村に於て負擔し、又書換を要する場合には、奉行の指揮を仰ぎて行へり、京橋高札場其他の模様は左の「覺書」によりて知るを得べし

高札の最初

天和二年頃の高札場所

高札は長敬せらる

京橋御高札覺

京橋御高札覺

一、石臺、北南長一丈六尺三寸餘、横五尺八寸、高一尺八寸
　但前の中程にて後高南の角にて九尺六寸同北の角にて四尺但所々にて不同有之
一、土臺長一丈五尺九寸四分幅八寸両横四尺一寸
　但内法厚六寸二分
一、屋らい、長一丈四尺七寸八分巾五尺二但内法
一、同格子の木、南北西三方にて高四尺五寸七分、太さ三寸八分角、此木數三十二本内四本角柱高四尺五寸太さ四寸八分
　是れは御高札見へ易き爲め前々より三方の格子とは六寸四分短し
一、御札串木三本　長さ一丈五寸太さ四寸角同貫三通り
一、屋根、柱四本、長さ一丈一尺五寸、但土際より上太さ四寸八分
一、屋根、棟行一丈六尺二寸八分軒端東の方三尺六寸西の方三尺九寸六分
一、小屋根、南北長二尺六寸七分東西巾三尺
一、御高札の板並に雨覆の板其外御高札には共釘鐵物大工手間共に一式馬借方より出來
一、御高札串並に御札串に付候折釘其外釘鐵物又は御札串削拵大工手間共に一式馬借方より出來
一、御高札場の屋根同柱並廻り格子土臺其の外石垣共一式總町中より出來
一、御高札場及ニ破損一候節公儀橋御懸直し候得ば橋の古木拜領仕り修覆仕來る
右之通り先年より勤來候趣南北年寄共より書付出し候也
　元祿五申年八月

六地藏札場覺

一、屋根、棟行八尺五寸七分軒端板一尺六寸三分

地方の内六箇所札場覺

地方の内六箇所札場覺

一、屋らい、前後七尺五寸両横巾二尺九寸三分高二尺七寸三分屋らいの杭前後二十本同両横六本但し貫二通り
一、石臺、長七尺三寸前後横東の方三尺六寸西の方三尺四寸高前にて一尺四寸後にて一尺五寸
　地方の内六箇所札場の覺
一、御高札場、屋らい長六尺横三尺高三尺但し内法
一、栗丸太土臺木、四本四寸角、栗丸太屋らい角木四本末口三寸
一、杉丸太屋らい木二十六本末口三寸、但し前後八九本宛両横は四本宛積り角木を除く
一、中ぬき二通り、上のぬきにて屋らい木の分不殘釘締め
右之通り六箇所共に木の屋らいに仕立候に付き庄屋共願の通り御城山近邊にて替木の松目通にて差渡一尺三寸高一尺五寸
一、右札場石臺、前後六尺五寸両横三尺五寸高一尺五寸
右石臺六箇所共同時に仕立候に付右の分庄屋願の通り御城山近邊にて相渡し申候
一、大札場屋根、棟行六尺九寸軒端長一尺六寸
右は六箇所共大形同事の内少々宛の長短有之是は地方入用にて出來申候
　御城山札の覺
一、土臺　高一尺五寸宛
一、札串　長五尺宛但し是は札板の下端より土臺の上端迄
一、屋らい、高四尺五寸宛但し土入の分除く積り
一、同前、後の幅四尺五寸宛
一、同両横三尺宛
右屋らい竹一箇所に付き四五寸廻り十六本宛

右は横竹の通り入蔵縄にて念入結候様に、堀内、六地蔵、大龜谷庄屋共に申渡し竹は山廻りに申渡し相渡させ候

申八　月

右御城山廻十三箇所の分總竹數二百八本、

一、六地藏馬借前切支丹並に捨馬の札二枚の内並に雨覆の板其外板札に付候釘鐵物大工手間共に一式公儀御入用にて出來

一、同所札串に札串に付候折釘其外釘鐵物又は屋根同柱廻り格子土臺石垣大工手間共に一式六地藏十五箇町町中より出來す

一、同所石垣石入用の節は從公儀被下候總て人足入用の節は六地藏より出す

一、豊後橋、肥後橋、直違橋、大龜谷、竹田口、追手筋、此の六箇所切支丹の御高札並に雨覆の板札串入用其外高の屋根廻り屋らい共に一式地方中より出來す、竹の儀は公儀より被下候

一、右六箇所札場所竹屋らいの儀替木拜領仕木の屋らいに可仕由庄屋共願出に付替木松枝葉共に九本被下木の屋らいは地方中より仕候、釘鐵物大工手間共に一式地方中より仕候但し大龜谷の儀は町方地方共に入用銀出し申候土臺石も願候に付六箇所共々石申請候此人足も地方中より出し申候

右札の御用にて日雇入用の節は地方中より人足出し申候但し大龜谷は地方町方共に一所に人足出し申候

一、地方六箇所の捨馬の札板並に雨覆の板共公儀入用にて貞享五辰年出來札串の儀は地方中より出し申候

一、山の札十三箇所此札板並に札串入用延寶七未年最初に立候節は公儀御入用にて相立候其後天和二戌年貞享四卯年両度札立替候節は札板札串其外竹垣釘鐵物大工手間共一式堀内六地藏大龜谷三箇所の地方中より出來仕候

右十三箇所の內

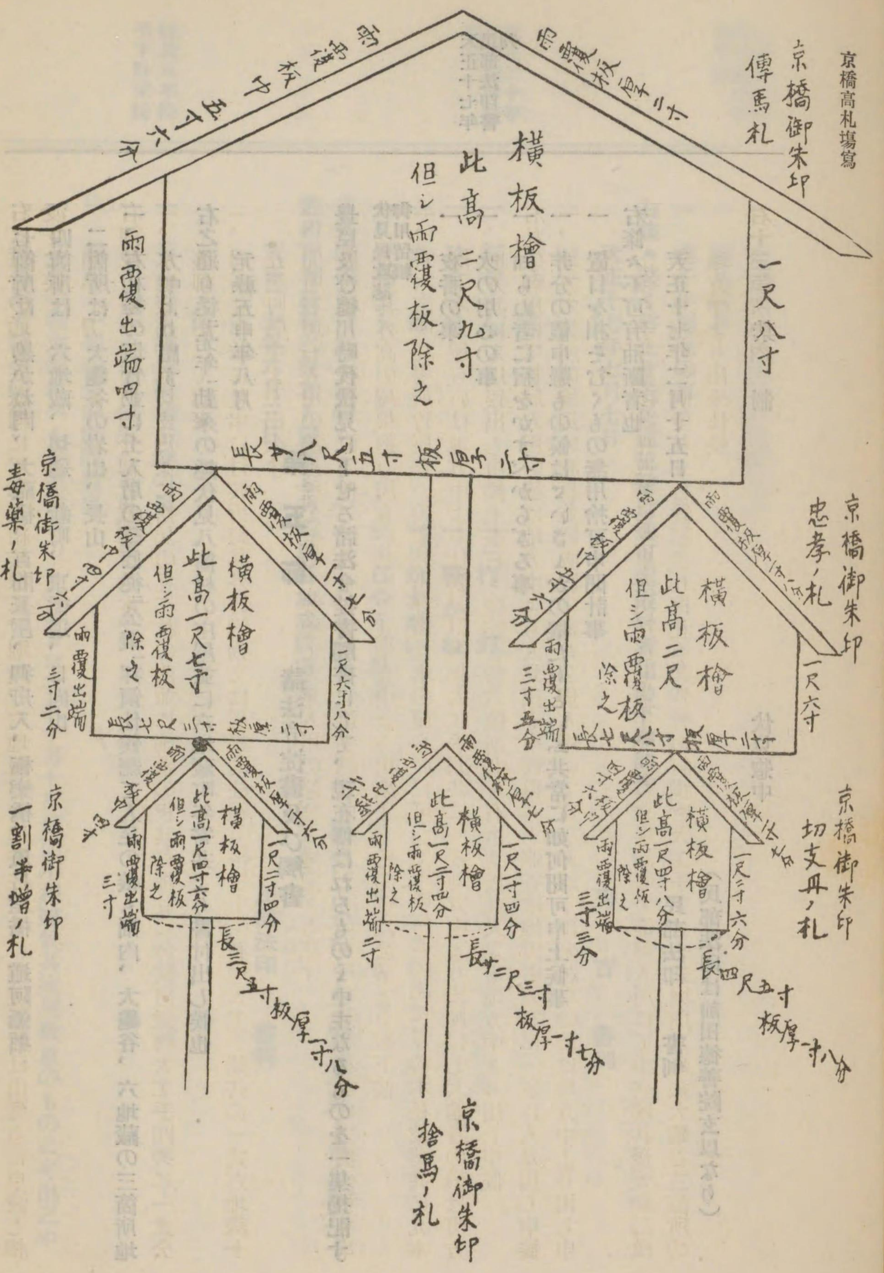

七箇所は　黒かね門、大藏橋、百間長屋、御舟入、極樂橋、風呂屋橋、道阿彌堀
四箇所は　六地藏、切通、新町、京街道、日向山
二箇所は　大龜谷の岩山、長山
一、右札場の垣竹並に土入用の節は從二公儀一拜領仕候總て人足の儀も堀内、大龜谷、六地藏の三箇所地方中より出す
右之通り從二先年一勤來の趣伏見八箇村の庄屋並に六地藏町年寄共より書付出し候也
元祿五申年八月

第五節　諸法令掟書及び觸書

天正十七年民部法印書判

豊臣及び德川時代伏見に下せる諸法令掟書觸書にして、現在傳はれるものゝ中主なるものを一集掲記す

伏見民政誌
御用留帳

一　夜番の事
一　火の用心の事
一　知らぬ者に宿をかすべからざる事
一　非分の儀申懸もの候はゞいさゝかの儀たりといふ共常に如何聞可申上候事
一　置目を相そむくもの無用捨可申聞計事
右條々不可有油斷者也
天正十七年二月十五日

民部法印　書判
（民部法印は前田德善院玄以なり）

伏見惣中

禁制

天正十七年秀吉書判禁制下知

一　軍勢甲乙人等濫妨狼藉の事
一　放火の事
一　妻子牛馬取の事
右條々堅く停止す若於違犯輩は速可處嚴科者也仍下知如件
天正十七年七月七日

秀吉　書判

天正二十年民部法印書判定

定

一　釘かくし　　一　打　釘
一　ひきかね　　一　懸かね
一　丸　釘　　一　かすがい
一　かんごう　　一　じやう、かぎ
右外門家に付たる金物ちうしやく、しやくどう、あかゝね、鐵共に古かねとして賣買事堅く停止候以上
若相背者於有之賣者も買者も共に以可加成敗者成
天正二十年六月三日

民部法印　書判

慶長五年松平下野守掟

掟

一　甲乙の人濫妨狼藉不致の事
一　家をやぶり道具他所へ不可運事
一　對町人一切非分申懸間敷事
一　其町の物主何れへも不運宿中のもの早々可召返十月十日切而不相歸候其家屋敷重のものに可出之やけ屋敷も同然の事

一宿をかし候共能く相改むざとしたる者にかす間敷候事
付町の行煎所宿取免許の事
右於違犯の輩速に可致成敗者也依如件
十月朔日　　下野守　書判
（この札は慶長五年關ヶ原役後松平下野守より下せるもの、宇讃岐町に高札として揭げしもの
なり）

定

一忠孝をはげまし夫婦兄弟親類にむつまじく召仕の者に至る迄憐愍を加ふべし若不忠不孝の者あらば可處重罪の事
一萬事怠りをいたすべからず屋作衣類飲食等におよぶまで儉約を可相守事
一惡心を以て或はいつはり或は無理を申或は利慾をかまへて人の害をなすべからず總じて家事をつとむべき事
一盜賊並惡黨もの有之ば訴人に出づべし急度御褒美可被下之事　附博突堅令制禁の事
一喧嘩口論停止之自然有之時其場へ猥不可出向又手負たるものを隱すべからざる事
一被行犯罪之族有之則被仰付輩の外不可馳集事
一人賣買堅令停止之並に年季召仕下人男女ともに十箇年を限るべし其の定數を過ば可爲重罪事
附譜代の家人又は其所に往來輩他所へ相越者付妻子をも金所持其上科なきものを不可呼返事
右之條々可相守之於有違犯の輩は可被處嚴科旨所被仰出也仍下知如件
天和二年五月　日

奉　行

（戸田長門守忠利の時代）

高札の雛形

京橋

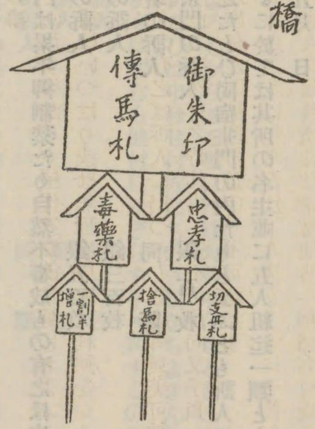

六地蔵町　大亀谷　豊後橋　竹田口
肥後橋　近糸助　直違橋

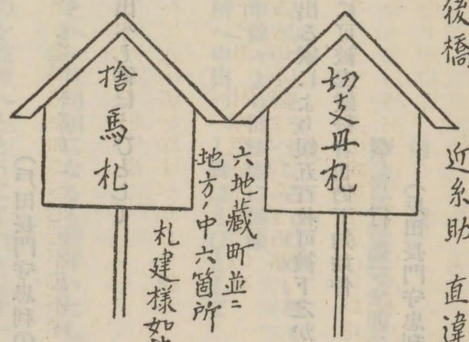

條々

一毒藥並似せ藥賣買之儀彌堅制禁之若於商賣仕者可被行罪科仮令同類たりと言ふ共訴人にいつる輩は急度御褒美可被下之事
一にせ金銀賣買一切停止たるべし自然持來るに於ては爲替屋にてうちつぶし其主可返之並にはづしの金銀にせ金銀は金座銀座へ遣し可相改事
附にせ物すべからざる事
一寛永の新錢金拾壹両に四貫文勿論歩には壹貫文御料私領共に年貢収納等にも御定の員數たるべき事

寶暦十二年桃園天皇崩御に付謹愼の觸書

一　新錢の義何れの所にても御免なくして一目不可鑄出之若違犯之輩有之ば爲罪科事
　附惡錢、似錢、古錢此外撰ぶべからざる事
一　新作の惣ならざる書物商賣不可致事
一　諸色の商賣或一所に買置しめ賣或は申分高直にいたすべからざる事
一　諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず惣て契約を爲し結徒黨可爲曲事事
右之條々可相守此旨若違犯之族於有之は可被處嚴科者也仍而下知如件
　天和二年五月　日
　　奉　行
　　（戸田長門守忠利の時代）

天和二年切支丹訴人定

　　定
きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成もの有之は申出べし御ほうびとして
ばてれんの訴人　銀五百枚
いるまんの訴人　銀三百枚
立かへり者の訴人　同　斷
同宿並に宗門の訴人　銀百枚
右之通可被下之たとひ同宿宗門の內たりと云ふとも訴人に出る家により銀五百枚可被下之かくし置他所よりあらはるゝに於ては其所の名主並に五人組迄一類ともに可被處嚴科者也仍下知如件
　　奉　行
　　（戸田長門守忠利時代）

天和二年五月　日

禁裏御違例之處御養生不被爲叶
崩御に付火之元別而入念万端物靜に可相愼尤普請鳴物停止候日數之儀追而可申付候

明和七年徒黨訴人定

　但通例之通自身番可相勤候
右之趣支配中不洩樣可相觸者也
　寶暦十二年午七月

　　定
何事によらずよろしからざる事に百姓大勢申合せととうととなへととうしてゐてねがい事くはだつるをこうそといひあるひは申合せ村方たちのき候をちよさんと申前々より御法度に候條
右願の義これあらば居むら他村にかぎらず早々其すじの役所へ申出づべし御ほうびとして
　ととうの訴人　銀百枚
　こうその訴人　同　斷
　ちよさんの訴人　同　斷
右之通くだされその品により帶刀苗字も御免ある可き間たとへ一旦同類になるも發言いたし候もの〻名前申出るにおゐては其科をゆるし御ほうび下さるべし
一　右願訴人いたすものもなく村々騷立申立候節村內のものを差押へととうにくわゝらず一人もさしだざざる村方これあらば村役人にても百姓にてもおもにとりしづめ候ものは御ほうび銀下され帶刀苗字御免さしつゞきしづめ候ものともこれあらばそれ〴〵御ほうび下しおかるべきもの也
　明初七年四月
　　信　濃
　　（久留島信濃守光通の時代）

天明六年將軍薨去と音曲普請等停止

公方樣編者曰將軍家治の事御不例之所御養生不被爲叶去る八日被遊薨御候依之鳴物音曲普請等堅く停止之事
一、諸殺生並魚賣買此節令停止候事

文政十一年家中の不法取締

一、市町其外萬商賣体に至迄人集致間敷候物騒敷無之様可致候遊所等之儀は彌以相慎候様入念可申候事

一、火之元別而入念に又瓦並茶碗等燒候義差扣事

一、町中自身番等急度相勤候事物靜成様可仕候事

一、寺社方祭禮諸開帳惣而人集之義遠慮諸事穩便に可仕候尤門前境内へ靜成様可申渡候事

右之條堅可相守旨支配中可相觸者也

天明六年九月十二日

文政十三年野付火穿鑿定（安政六年改）

信　濃

（久留信濃守通祐の時代）

一、家中之者外出致物事相愼百姓町人に對し不法成儀致間敷候に精々申付處也萬一心得違かさつ成儀又者酒興体之者於有之者早速可申出若穩便に致置外より於相聞は急度糺可申付事

一、家中江金銀借貸可爲無用候若以相對借貸いたし後日に至及出訴共決而不取立事

右之趣支配中之者共急度可相心得者也

文政十一年二月

（本庄伊勢守道貫の時代）

諸國立におゐて近來野火附候もの多く諸人難義之趣相聞候に付向後野火附もの於有之者御料私領嚴敷遂穿鑿他支配他領たりとも踏み込み召捕候義は勿論の義たとへ風聞たりとも召捕其筋へ可差出捕違者不苦候事

一　御林は勿論其他山林萱野等冬春の內は村役人共申合時々見廻り野火無之様精々心付可申事

但し風烈しき節は人數相增し別而入念可申事

一　いづれの村方にても野火有之候村內のものは勿論御料私領の無差別近鄕に在るもの共早々馳付消留其時々野火之始末可訴出事

嘉永四年博奕禁制觸書

一　野火付候ものは向後急度吟味の上其次第に寄可被行重科事

右之通此度も仰出候間役人共は勿論小前末々のもの迄御趣意の趣得と相辨向後野火附候もの有之候はゞ嚴敷遂穿鑿御料私領の無差別其所へ留置早々可訴出候若し等閑に致し置に於ては村役人共急度御咎可被仰付者也

文政十三寅年閏三月

安政六酉年五月改ム

野あらしのもの先づ此木に縛り置き訴へ出づべし

（文政十三年本庄伊勢守時代の發令を安政六年林肥後守時代に至り改正せるもの）

肥　後

博奕賭の諸勝負は前々ゟ嚴敷御制禁にて度々相觸候處心得違の輩も有之哉に相聞へ不埒の事に候全く所々役人共心得違ゟ相ゆるみ候様に成行咄かの事者慰にて不苦様に相心得追々增長致趣相聞候に付召捕咎申付候ものも有之町內及難澁者全く所々役人共制度不致改之儀不埒の事に候賭の勝負等致し候者不時の金錢手に入候得者酒食衣服等に遣ひ捨候ものも有之所々賑ひに成り候様相見へ候へ共全く土地の及衰微一日の營も出來兼候者多く相成夫ゟ不正の筋相働候様成行者に候間嚴重に取締可致事に候此旨態々相辨へ五人組共の內月番等相立夜廻致し咄かの勝負事も無之様相制可申候若等閑に差置き違犯の輩有之趣相聞に於ては宿致し候者は不及申町內の年寄五人組在方は庄屋年寄迄急度咎可申付候若不埒の者有之者早速可申出候

豐　後

（內藤豐後守時代、以下同じ）

亥九月

安政元年古金銀引替觸書

文政度以來金銀吹直被仰付候處當時保字金銀一分銀二朱等を以專世上通用に被成置候右に付而は文政度の文字金銀等字二分判二朱銀一朱等此度不殘通用停止被仰付候間其旨相心得凡古金是迄停止の品とも所持致し候者は多少共有体の員數銘々より書付其筋へ可差出候每度引替の儀相觸候へ共今以て引替殘りの高不少候は畢竟金銀持圍候餘分有之者共品位宜しと存候方を寶と致し隱置候故に候也人情に於ても無謂事には無之候へ共心得違にて候金銀は世上通用候を寶と致し候事故品位何程宜敷金銀たりとも既に停止之上は持圍候者已の寶たる品を一已の私を以て寶と致し持圍隱置候心得違にて世上一同の寶には不相成候公儀御制作世上の爲め品々御改正被仰出下々痛に相成候儀は相願候樣の御趣意にて誠に難有御時節の處一已の違に依り違犯の罪科に陷り候者共有之候ては其節に到り後悔致し候ても詮なく不便の儀に付兼て諭示し來り候此迄の停止此度の停止の金銀共速かに觸書に應じ銘々持圍候員數有之儘書出候者は自已の冥加を辨へ觸渡相守候奇特の段可被賞若世上通用の義理を不顧一已私情の迷を不悟有之儘差出此上猶隱置候はゞ取上の上嚴敷咎可申付候此者能々相心得違犯致間敷候

右之趣被仰出候間支配中不洩樣可相觸者也

寅八月

右之通に付被仰出候已上

八月　日

豐後

總代

安政元年百姓質素奬勵

百姓の儀は麁服を着し髮等も藁を以て束ね候事古來の風俗に候處近來何日となく奢に長じ身分の程を忘れ不相應の品着用等致し候義も有之髮は油元結を用ひ其外雨具は簑笠をのみ用ひ候事に候處當時は傘合羽用右に隨ひ候ては次第に費の入用多く成候間村柄も衰へ離散致候樣成行一人離散致し候へは自分御年貢並返上物等も辨納に相成り村方難義も重る事に候右のしめし手本の爲め御代官手代共衣服の義も嚴敷

豐後

總代

安政六年三港移住觸書

申渡候事にて手代一分右の通りに候上は百姓共尙更少々たりとも奢候事無之古代の義忘却致間敷候百姓にて余業の商等致候類又は村の髮結床等有之義も不埒の義に付以來は奢ヶ間敷儀相改隨分質素に致し農業相勵可申候

一、近來百姓奢侈に長じ衣類飮食共身分不相應に相成り遠在までも平日油燈し蠟燭雪踏を用ひ少も手廻り候ものは家作結構に出來都而農業に怠り余業に走り農家に不似合遊藝等致し候者有之由に候自今右体奢ヶ間敷者有之由相聞候はゞ勿論村役人迄も急度相可申付條兼て其旨相心得可申候以上

寅二月

豐後

安政六年人馬賃錢割增定

神奈川、長崎、箱舘の三港追々御開相成候に付ては右場所々々へ出稼又は移住致し勝手に商賣可爲致條望の者は其港々の役人へ引合候樣可致候

右之趣支配中不洩樣可相觸者也

未正月廿六日

豐後

右之通りに付被仰出候以上

總代

東海道中山道奥州道中甲州道中宿々の內國宛に付人馬賃錢割增左の通可請取旨申渡

去ル寅ノ正月ヨリ當午十二月マデ五ヶ年間

人馬賃錢都合五割增申付置候處猶又來正月ヨリ來亥十二月マデ五ヶ年間是迄通五割增

東海道

小田原宿　箱根宿　三島宿

蒲原宿　日坂宿　二川宿

藤川宿　石薬師宿　坂ノ下宿

中山道

守山宿

去ル寅十二月ヨリ當丑十二月ヨリ五ヶ年ノ間　奥州道中
賃錢都合四割五分割申付置候處尙又來ル未正　喜連川宿　白野宿
月ヨリ來亥十二月マデ五ヶ年間是迄ノ通リ四　阿彌陀海道宿　黒田野田宿
割五分割
右之趣被仰候條支配中不洩樣可相觸者也
未正月
右之通りに付被仰出候以上
正月九日　豊後
惣代

一、前々江戸被仰出候御制法の義は申不及先奉行段々被申渡候諸法度の趣彌以違背仕間敷候町々年寄五人組別而入念可相勤事
一、切支丹宗門の事如例年借家の者並に召遣の男女不相改之自然他所より彼宗門の者來らば早速申出可く若し隱置訴人有之に於ては家主は不申及町年寄五人組迄可爲重科事
一、博奕並に賭諸勝負彌堅可爲停止若違犯の輩有之者早速可申出隱置き脇よりあらはるゝに於ては宿主並に一座の者共不甲及両隣共町々年寄五人組迄可爲曲事
一、火の用心堅く可相守若出入の節は先奉行の相定人數町々より火消し持出し早速火元へ馳付可消の事
附り自身番定番前々の通り相勤め風烈の節は添番を出し急度可相守事
一、手負他所より來らば留置早速可申來於隱置は曲事たる可き事
附り所の者過ちにて少の疵たりと言共早速申來るべし隱置き自然他より於相知ては可爲曲事之事
一、傾城町の外遊女差置間敷の事
一、町々店借り等有之節者前々の通り町中寄合吟味可差置之家業不相勤徒に暮し候者其外不審なる者於有之者可申來事

一、質屋並に古手商賣の儀彌以て猥に無之樣遂吟味不審成者買取又は質物に取間敷事
一、町人跡式の事可讓もの書付其町の年寄五人組跡式帳に可附尤も附替の儀も可爲心次第候間可申出一家町中召連不及罷出事
一、人賣買毒藥商賣兼て被仰出御禁制の通り堅相守可き事
一、諸浪人無斷不可抱置其他請人無之もの不可致宿不審成者有之早速可申來並に召仕下人男女共怪しき者を不可抱事
一、支配所の內に於て猥に鐵砲打候者有之ば可申出事
一、先奉行被申渡通り每月二日町々年寄町中共寄合公儀の法令を守り諸事遂吟味可申事町儀の物入流の例の義と云共令省略之婚禮家督等の振舞迄費かましきは省之家來の義無油斷尤も有來り家持店借等迄不減少樣に可致相談併此義に事寄せ遊興ヶ間敷儀仕間敷事
右之條々前々奉行數度雖申被觸猶又書出も候此外逸々不及申渡古來の通り彌堅可相守者也
安政六年未十二月　肥後
右之通に付被仰出候以上
惣代
（林肥後守時代のもの以下同じ）

一、前々從公儀被仰出候御制禁之趣常に相守之村內農業專一に仕平生は自身奢費無之樣心掛公役無滯可相勤事
一、宗門の儀如先規每年申付候時節帳面出可申候常々も隨分入念不審成者有之候はゞ早速可申出候
若隨置脇より顯はるゝに於ては庄屋年寄並五人組迄可爲曲事
一、博奕並賭の諸勝負堅令停止候樣急度可相守候若違背之輩有之者宿主は不及申一座の者並に両隣庄屋

年寄五人組迄可爲曲事
附惣て村方の小百姓迄常々行狀互に心付可相嗜事
一 鐵砲御赦免の外堅所持致間敷事
一 五人組帳毎年相改可出之惣て村中申合耕作に入精若農業に働難成躰相煩候もの有之親類緣者五人組より助合田畑不荒樣肝煎可申候川除堤井溝樋等御普請所平生心を付小破の時可致修理候危所有之に於ては早速可申出候尤耕作の間には相應の營致し身持無油斷常々可心懸候不精にて徒に暮し候者於有之者庄屋年寄が異見猶承引不致候はゞ可訴出事
一 公儀之御用仰付候入用無依估最負立會等に應じ遂算用可申事
一 就公儀に他所へ罷越義自然有之者難用の儀惣百姓共へ爲申聞合点の上相懸逐一算用可申候事
一 御年貢の儀は不及申申懸り物候用等迄其時々請取手形庄屋方より小百姓へ可遣事
一 火の用心堅可相守若出火の節は近所の者早速罷出火消可申候不出合者有之候はゞ詮議の上可爲越度事
一 人賣買兼て被仰出候通御制禁の事
一 田地永代賣買御制禁の義重々被仰出候通彌以堅相守可申候假年季を定質物に預候共拾ヶ年限庄屋年寄致加判双方より證文取かはし可申候若庄屋年寄共加判して田地質物に取候段後日顯はれ候はゞ田地取上双方可爲越度事
附り高十石以下の百姓田地わけ候事先規の通り停止可爲事
一 免定書附相渡候節庄屋請取之小百姓共に見せ無依估最負可致免割候面々御年貢高庄屋より書附に致印形百姓に相渡置可申候小百姓御年貢皆濟の節庄屋方に致し置候名寄帳に引合金銀納高委細書之小百姓の印形取置可申候事
附り年々免定書付不致紛失候樣入念取持可仕事

一 御年貢米値段の義は毎年相定次第可觸聞候
一 公役並に免割等の寄合は格別佛神に準ロ新規の講を企大勢寄合の節雜用多不入樣仕御年貢と掛り物と不相交帳面に仕立致割賦の事
一 惣百姓印判紛失無之樣可仕無據子細有之候て印形替候はゞ其趣役人迄候相斷事
一 御年貢名寄萬懸り物帳毎年可差出事
一 田畑修理おろそかにて荒置候共御年貢可爲致上納候
但し其場所に立毛の品に寄見分の者遂檢議耕作不請の譯に候はゞ急度可申付事
一 新田見取場又は永荒返り地有之節假少分たりとも早速可申出候隱置脇より顯はるゝに於ては庄屋年寄並地主可爲曲事事
一 百姓持地の內にても藪切拂候儀且又三尺廻りの諸木材拂候節伺可申出事
一 小百姓〻庄屋方へまひない商物仕間敷事
一 由緒無之もの一夜にても留申間敷事
一 手負他所より來り候はゞ留置早々可申來於隱置可爲曲事事
不似合の武道具持出候者有之者可爲曲事事
所のものあやまちにて少し疵たりとも早速可申來隱置自然手負穿鑿の上於相知者可爲曲事事
一 役人共立毛見分の節村々田畑殘所無之樣委細案內致し聊以私かましき儀申樣難立訴訟申間敷事
附役人共へ商物並に振舞の馳走一切停止の事
一 庄屋給分の儀高々一分宛小百姓より可請取諸懸り物の儀は前々村方申合の通りの外私致間敷事
右之條々前々奉行數度雖申觸猶又書出し候此外不及申渡古來定の通り彌堅可相守者也

肥後

慶應二年海外に赴く者の手續

海外諸國江向後學科修業又は商業之ため相越度志願之者は願出次第御差許可相成候尤紙之上御免之印章可相渡候間其者之名前並如何樣之手續を以何々之儀にて何之國江罷越度旨等委細相認陪臣は其主人百姓町人は奉行御代官領主地頭より其筋へ可申立候若御免之印章なくして竊に相越候者も有之候はゞ嚴重可申付候間心得違無之樣主人々々又は其所之奉行御代官領主地頭より入念可被申付候

右之趣支配中不洩樣可相觸者也

寅四月（慶應二年）

肥後

第三章　明治維新以後

第一節　管轄及び區劃編制

慶應三年十二月九日　王政復古の發表あり、且つ諭告文を發せられ、諸役茲に新なり、十二月二十五日田宮如雲伏見驛取締として任に就き、下板橋二丁目元尾州藩邸（第一尋常小學校所在地）に市中取締所を置く、明治元年三月八日大阪町東本願寺掛所別院に役所を移し、同月十七日京都裁判所出張伏水役所と改稱す、四月十九日府縣の制を定められるゝや、京都府所轄に屬し、二年二月十二日伏水京都府出張廳と改稱、權大參事大山彥八其長官たり、六年二月二十一日之を廢して本府に直屬し、十二年四月十一日伏見區役所を設置し、京都府戸籍係にして、當時紀伊郡長たりし竹中兼和區長となる、同年五月十三日町名の使用文字、從來伏水又は伏見と書し、區々たりしを以て、自今伏見の字に限る事に改む、十四年一月十四日伏見區を廢して紀伊郡に併合し、紀伊郡役所の管轄に屬す（大正十四年四月郡制廢止に伴ひ郡役所は廢せられたり）

之より先き明治四年四月四日、同五日を以て區劃編成並に戸長副戸長の制令發布あり、五年五月總區長

伏見驛取締
京都裁判所
伏水出張所
京都府出張廳
伏見區役所

明治四年の制定

總區長助役、各區に區長副區長、每町に戸長副戸長を置き、市中取締役所に、大年寄役場、總區長役場を置き、六年二月南濱校内に、八年五月板橋校に移し、十二年三月廢止せらる、中年寄副年寄區長副區長役場は各番組各區に、年寄役場は每町に置けり、十二年四月伏水區の下に戸長役場を設け各組に戸長一名用掛筆生を置く、十四年一月に至り紀伊郡に屬するに至りしこと前記の加し、然して各町聯合して聯合戸長役場を設け、戸長、用掛、筆を置くこと故の如し、

この間區劃分合各町番組の編制屢々變更を見たり、明治二十二年町村制發布に至るまでの變遷を示せば左の如し　紀伊郡誌　伏見民政誌

聯合戸長役場

明治元年十二月の筋組編成

（一）　明治元年十二月二十六日從前の筋組を十七番組に劃し二百六十九ヶ町を統轄す

一番組十六ヶ町	京町一丁目	京町二丁目	京町三丁目
両替町二丁目	両替町三丁目	両替町四丁目	両替町一丁目
新町三丁目	新町四丁目	魚屋町	新町一丁目
丹後町	柿木濱町	大阪町	新町二丁目
二番組十五ヶ町	京町四丁目	京町五丁目	京町六丁目
京町南七丁目	銀座一丁目	銀座二丁目	銀座三丁目
両替町九丁目	新町五丁目	新町六丁目	新町七丁目
新町九丁目	三番組十七ヶ町	京町北八丁目	京町南八丁目
京町北八丁目	京町九丁目	京町十丁目	両替町十丁目
両替町十一丁目	両替町十二丁目	両替町十三丁目	両替町十四丁目
両替町十五丁目	新町十丁目	新町十一丁目	

新町十二丁目　新町十三丁目
四番組十八ヶ町　堀ノ上町
墨染横町　七軒町
十九軒町　山村町
七瀬川町　寺内町
五番組十六ヶ町　直違橋片町
直違橋三丁目　直違橋四丁目
直違橋八丁目　直違橋九丁目
稲荷中之町　榎木橋町
六番組十六ヶ町　本材木町
車町　上油掛町
村上町　伯耆町
地方山崎町　地方丹波町
七番組十四ヶ町　備後町
上風呂屋町　下風呂屋町
今町　東町
八番十一ヶ町　竹中町
風呂屋町　板橋二丁目
肥後町　土橋町
九番組十九ヶ町　三栖半町
鑓屋町　大津町

新町十四丁目
鑓屋町　惠美須町　桝屋町
南新町　北新町　藤森玄蕃町
鍵屋町　南蓮池町　北蓮池町
飯食町　極楽町
直違橋南一丁目　直違橋北一丁目　直違橋二丁目
直違橋五丁目　直違橋六丁目　直違橋七丁目
直違橋十丁目　直違橋十一丁目　稲荷御前町
橦木町　南濱町　鑓屋町
中油掛町　下油掛町　周防町
地方平野町　帶刀町　京橋町
下大手町　片原町　南裏町
上南部町　下南部町　新大黒町
東町東組　西町　菱屋町
指物町　石屋町　紙子屋町
鷹匠町　御駕籠町　紺屋町
山崎町　過書町　革屋町
聚樂一丁目　聚樂二丁目　成ル町

（二）
松屋町　堺町
大文字町　帶屋町
十番組二十二ヶ町　堺町
大文字町　北尼ヶ崎町
城通町　大宮六丁目
西大黒町　北久米町
田島町　上西八丁目
十一番組二十ヶ町　丹波橋町
中之町　東住吉町
奈良屋町　飛越町
下夷町　鍵屋町
清水町
十二番組十五ヶ町　朱雀二丁目
雁金町　加賀屋町
菊屋町　樽屋町七丁目
地方榎町
十三番組十四ヶ町　表町
下中町　新中町
三栖一丁目　三栖二丁目
十四番組十七ヶ町　彈正町
向島中ノ町　向島下ノ町

東尼ヶ崎町　西尼ヶ崎町
惠美酒町　八幡町　杉本町
桝形町　鍛治屋町　米屋町
南尼ヶ崎町　吳服町　濱側町
北海老屋町　南海老屋町　東大黒町
南久米町　聚樂町　東八丁目
下西八丁目
小豆屋町　堀詰新町　上板橋町
西住吉町　勘助町　津知橋町
上西新町　下西新町　上夷町
大和町　越前町　桝屋町

等安町　黑茶屋町　菱屋町
鳥羽町　上神泉苑町　下神泉苑町
朱雀一丁目　白銀町　朱雀四丁目

上北濱町　下北濱町　上中町
東濱南町　三栖向町　西濱町
三栖三丁目　三栖四丁目　三栖五丁目
平戸町　豊後橋町　向島橋詰町
玄蕃町　常盤町　立賣一丁目

立賣二丁目　立賣三丁目　鍋島町　觀音寺町　新七町
道阿彌町　讃岐町　御香宮門前町
十五番組二十二ヶ町　谷口町　久保寺町　大谷町　北寺町
中寺町　南寺町　桝屋町　千本町　阪口町
風呂屋町　越前町　出雲町　松下町　七十軒町
鳥居崎町　大龜谷一丁目　樋ノ上町　最上町　伊達町
山崎町　魚屋町　銀治屋町
十六番組十五ヶ町　六地藏大津町　六地藏西町　六地藏東町
六地藏見附町　六地藏新町　六地藏中島町　六地藏中島一丁目　六地藏札ノ辻町　六地藏茶屋町
六地藏車町　六地藏畑町　六地藏石田町　六地藏柿木町　六地藏紺屋町
六地藏柴屋町

（二）

明治五年五月十三日從前の番組の稱呼を廢し十六區に劃す卽ち左記の如し

伏見第一區　元五番組　伏見第二區　元十五番組　伏見第三區　元四番組
伏見第四區　元三番組　伏見第五區　元十一番組　伏見第六區　元十二番組
伏見第七區　元二番組　伏見第八區　元八番組　伏見第九區　元十番組
伏見第十區　元七番組　伏見第十一區　元九番組　伏見第十二區　元十六番組
伏見第十三區　元十四番組　伏見第十四區　元一番組　伏見第十五區　元六番組
伏見第十六區　元十七番組

（三）

明治七年八月二十七日從前の區劃を四區域と爲し二百六十七ヶ町を管す卽ち左記の如し

第一區　五十六町

谷口町　久寶寺町　大谷町　北寺町　稻荷榎木橋町
稻荷中ノ町　稻荷御前町　直違橋十一丁目　直違橋十丁目　直違橋九丁目
直違橋八丁目　直違橋七丁目　直違橋六丁目　直違橋五丁目　直違橋四丁目
直違橋三丁目　直違橋二丁目　直違橋北一丁目　直違橋南一丁目　直違橋片町
南新町　北新町　七軒町　鳥居崎町　藤森玄蕃町
十九軒町　墨染横町　山村町　極樂町　飯食町
寺內町　七瀨川町　北蓮池町　南蓮池町　北鍵屋町
西桝屋町　鑓屋町　北惠美酒町　堀ノ上町　魚屋町
鍛治屋町　伊達町　大龜谷一丁目　樋ノ上町　松下町
出雲町　越前町　最上町　七十軒町　山崎町
中寺町　南寺町　東桝屋町　千本町　阪口町
風呂屋町

第二區　六十ヶ町

京町十丁目　京町九丁目　八丁目　横町　京町北八丁目　京町南八丁目
兩替町十五丁目　兩替町十四丁目　兩替町十三丁目　兩替町十二丁目　兩替町十一丁目
上板橋　新町十四丁目　新町十三丁目　新町十二丁目　新町十一丁目
中之町　東住吉町　西住吉町　西鍵屋町　津知橋町
奈良屋町　丹波橋町　鍛治屋町　米屋町　清水町
桝屋町　越前町　堀詰新町　小豆屋町　加賀屋町
雁金町　菱屋町　鳥羽町　上神泉苑町　下神泉苑町
菊屋町　東大文字町　白銀町　朱雀四丁目　榎町

明治五年五月の區劃

明治七年の區劃

黒茶屋町　等安町　朱雀二丁目　東大黒町　西大黒町
南海老屋町　北海老屋町　樽屋町七丁目　勘助町　東八丁目
上夷町　下夷町　上西新町　下西新町　飛越町
朱雀二丁目　田島町　上西八丁目　下西八丁目　大和町

第三區　七十ヶ町

京町北七丁目　京町南七丁目　京町六丁目　京町五丁目　京町大黒町
京町四丁目　新七町　觀音寺町　御香宮門前町　両替町十丁目
両替町九丁目　銀座四丁目　銀座三丁目　銀座二丁目　銀座一丁目
新町十丁目　新町九丁目　新町八丁目　新町七丁目　新町六丁目
新町五丁目　石屋町　紙子屋町　指物町　板橋二丁目
竹中町　今町　東町　新大黒町　備後町
鷹匠町　御駕籠町　紺屋町　上南部町　下南部町
上風呂屋町　下大手町　片原町　南裏町　東町
西町　東菱屋町　肥後町　土橋町　桝形町
東堺町　呉服町　南尼ヶ崎町　北尼ヶ崎町　大宮六丁目
城通町　聚楽町　聚楽一丁目　聚楽二丁目　成ル町
松屋町　西堺町　大津町　東尼ヶ崎町　西尼ヶ崎町
西菱屋町　帶屋町　惠美酒町　過書町　革屋町
壷屋町　南久米町　北久米町　大文字町　下風呂屋町

第四區　八十一ヶ町

南濱町　上油掛町　中油掛町　下油掛町　橦木町

伯耆町　平野町　京橋町　車町　壷屋町
地方山崎町　周防町　丹波町　帶刀町　村上町
東柳町　西柳町　上北濱町　下北濱町　上中町
下中町　新中町　東濱南町　三栖向町　八幡町
山崎町　杉本町　西濱町　三栖半町　三栖一丁目
三栖二丁目　三栖三丁目　三栖四丁目　三栖五丁目　表町
鍋島町　常盤町　玄蕃町　豊後橋町　向島橋詰町
向島中ノ町　向島下ノ町　道阿彌町　讃岐町　彈正町
平戸町　京町一丁目　京町二丁目　京町三丁目　魚屋町
両替町一丁目　両替町二丁目　両替町三丁目　両替町四丁目　新町一丁目
新町二丁目　新町三丁目　新町四丁目　御堂前町　大阪町
丹後町　本材木町　柿木濱町　立賣一丁目　立賣二丁目
立賣三丁目　六地藏新町　六地藏西町　六地藏東町
六地藏見付町　六地藏中島町　六地藏大津町　六地藏中島一丁目　六地藏札ノ辻町　六地藏茶屋町
六地藏車町　六地藏柿木町　六地藏紺屋町　六地藏柴屋町
六地藏畑町
六地藏石田町

前記區劃改正の際元第二區の内桝屋町を東桝屋と元第三區の内惠美酒町北惠美酒町と桝屋町を西桝屋町と鍵屋町を北鍵屋町と元第五區の内鍵屋町を西鍵屋町と元第八區の内風呂屋町を紙子屋町に併合して紙子屋町と元第九區の内大文字町を東大文字町と堺町を東堺町濱側町を元第八區肥後町に併合して肥後町と元第十區の内菱屋町を東菱屋町と元第十一區の内堺町を西堺町と菱屋町を西菱屋町と何れも改稱す

(四)　明治十年四月本町管内左記字町を分割して所屬村へ編入せり

深草町（大龜谷村）十六ヶ町（伏見第一區）
大龜谷一丁目　越前町　風呂屋町　阪口町　千本町
桝屋町　南寺町　北寺町　中寺町　大谷町
久寶寺町　東堀ノ上町　出雲町　松下町　七十軒町
樋ノ上町
堀内町　五ヶ町（伏見第一區）
鍛治屋町　魚屋町　山崎町　伊達町　最上町
伏見町（景勝村）四ヶ町（伏見第二區）
朱雀一丁目　上西八丁目　下西八丁目　田島町
深草町（深草村）六ヶ町（伏見第二區）
飛越町　上西新町　下西新町　上夷町　下夷町　北奈良屋町
堀内村　三ヶ町（伏見第四區）
立賣一丁目　立賣二丁目　立賣三丁目
宇治郡宇治村、堀内村（六地藏）十五ヶ町（伏見第四區）
六地藏新町　六地藏西町　六地藏東町　六地藏見附町
六地藏中島町　六地藏中島一丁目　六地藏札ノ辻町　六地藏車町　六地藏石田町
六地藏柴屋町　六地藏茶屋町　六地藏畑町　六地藏柿木町　六地藏紺屋町

（五）

明治十二年四月十一日郡區編制法實施の爲本町市街を總治して伏見町と爲し之を六ヶ組に分ち二百十九ヶ町を統治す卽ち左記の如し

伏水第一組　三十五ヶ町
直違橋　片町　直違橋北一丁目　直違橋二丁目　直違橋三丁目

直違橋四丁目　直違橋五丁目　直違橋六丁目　直違橋七丁目　直違橋八丁目
直違橋九丁目　直違橋十丁目　直違橋十一丁目　稲荷御前町　稲荷中ノ町
稲荷榎木橋町　堀ノ上町　西桝屋町　鑓屋町　寺内町
北惠美酒町　墨染横町　七軒町　南新町　北新町
藤森玄蕃町　十九軒町　山村町　北鍵屋町　南蓮池町
北蓮池町　七瀬川町　飯食町　極樂町　鳥居崎町
伏水第二組　五十一ヶ町
京町　九丁目　京町　十丁目　京町北八丁目　京町南八丁目
両替町十五丁目　両替町十四丁目　両替町十三丁目　両替町十二丁目　両替町十一丁目
新町十四丁目　新町十三丁目　新町十二丁目　新町十一丁目　上板橋町
大和町　中之町　東住吉町　西住吉町　西鍵屋町
津知橋町　奈良屋町　丹波橋町　鍛治屋町　米屋町
清水町　越前町　堀詰新町　小豆屋町　加賀屋町
雁金町　菱屋町　鳥羽町　上神泉苑町　下神泉苑町
菊屋町　東大文字町　白銀町　朱雀四丁目　榎町
黒茶屋町　等安町　朱雀二丁目　東大黒町　西大黒町
南海老屋町　北海老屋町　樽屋町七丁目　勘助町　東八丁目
桝屋町
伏水第三組　三十ヶ町
京町北七丁目　京町南七丁目　京町　五丁目　京町・大黒町
京町四丁目　新七町　觀音寺町　御香宮門前町　両替町十丁目

両替町九丁目　銀座四丁目
新町十丁目　新町九丁目
新町五丁目　石屋町
竹中町　今町

伏水第四組　四十ヶ町

鷹匠町　御駕籠町　銀座三丁目　銀座二丁目　銀座一丁目
上風呂屋町　下風呂屋町　新町八丁目　新町七丁目　新町六丁目
東町　西町　紙子屋町　指物町　板橋二丁目
桝形町　東堺町　東町　東組　新大黒町　備後町
大宮六丁目　城通町
成ル町　松屋町
西尼ヶ崎町　西菱屋町
革屋町　西鹽屋町

伏水第五組　三十五ヶ町

南濱町　上油掛町　紺屋町　上南部町　下南部町
檀木町　伯耆町　下大手町　片原町　南裏町
京橋鹽屋町　地方山崎町　東菱屋町　肥後町　土橋町
西柳町　上北濱町　呉服町　南尼ヶ崎町　北尼ヶ崎町
新中町　東濱南町　聚樂町　聚樂一丁目　聚樂二丁目
杉本町　西濱町　東堺町　大津町　東尼ヶ崎町
三栖三丁目　三栖四丁目　帶屋町　過書町
南久米町　西大文字町

中油掛町　下油掛町　周防町
平野町　京橋町　車町
丹波町　村上町　東柳町
下北濱町　上中町　下中町
三栖向町　八幡町　山崎町
三栖半町　三栖一丁目　三栖二丁目
三栖五丁目　表町　帶刀町

明治十四年一月の區域名稱改正
明治十四年十月の組名改正
明治十七年七月の名稱改正

伏水第六組　二十八ヶ町

鍋島町　常盤町　豊後橋目　向島橋詰町
向島中ノ町　向島下ノ町　玄蕃町
平戸町　京町一丁目　道阿彌町　讃岐町　彈正町
両替町一丁目　両替町二丁目　京町二丁目　京町三丁目　魚屋町
新町二丁目　新町三丁目　両替町三丁目　両替町四丁目　新町一丁目
丹後町　本材木町　新町四丁目　御堂前町　大阪町
柿木濱町

前記區劃改正の際元第三區の内惠美酒町に南を鹽屋町に西を大文字町に西を第四區の内鹽屋町に京橋を各冒頭に冠し町名と爲せり

（六）明治十四年一月十四日伏見區を廢し紀伊郡に併合し區域名稱を改む卽ち左記の如し

紀伊郡第五組　元伏見第一組
紀伊郡第七組　元伏見第三組
紀伊郡第九組　元伏見第五組

（七）明治十四年十月十九日組名を廢し左記の通改稱す

山村町外三十四ヶ町聯合　元紀伊郡第五組
京町南八丁目外五十ヶ町聯合　元紀伊郡第六組
京町北七丁目外二十九ヶ町聯合　元紀伊郡第七組
東町外三十七ヶ町聯合　元紀伊郡第八組
南濱町外三十四ヶ町聯合　元紀伊郡第九組
鍋島町外二十七ヶ町聯合　元紀伊郡第十組

（八）明治十七年七月十一日從前の名稱は聯合戸長役場位置變更に依り左記改稱す

紀伊郡第六組　元伏見第二組
紀伊郡第八組　元伏見第四組
紀伊郡第十組　元伏見第六組

明治二十二年五月の分割編入

直違橋三丁目三十四ヶ町聯合
米屋町外五十ヶ町聯合
新町六丁目外二十九ヶ町聯合
東菱屋町外三十九ヶ町聯合
南濱町外三十四ヶ町聯合
両替町一丁目外二十七ヶ町聯合

（九）

明治二十二年五月十五日市町村制實施の際本町管内左記字町を分割して所屬村へ編入せり

深草町（深草村）二十八ヶ町（直違橋三丁目外三十四ヶ町聯合）

直違橋片町　直違橋南一丁目　直違橋北一丁目　直違橋二丁目　直違橋三丁目
直違橋四丁目　直違橋五丁目　直違橋六丁目　直違橋七丁目　直違橋八丁目
直違橋九丁目　直違橋十丁目　直違橋十一丁目　稲荷御前町　稲荷中ノ町
稲荷榎木橋町　北新町　藤森玄蕃町　十九軒町　山村町
北鍵屋町　南蓮池町　北蓮池町　七瀬川町　寺内町
飯食町　極楽町　鳥井崎町

向島村　三ヶ町（両替町一丁目外二十七ヶ町聯合）

向島橋詰町　向島中ノ町　向島下ノ町

景勝村を本町に併合し伏見町と改稱し百八十九ヶ町を統治し現今に至れり

第三節　明治初年の町役人

明治二年四月四日發令されたる區劃制定及び之に伴ふ「毎區區長並に副を置き云々」又四月五日を以て發布されたる「庄屋名主年寄等都て相廢止戸長、副戸長と改稱し云々」の二法令は明治新政の端緒として

御改正御趣旨書

舊封建時代に於ける制度を改正せられたるものなるが、この以前に於ける町役人職制は、大体に於て德川時代を踏襲せり、然れども王政復古の大令煥發せられ、諸制一新を期せられしかば、町役人に對する聯制も亦又自ら緊張を見たり、明治元年十二月二十六日を以て令せられたる左記「御改正御趣意書」は最も明白に之を物語るものにして、この時より町方取締方を廢し、大年寄及び助役を置き、各區に中年寄及び副年寄を置き、町年寄を置くこと故の如し、

御改正御趣意書

王政御一新衆諸各其意を遂け一初懇親永代渡世安穩ならしめんとの御趣旨を以て此段伍組町組を致改正候條其旨厚く相心得べし

一、五戸を組で五人組と唱へ五伍二十五戸を町とする事往古之成法たり然共年暦久しきを經町々戸數に多少有之今更二十五戸之町に變換すべからず依而五組は其町の戸數に依り家並を以て六戸七戸或は四戸に組合すべし

四町組は別紙に載て五組は其町々に於て組むべし

一は伍組に一人の頭あるべし、自然老人幼少又は婦人而已との組合に相成は不都合に付其節は家並の順次に不拘頭分相勤べきものを入交え組合すべし

一、町毎に年寄役ありて町内を支配し伍組頭を管轄すべし

一、町組毎に中年寄を置て町組内の年寄を管轄せしむ

一、大年寄を置て諸町組中年寄を管轄せしむ依て是迄の取締役方は廢止せり

一、町組に一、二の番數を定む唯々其組の稱呼とするのみにて敢て是を以て等級を分つには不非也

一、町組毎に會所を取立つべきなれども追々其仕方を相達する迄は先づ便利の地にて寺院等を借受け會所代とすべし

町年寄役
中年寄役
大年寄役
會　所

五人組

諸町役人の職務

但何番組會所代と記せる木札を掛け置くべし

一、伍組頭は組内への傳遠事を始め平生諸世話駈引等をなし町年寄は町内への傳達事を始め平生諸世話駈引等を總括し添年寄是を助け時により町組内の總代に立つべし

大年寄は町役中にて至重の職務たり助役是を助け總て市中の事を管轄し諸町組の中年寄添年寄の駈引すべし

但町年寄以上何れも所勤方八月より翌年七月迄を一限に相定むべし

一、中年寄添年寄役は町組中之入札町年寄は一町中の入札を以て向後七月下旬公撰之上役儀進退すべし

但公撰の上永役の儀は不苦役落又は病氣死者等にて不時更代は制外なり

一、町役の者は其町其町組の總代に相當り其勤勞へ對し迷惑無之樣一戸より給分差出は勿論之事なり然る處從前町に不同も有之素より新役多少に因り其用向も相準ずる事なれば向後平均の作法を以て中年寄役へ役料諸賄として半季毎に其組内にて一軒役に付錢百五十文宛添年寄役は同斷三百十五文宛差出すべし

但大年寄役同助役へは官府より給米を遣し依而別段町方へ割賦不及也

一、町々諸入用の儀年寄役明細に書記し置き八月より翌年七月迄を一限と定め勘定濟之上町分へ相示すべし

一、伍組は一町内にても親戚同樣懇切に相交り吉凶相助け疾病相憐み盜難火災其外非常等有之時は互に相救ひ善を勸め惡を戒しめ渡世の安穩をはかるべし

一、町組内の諸町は貧窮相救ひ相扶け永々土地の繁榮をはかるべし

一、願事訟訴相申出候はゞ町年寄篤と聞糺し中年寄へ差出し中年寄より大年寄へ差出し大年寄より出張役場へ差出し何れも沈滯壅閉する事なく取計ふべし

大年寄役の心得

但出張役場へ差出し候節申出し本人は勿論可差出且又急場の儀は役々の手を不經本人迄に役場へ罷出候共素より不苦なり

右之通致改正候條伍組は素より諸町組町一和懇親し謹而御主意奉戴すべき事

右之通伏見市在無漏相達もの也

中年寄役の心得

同時に「大年寄役」に令して曰く、大年寄は諸町役を管轄する、重要なる職務たれば、謹んで御仁政の御趣旨を奉じ精勤すべく、諸町組より進達する儀を情實により左右し又は公事訴訟に關し賄賂等により依估の取扱をなす事なく諸町役不心得なからしむべく引立つべしと、諸町人に達せしむべき事は無滯速に中年寄へ傳達し趣旨を審に申聞すべし、役威に傲り、尊大の所行堅く之を禁ず、常に華美の風を警め、冗費を省き、正直篤實を旨とし諸役の摸範たるべし、善を勸め惡を戒しめ良風を導き市中永世の繁榮を圖り窮民救助凶年手當等荒忽なかるべしと、

町年寄役の心得

又「中年寄役」に令して曰く、中年寄役は町組内諸町年寄議事者に傳達の事を始め、諸世話斡旋するを役務とす、時に町組中の總代を爲し、謹で御仁政の御趣旨を奉じ精勤すべし、組内より申出ずる儀を是非を分たず抑止し又は情實苞苴等によりて、依估の取計あるべからず、追々相達する趣を嚴守し、布令其外傳達沈滯無く取計ひ、趣旨は審に町々へ申聞すべし、町々懇和互に扶助保護の手段を盡し、職業に勵み組内成立の心遣ひ肝要たるべし、隣町組相親み惡を戒しめ風儀を良化するは、町役の職なり、不心得者あらば慇懃に諭し、行狀を改めしむべし、會所集議に當りては、飲食に耽り雜談に過ぎ、費用を省かず、職業を妨ぐる事あるべからず、常に戸籍の取調を怠らず、町組内に不審の者は留め置くべからず、と、

「町年寄議事者」に令して曰く、其町内へ傳達すべき事項を始め、平素諸世話をなし、御仁政の趣旨

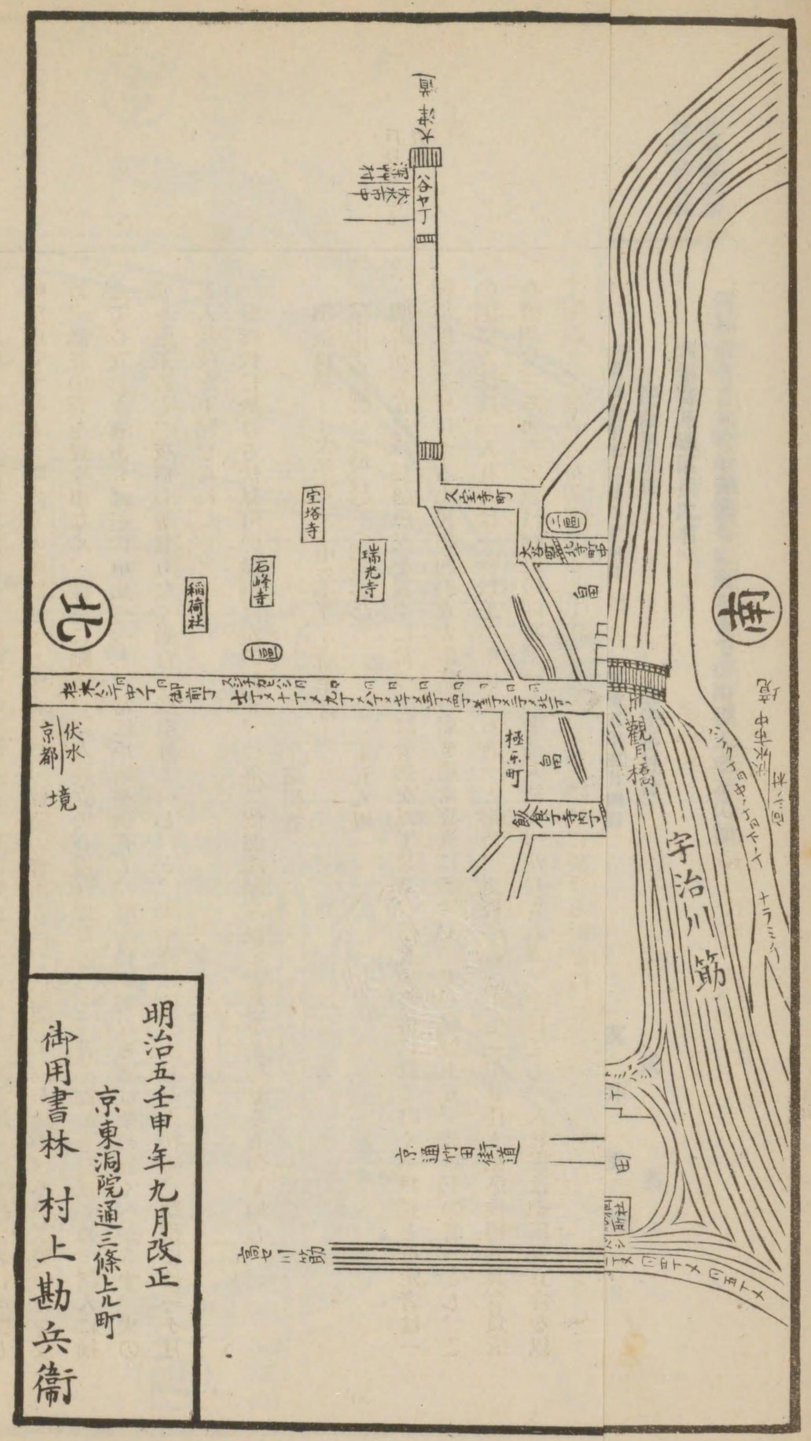

奉じ精勤すべし、情實其他により町内の申議を左右し又は抑止すべからず、布令達示は町内の者に申聞し屹度嚴守すべし、町内家々離散せざる様取計ひ、貧窮の者あらば、扶助の手段を講ずべく、華美の奢を戒め、無益の資を費す事なく、職業に勵み、諸人成立の心遣肝要なるべし、善を勸め惡を戒しめ、諸人に抽んで心宜しき者あらば速に申出づべし、常に戸籍を調査し、町内に不審なる者は留め置くべからず、火の元を嚴重にし、夜廻り等怠りなく勤むる様申付くべし、と、大年寄には一ヶ月七人扶持、助役には一ヶ月五人扶持を下賜せられたり、

此時代に於ける伏見町の職制は左の如く、村落は依然庄屋を以て職務を施行ぜるもの〻如し、

出張役場——大年寄——中年寄——町年寄——議事者
（市中取締）（助役）（添年寄）——五人組

明治五年五月戸長副戸長を置くに當つては公撰を以てせり、戸長の資格に就て曰く「戸長と可定者は一軒役以上を所持する土民の内引立方世話行届き通常算筆に不指支二十一歳以上五十歳以下の者」とし、この選擧方法は「入札人は一軒以上を所持する者」と定め、更に心得として「但其任と見込候得共其者負債を償却せざる事有之或は窃盗の罪を犯せし者は入札すべからざる事」を以てし、入札書は總區長立會を以て開票し、高点者を當選者として報告せり、この時代に於ける職制は

總區長——區長——戸長
　　總區長助役——副區長——副戸長

にして、十四年一月伏見區役所の廢止により總區長を郡長に代ゆ、

戸長公選と資格

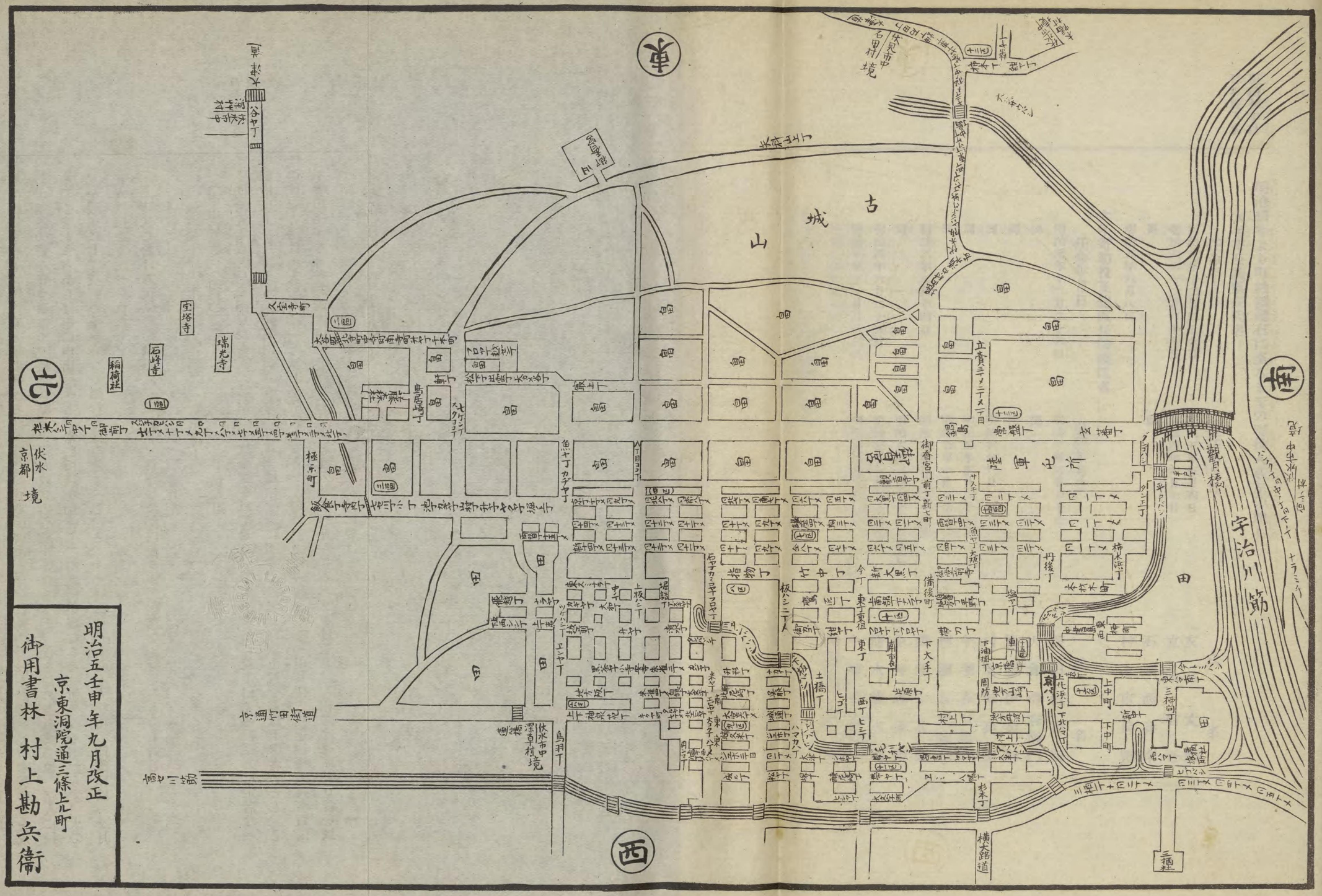

總區長助役

副區長

副戸長

にして、十四年一月伏見區役所の廢止により總區長を郡長に代ゆ、紀伊郡誌 伏見民政誌

明治初年より町村制發布に至るまでの町役人名左の如し

大年寄及總區長氏名

任命年月日	退任年月日	氏名
明治元年十二月二十六日	明治五年五月四日	友井文助
明治元年十二月二十六日	明治四年六月七日	立本省吾
同	同	石田源兵衛
明治五年六月八日		村上市兵衛

大年寄助役及總區長助役氏名

任命年月日	退任年月日	氏名
明治元年十二月二十六日	明治二年三月十七日	松田伍兵衛
同	同	大倉治右衛門
同	同	齋藤伊兵衛
同	明治五年六月八日	村上市兵衛
同	明治四年正月二十三日	今堀喜右衛門
同	明治七年十月二日	伊藤長左衛門
明治二年八月十四日	明治五年二月二十七日	奥田吉兵衛
同	明治五年三月二十二日死亡	中井忠兵衛
明治四年六月二十五日	明治五年一月二十二日	清水清三郎
明治五年十一月二十二日	明治七年四月十九日	今堀喜右衛門
明治七年十月八日		海老池太兵衛

中年寄及副年寄區長及副區長氏名

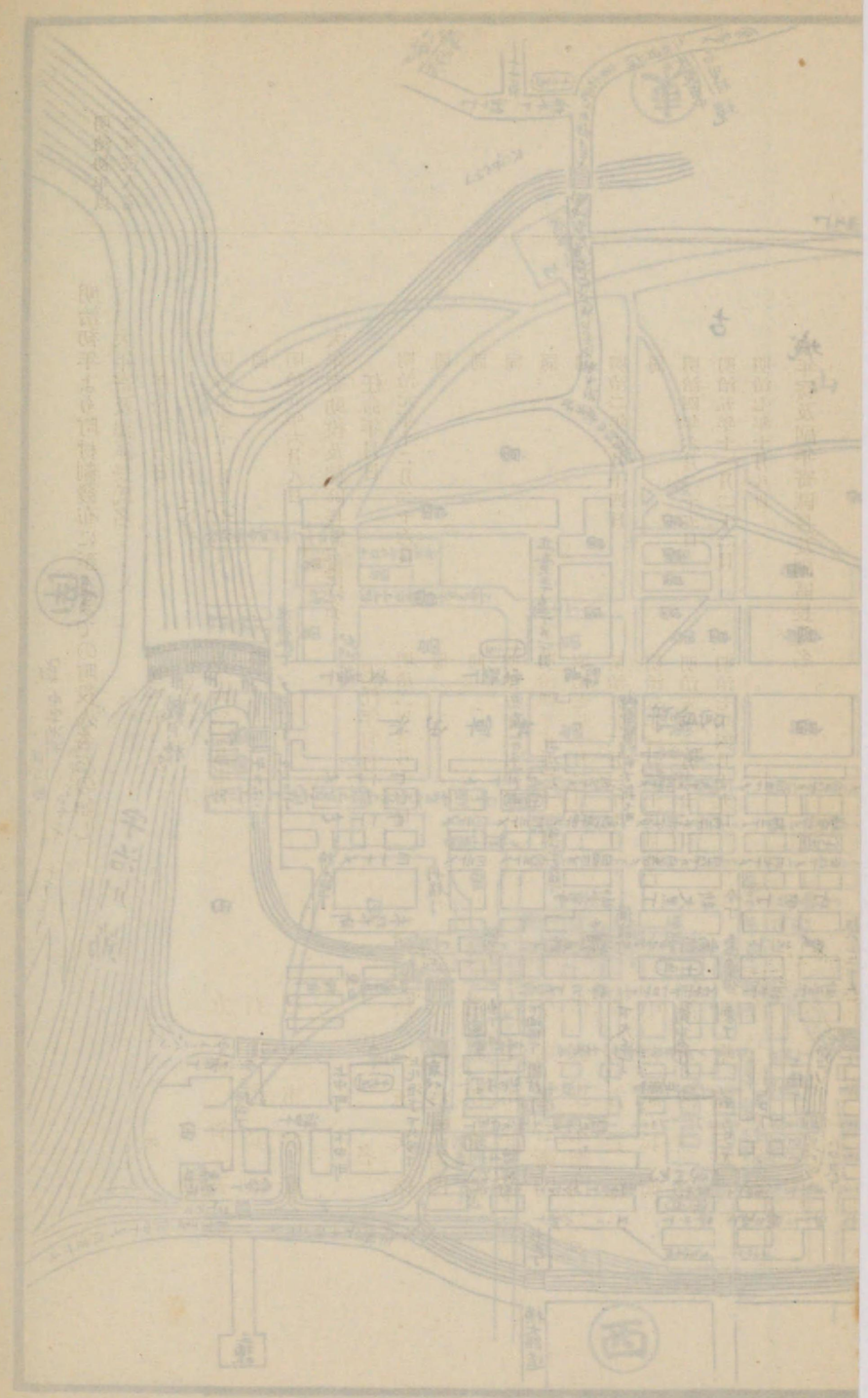

第一區（元五番組）

中年寄區長

氏名	任命年月日
今村長造	明治元年十二月二十六日
松村善右衛門	明治四年四月十七日
今村長造	明治六年九月二十八日

第二區（元十五番組）

氏名	任命年月日
武村宗吉	明治元年十二月二十六日
尾崎清五郎	明治四年八月六日
大久保次郎右衛門	明治五年八月二十七日

第三區（元四番組）

氏名	任命年月日
奥田吉兵衛	明治元年十二月二十六日
宇野又七	明治二年八月二十九日

第四區（元三番組）

氏名	任命年月日
八木平兵衛	明治元年十二月二十六日
加藤六兵衛	明治六年七月二十五日
下村源造	明治七年八月九日

第五區（十一番組）

氏名	任命年月日
山田定七	明治元年十二月二十六日

副年寄副區長

氏名	任命年月日
松村善右衛門	明治元年十二月二十六日
伊東善五郎	明治四年四月十七日
大石長兵衛	明治六年八月二十五日
松井平右衛門	明治七年六月十日
尾崎清五郎	明治元年十二月二十六日
大久保次郎右衛門	明治四年八月六日
山田源左衛門	明治五年八月二十七日
宇野又七	明治元年十二月二十六日
寺内市右衛門	明治二年八月二十九日
万保利兵衛	明治六年九月二十八日
加藤六兵衛	明治元年十二月二月二十六日
福田九兵衛	明治六年七月二十九日
巽小兵衛	明治元年十二月二十六日

巽小兵衛　明治三年三月七日

第六區（元十二番組）

氏名	任命年月日
萩七兵衛	明治元年十二月二十六日
市川七兵衛	明治四年四月十七日

第七區（元二番組）

氏名	任命年月日
狩野源兵衛	明治元年十二月二十六日
北村清次郎	明治四年二月五日
福田九郎左衛門	明治六年四月九日

第八區（元八番組）

氏名	任命年月日
西田初次郎	明治元年十二月二十六日
海老池太兵衛	明治六年三月五日

第九區（元十番組）

氏名	任命年月日
川島惣兵衛	明治元年十二月二十六日
川島小兵衛	明治六年八月八日

第十區（元七番組）

氏名	任命年月日
綾木安兵衛	明治三年三月七日
江森重兵衛	明治五年一月十五日
市川七兵衛	明治元年十二月二十六日
中安吉兵衛	明治四年四月十七日
石川善吉	明治六年十月十七日
西岡利右衛門	明治七年八月二十七日
北村清次郎	明治元年十二月二十六日
中川治兵衛	明治四年二月九日
中井忠兵衛	明治六年四月九日
白石彌七	明治七年八月二十日
海老池太兵衛	明治元年十二月二十六日
櫻井市兵衛	明治六年三月五日
藤本藤一	明治元年十二月二十六日
谷八十助	明治六年八月十五日
石垣太八	明治七年四月二十七日
小林織之助	明治七年八月九日

明治元年十二月二十六日　石黒平右衛門
明治四年十二月二十三日　藤本卯兵衛

第十一區（元九番組）
明治元年十二月二十六日　坂田源三郎

第十二區（元十六番組）
明治元年十二月二十六日　松尾五兵衛
明治四年十月二十六日　西村七右衛門

第十三區（元十四番組）
明治元年十二月二十六日　北川三右衛門
明治三年五月二十日　船越庄兵衛
明治五年六月六日　森七郎兵衛
明治六年九月二十七日　藤田彌兵衛

第十四區（元一番組）
明治元年十二月二十六日　細川長右衛門
明治四年八月六日　三輪茂兵衛

明治元年十二月二十六日　西尾源次郎
明治三年三月二十五日　藤本卯兵衛
明治四年十二月二十三日　中與兵衛

明治元年十二月二十六日　松田武兵衛
明治四年三月八日　江崎權兵衛
明治六年六月十四日　北村嘉兵衛

明治元年十二月二十六日　西村七右衛門
明治四年十月二十六日　若林喜兵衛
明治五年五月八日　大井金三郎
明治六年八月二日　上坂清左衛閉

明治元年十二月二十六日　船越庄兵衛
明治三年五月二十日　森七郎兵衛
明治五年六月六日　藤田彌兵衛
明治六年九月二十七日　田村定兵衛

明治元年十二月二十六日　三輪茂兵衛
明治四年八月六日　梶吉兵衛
明治五年九月二十日　前田半兵衛

第十五區（六番組）
明治元年十二月二十六日　福井源三郎
明治二年五月十四日　津田三郎兵衛

第十六區（元十三番組）
明治元年十二月二十六日　大村市郎右衛門
明治四年九月二十日　河村源兵衛
明治五年四月十日　岩村清兵衛
明治六年九月二十八日　幡山彦兵衛

明治六年二月四日　飯田庄兵衛
明治元年十二月二十六日　谷本甚兵衛
明治二年五月十四日　久富長兵衛

明治元年十二月二十六日　河村源兵衛
明治四年九月二十日　岩村清兵衛
明治五年四月十日　寺澤忠八
明治六年九月二十八日　秋岡伊右衛門

四區域に變更當時の區長、副區長氏名

第一區

區長		副區長	
任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治七年八月十五日	大久保次郎右衛門	明治七年八月十五日	宇野又七

第二區

區長		副區長	
明治七年八月十五日	下村源造	明治七年八月十五日	巽小兵衛
明治七年十月十八日	巽小兵衛	明治七年十月十八日	福田九兵衛

第三區

區長		副區長	
明治七年八月十五日	海老池太兵衛	明治七年八月十五日	川島小兵衛
明治七年十月十八日	川島小兵衛	明治七年十月十八日	中與兵衛

明治九年八月五日　中　興兵衛　明治七年十二月二十八日　北村嘉兵衛
第四區　明治七年八月十五日　津田太郎兵衛　明治九年八月五日　中井忠兵衛
明治十年七月六日　飯田勝兵衛　明治十一年五月七日　江崎權兵衛

聯合戸長氏名

直違橋三丁目外三十四ヶ町（元伏見第一組）新町六丁目外二十九ヶ町（元伏見第四組）

任命年月日	氏名	任命年月日	氏名
明治十二年四月十四日	大久保次郎右衛門	明治十二年四月十四日	中井忠兵衛
明治十二年十一月十八日	文珠四郎兵衛	明治十三年四月五日	四方卯之助
明治十八年十一月九日	今村這之助	明治十四年十一月二十日	佐野宇一
米屋町外五十ヶ町（元伏見第二組）		明治十五年九月十五日	中　仙太郎
明治十四年四月十四日	巽　小兵衛	明治十七年四月二十五日	狩野源兵衛
明治十五年十一月二十七日	小笹善祐	明治十九年一月十日	四方卯之助
明治十七年十一月二十一日	福田九兵衛	明治二十一年三月八日	大島尚長
両替町二丁目外二十七ヶ町（元伏見第三組）南濱町外三十四ヶ町（元伏見第五組）			
明治十二年四月十四日	飯田勝兵衛	明治十三年四月十四日	津田太郎兵衛
明治十四年七月二十日	岩村清兵衛	明治十五年三月十八日	築山三郎兵衛
明治十七年七月十一日	津田太郎兵衛	明治十七年八月十五日	村上市太郎

東菱屋町外三十九ヶ町（元伏見第六組）
明治十三年四月十四日　伊藤長左衛門　明治十九年五月七日　築山三郎兵衛

第三節

市町村制發布以後

明治二十二年市町村制の發布により、町自治こゝに制定せられ、町長、助役各一名を置き、町會議員町政に參與し、且つ事務を監査す、市町村政發布の詔勅に曰く「地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を增進することを欲し、隣保團結の舊慣を存重して益々之を擴張し云々」と、制度更新せられたりと雖も、如何に舊慣の存重に意を注ぎ、他方共同の利益幸福に留意せられたるかを窺ふべし、本町亦自治制判定以後、町勢の增進顯著なるものあり、二十三年十月各町に世話係を置き、二十六月六月有給助役一名を增員し、三十一年四月一町若くは二三町を組み合せ、區長、區長代理者を置き、三十六年之を公同組合長公同副組合長と改稱し、各町に置く、大正十年七月本町を六町に劃し、聯合公同組合長を置き、同十一年二月聯合公同組合會を組織し、會長副會長を置きて、會務を掌理せしめて現今に至る、

市町村制發布に伴ふ最初の町會議員選擧は明治二十二年四月十九日（二級）同二十日（一級）を以て施行、定員二十四名にして議員名左の如し、

隣保共同の旧慣存重

最初の町會議員名

二級	江崎權兵衛	築山三郎兵衛	大島尚長	飯田勝兵衛	
	四方卯之助	津田太郎兵衛	村上市太郎	淺田伍兵衛	
	岩村清兵衛	大西庄兵衛	仲　庄三郎	巽　小兵衛	
一級	千歳一兵衛	安本利七	福田九兵衛	木村榮次郎	
	今堀喜右衛門	中　伊兵衛	岩田伍兵衛	細川長右衛門	

松村忠兵衛　岡田長兵衛　藤岡伊兵衛　櫻井又兵衛

議員の定員は明治二十二年より三十一年に至る迄二十四名、三十四年より三十七年に至るまで三十名、四十年より四十二年に至るまで二十四名、四十三年以降現今に至るまで三十名とす、この間級別を廢し、半數改選を改む、現在議員名は左の如し

現在の町會議員

（町字表順による）

山田藤造	伏見町字南新	下村昇	伏見町字両替町十三丁目		
山本藏之助	同	字新町十一丁目	吉川宇平次	同	字津知橋
野田與三郎	同	字上板橋	櫻井利三郎	同	字桝屋
宗形熊五郎	同	字菊屋	芝村久次郎	同	字朱雀四丁目
辻喜代道	同	字御駕籠	石戸龜之助	同	字下南部
池上嘉四郎	同	字北尼ヶ崎	中村新太郎	同	字西堺
松本喜之助	同	字西壗屋	田中留吉	同	字京町南七丁目
星野市之助	同	字京町大黒	越山元之助	同	字新町七丁目
山形治三郎	同	字板橋二丁目	藤本定七	同	字備後
淀野三吉	同	字両替町四丁目	今井恒吉	同	字鍋島
田村宇三郎	同	字豊後橋	長谷川宗次郎	同	字柿木濱
竹中實二	同	字讃岐	中村太三郎	同	字伯耆
岡田彌一郎	同	字村上	川本平四郎	同	字山崎
千歳喜次郎	同	字杉本	金森幾藏	同	字三栖向

歴代の町長及び助役

明治二十二年以降の町長及び助役左の如し

町長

就職年月日	退職年月日	氏名	就職年月日	退職年月日	氏名
明治二十二年五月四日	明治二十二年十一月七日	江崎權兵衛	明治四十三年七月十二日	明治四十四年二月九日	安田英之助
明治二十二年十一月七日	明治二十六年十一月六日	藤井惣左衛門	明治四十四年五月二十九日	大正四年五月二十八日	江崎權一
明治二十六年十一月十二日	明治三十年十一月十一日	築山三郎兵衛	大正四年七月六日	大正四年七月十七日	千歳一兵衛
明治三十年十一月十九日	明治三十一年七月十五日	築山三郎兵衛	大正四年十一月三日	大正五年七月十七日	山本源兵衛
明治三十一年八月二十四日	明治三十五年八月二十三日	櫻井利三郎	大正五年七月二十九日	大正六年七月二十七日	櫻井利三郎
明治三十五年八月二十四日	明治三十六年八月六日	櫻井利三郎	大正六年十一月三日	大正十年十一月二日	仙石卯策（有給）
明治三十六年十二月二日	明治四十年十二月一日	櫻井又兵衛	大正十一年三月十日	大正十五年三月九日	香川靜一（有給）
明治四十一年四月二日	明治四十一年七月廿五日死亡	池野榮一郎	大正十五年八月三日	現任	中野種一郎
明治四十一年十二月十一日	明治四十三年四月九日	人見喜三郎			

助役（名譽）

就職年月日	退職年月日	氏名	就職年月日	退職年月日	氏名
明治二十二年五月四日	明治二十二年十一月六日	藤井惣左衛門	明治二十五年四月十八日	明治二十七年六月二十三日	村上直興
明治二十二年十一月七日	明治二十五年四月六日	築山三郎兵衛	明治二十七年七月二十三日	明治三十年三月十一日	四方卯之助

明治三十年三月二十三日	村上直興	明治三十一年三月十六日	村上直興
明治三十一年四月二十二日	千歳一兵衛	明治三十二年八月十日	千歳一兵衛
明治三十二年九月二十七日	櫻井又兵衛	明治三十六年九月二十六日	櫻井又兵衛
明治三十六年十二月二日	岡本善吉	明治三十七年九月二十二日	岡本善吉
明治三十八年四月二十四日	池野榮一郎	明治四十一年四月一日	池野榮一郎

助役（有給）

就職年月日	氏名	退職年月日	氏名
明治二十七年四月十七日	伊原繁之丞	明治三十一年四月十六日	伊原繁之丞
明治三十一年四月十七日	伊原繁之丞	明治三十五年四月十六日	伊原繁之丞
明治三十五年四月二十一日	伊原繁之丞	明治三十九年四月二十日	伊原繁之丞
明治三十九年一月六日	浦幸次郎	明治四十三年五月三十一日	浦幸次郎
明治四十三年十月五日	清水勝太郎	大正三年十月四日	清水勝太郎

市町村制發布以前に於ける本町財政は明かならず、明治二十二年度以後の町費歳入出決算の概要を示せば左表の如く、明治二十二年度歳入五千百五十五圓餘歳出四千九百一圓餘は、昭和三年度（豫算）に於て四十六萬八千七百五十一圓を示す、明治二十二年度歳入出の指數を一〇〇とすれば、その累進は明治三十二年度歳入三、四二三、歳出二、〇〇八、大正八年度歳入三、七〇〇、歳出三、五二〇、同十三年度歳入五、三七〇、歳出五、二四七、昭和二年度（豫算）歳入九、九三六、歳出九、五六四に當れり、

町費歳入出決算

歳入經常部

科目金額

科目	明治二十二年度	明治三十二年度	明治四十二年度	大正八年度	大正十五年度	昭和二年度（豫算）	昭和三年度（豫算）
使用料及手數料	円 七七〇	円 一七三、七三〇	円 七六二、一三〇	円 五、三七四、三五〇	円 二三、八九九、三七〇	円 一五、四六一、〇〇〇	円 二四、三八一、〇〇〇
雜收入	一、一七一、九九八	五、一〇六、三五二	四、一三、八四四	一、七六四、六〇〇	四、二四七、八一〇	六、五六五、〇〇〇	八、五七三、〇〇〇
町稅	三、九七五、九三六	一三、四九一、一五四	三五、七一七、三一〇	一二七、九〇六、一六〇	一九九、八七五、七九〇	二〇九、一六一、〇〇〇	二六九、三三三、〇〇〇
前年度繰越金		六一、三六三	六、六〇六、一八九				
交付金		一、一〇〇、三九	二、六五九、〇八七	八、六五三、九六〇	三一、三三三、〇〇〇		
補助金		六〇、八二一	五九〇、六五〇				
財産ヨリ生スル收入			一、四三三、八二〇	二、六二三、三二			
寄附金			一、〇九七、七八〇				
公債							
國庫下渡金			三三、九〇〇、〇〇〇				
報償金				三、三七四、二九〇	一五、〇九三、九一〇	二九、八八八、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
回收金				九九一、一六〇	一、五五三、四八〇	一、六九四、〇〇〇	一、七三五、〇〇〇
經常部計	五、一五五、六四四	一九、九九三、六三九	一七六、四七九、八三〇	一五〇、六七七、四六三	二四六、一三八、九三〇	二七七、〇三二、〇〇〇	二九八、四五七、〇〇〇

歳入臨時部

科目	明治三十二年度	明治三十七年度	明治四十二年度	大正八年度	大正十三年度	昭和二年度（豫算）	昭和三年度（豫算）
府補助金				一一六、二三〇	二、〇四八、七三〇	九、三八二、〇〇〇	六、一五一、〇〇〇
寄附金				六一八、〇六〇	四、九七九、〇五〇	一九、九三九、〇〇〇	二、七六六、〇〇〇
繰越金				二一、四八七、一三五	一三、六三〇、六四〇	二一、九七九、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇
雑收入				六八〇、〇四〇	三、一四六、一八〇	三、一六三、〇〇〇	一四、一〇〇、〇〇〇
積立金繰入				一七、〇〇〇、〇〇〇			
財産費拂代					六、二五〇、七一四	四一、四一六、〇〇〇	
國庫補助金						九、二七〇、〇〇〇	九七七、〇〇〇
物件賣拂代							三〇〇、〇〇〇
町債						一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時部計				三九、九〇一、四五五	三〇、七一五、三〇四	一三五、一四九、〇〇〇	一七〇、二九四、〇〇〇
合計	五、一五五、六四四	一九、九九三、六三九	一七六、四七九、八三〇	一九〇、五七八、九一七	二七六、八四四、一三四	五一二、三三一、〇〇〇	四六八、七五一、〇〇〇

歳出經常部

科目	明治三十二年度	明治三十七年度	明治四十二年度	大正八年度	大正十三年度	昭和二年度（豫算）	昭和三年度（豫算）
役場費	二、五五三、六九三円	四、三三五、三二七円	九、八九二、六九四円	三、四一九、四八〇円	三八、五五四、四三〇円	五五、二一四、〇〇〇円	五二、九八九、〇〇〇円
會議費	九七、一一四	一〇七、八〇五	三一一、七四〇	六八六、五〇〇	一、〇〇九、二三〇	二、五三〇、〇〇〇	二、五九三、〇〇〇
土木費	七九、九三〇	九二七、四二四	二、三三九、四三〇	八、七四三、五八〇	三、二四三、一五〇	一九、〇七九、〇〇〇	一六、八一二、〇〇〇
衛生費	四八、〇二〇	三六五、六三〇	二、九八五、七〇一				
救助費	一五〇	八、六八二	五、〇〇〇			三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
警備費	四二、四六五	一六二、〇〇二	三四六、九一〇	七五三、二九〇	一一、二九四、九〇〇	四、三八八、〇〇〇	七、〇八五、〇〇〇
教育費	二、〇一五、四七五	七、六〇四、四〇七	一四、六三四、六八〇	五一、六四五、五〇〇	一〇四、八〇六、七三〇	一一七、一一七、〇〇〇	一三四、〇九三、〇〇〇
雑支出	四一、九三五	三八、〇〇〇	二、六七〇、八四八	九九二、一五〇	五、二七八、一九〇	五、四二八、〇〇〇	六、五四九、〇〇〇
豫備費	三、三三八					六、八六六、〇〇〇	五、一九二、〇〇〇
勸業費		六四、九四七				二八〇、〇〇〇	七三三、〇〇〇
諸税及負擔		三、五七七、六二六		六、二五五、二四〇	五、二九一、五四〇	五、九三二、〇〇〇	三〇、〇〇〇
公債費		一、五三六、九五〇					
基本財産蓄積金		七〇〇、〇〇〇	一六〇、七八〇				
負擔			三、五六三、四三〇				
傳染病豫防費				五三七、三三〇	八三二、六〇〇	一、三六九、〇〇〇	一、六一八、〇〇〇
汚物掃除費				四、四六五、七六〇	一一、七二一、六六〇	一一、一五七、〇〇〇	一三、七八一、〇〇〇
墓地費				五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
基本財産造成費				九四七、二九二	三、九六二、七七四	三、九三〇、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇
財産費				二七二、〇〇〇	九〇九、〇四〇	一、〇七二、〇〇〇	一、〇四二、〇〇〇
神社費				一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九五、〇〇〇
公會取扱費				二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
トラホーム豫防費						一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
肺結核豫防費					五〇、〇〇〇		
社會事業費					二、七一五、一五〇		五〇一、〇〇〇
交付金					二五〇、五四〇	三三三、〇〇〇	
青年訓練所費						三、一六四、〇〇〇	四、〇九七、〇〇〇
結核豫防費						一六九、〇〇〇	一五三、〇〇〇
公設市場費						六二七、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇
職業紹介所費						一、三八五、〇〇〇	二、七四九、〇〇〇
地方改良費						四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
伏見景勝病院費							六、二五三、〇〇〇

經常部計	公債及資本償還費	公共施設事業費	衛生費	土木費	勸業費	公債費	教育費	基本財産積立金	補助費	警察費	積立金	公共施設費	傳染病豫防費	役場營繕費	隔離所費	勞働調査費	諸支出費	汚物掃除費	繰入金
四九、〇一〇、一一〇																			
一九、四一八、〇〇〇			四三、〇五〇																
三六、九一一、三三				五二、九〇〇	三、〇〇〇	四九、〇三一、四〇一	六、三五九、〇〇〇	五、三一〇、〇〇〇											
九七、九八一、三三						一六、三六八、一〇〇	二八、一〇〇、〇〇〇		四五、〇〇〇	四三、九七〇		二、五四三、二五〇	〇五、〇九〇						
三〇、四九、四六、四四						三、一六、四四〇	四、七三、三五〇		一、〇五〇、〇〇〇	二、一八四、四七〇	三四、〇〇〇	四、三五、二五〇	三三、〇〇〇	六三、〇〇〇	四、六五、〇六〇	一、一三、〇〇〇	一、四五、〇六〇	三、三五、〇〇〇	一、四九、〇八〇	四五、〇〇〇
四四、〇七八、〇〇〇						三六、九四〇、〇〇〇	二、一三、〇〇〇		一、八〇、〇五〇、一〇	二、八九、〇〇〇	一一、四五〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	一一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四六、一三一、〇〇〇						五三、一三一、〇〇〇	一七、四四、〇〇〇		一、〇五、〇〇〇	一、一四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

合計	臨時部計	積立金	豫防費	傳染病豫防費	調査費	職業紹介所費	市制施行額	支出本年度教育費
四九、〇一〇、一一〇								
一九、四一八、〇〇〇	四三、〇五〇							
九四、九八一、三三	六一、四九、七一一							
一七、四五六、三六三	七四、五〇、一五〇							
五三、九四〇、四四	五三、八四〇、一一〇							
五三、一三一、〇〇〇	一七、四四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四六、七三一、〇〇〇	一、〇〇〇							

第五、經濟編

緒論

豐臣秀吉伏見築城以前に於け住民の生業は農を本位とし、又漁を業としたるが、伏見築城による市街の形成とともに、商賈こゝに來集し、德川時代に入り、慶長六年已に銀座の置かるゝあり、諸制の備はるに及び、問屋諸仲間次第に發達し大に殷賑を呈せり、蓋し水陸漕運に於て重要の地位を占めたるを以て也、桓武帝、都を平安に奠め給ふや、都府の街路橋梁盡く備はり、外には宇治、大原、大枝、山崎、淀の五道を闢かれ、水陸の漕運極めて自在たりしが、伏見は延久年間橘俊綱山莊を築きて以後、漸く京洛との往還を見たるが如し、秀吉起りて天正末年淀堤を築き、次いで宇治川の水路を變替するに及び、水運の便大に整ひ、德川時代に至りて益々發達し、更に角倉了以の高瀨川開鑿により伏見は京阪の要衝をなせり、されば一般物貨を取扱ふ問屋仲間は、大阪と京都の中間に在りて、之が集散を支配せしかば、中世時代の繁榮を想像すべし、然れども伏見自体の生産業に至りては、その生業が運輸と旅客を對手とせるを以て、之に供給する土産類を特産となすに過ぎず、その以外は單に地方的需要を充たすのみにして、進んで地方以外に輸出するものは甚だ少し、故を以て維新以後、交通運輸狀態の一變するや、町民の生業亦一大變動を來たし、一時衰微の止むなきに至りしと雖も、明治三十七八年日露戰後、酒造業の顯著なる發達は大に經濟的地位を向上せしめ、一般生産業も亦次第に活況を呈し、大正七八年財界好況時代に於ては、當町附近に工場を新設するもの相次ぎ、工場地帶としても大に注目せらるゝに至れり

第一章　交通運輸「水運」

第一節　淀川過書船

秀吉伏見築城以前の宇治川は、宇治の下流より巨椋沼に入り、淀の南に於て木津、桂の二流と合せり、巨椋沼は北に延び、伏見山西より鳥羽附近までを浸し、京都より水路難波に赴かんとするものは、下鳥羽より船を泛べて發するを常とし、下鳥羽は草津と稱せられ、洛南の要津たり、秀吉築城以後水路大に變替あり、鳥羽及び伏見を發着所とし、殊に秀吉築城によりて、伏見は淀川水運上重要の地位を占むるに至れり、

德川家康政權を執るに及び、慶長八年十月河村與三右衞門(一)、木村宗右衞門をして舊により淀川過書船(二)を司らしめ、名けて過書座と云ふ、その條令に曰く「大阪傳法尼崎山城川伏見を上下する過書船は、公役として年中銀三百枚を課す、官用の船は課銀を取るべからず、商品を積載するものは嚴重に査檢すべし、木材は直に武家の邸內に收め、材木商に渡すべからず、二十石の船賃は銀五文目を納め、船に大小ありと雖之に準じて收むべし、鹽肴も亦同じ、米を下す舟は積量の二割を上納せしむべし、船一艘に乘客の定員三十一人とす、若し船主にして商人に非議を申懸るに於ては成敗すべし」と、また大阪伏見間一人の船賃は十文にして、この二割を上納せしむ、同十七年秀忠再び過書船仲間に黑印を與へたり、

過書座は伏見京橋、納所、牧方、吹田、大阪、尼崎、神崎等に番所を設け、京都に會所を置きたり、

木村宗右衞門先祖書
紀伊郡誌、伏見鑑

註（一）　河村與三右衞門、木村宗右衞門は紀伊郡納所の人

「木村宗右衛門先祖書」　元祖本國山城、木村宗右衛門勝正、慶長年中、權現樣伏見に被レ爲レ遊二御座一、天下之御政務被レ遊二御取行一候御時、宗右衛門勝正伏見に在宅仕折々御伽にも上り大阪五泰行と御出入之儀有レ之候節者晝夜共御殿に相勤罷在〇中略關ヶ原之御合戰、被レ爲レ得二御勝利一、權現樣天下御一統之御代與相成候節、過書之儀、古來之通無二相違一被レ爲二仰出一、河村與三右衛門、木村宗右衛門過書中江慶長八年權現樣御朱印被二下置一所持仕候

註（二）　「過書船」又は「過所船」に作る、過所とは關市令に「凡行人渡レ關者皆依二所レ載關名一勘過」とあるによつて稱せられ、淀川往來の諸船も古來切手檢査の事あり、この名稱を生じたるものゝ如し、

「和漢船用集」　過書船は川船荷船にて淀川筋を攝州より城州へ荷物運送の船にて六七十年以前までは此船を用ひしが、近來川筋淺くして優れて大なるものなし、今の船の長さ十五六間、幅二間半餘、三間位なり

「淀二十石船由緒書」　淀川筋淀より大阪尼ヶ崎まで通ふ二十石より二百五十石までの船あり、總名を過書船と云ふ、

過書船の大きさは三十石船長五丈六尺、胴敷幅八尺三寸、二百石積は總長十丈六尺、胴敷幅一丈四尺六寸を規定とす、最初二百石積なりしも河床淺くなりたるため、後世にては積載量小さくなれり、積載量は新造に際し、官司立合ひ之を檢査し極印を打つ、極印は積載量及び「過」の字なり、「三十石」「經濟大辭書所收」

「和漢三才圖會」過書舟、按過書船、從二西國一、京師運送之貨、通二淀川一、似レ滯而大、凡可レ載二三百斛一也、字彙云、狹而長、可レ載二三百斛一者、名レ艇者、卽過書舟之類乎

註（三）　過書船條例

條々

一、大阪てんほう、尼崎、山城川、伏見上下仕過書船、御公用として年中に銀子二百枚可レ致二運上一事

一、公儀御用公事船之事、如有レ來、川通過番所々仕可レ出レ之事

一、奉公人之舟には運賃不レ可レ取レ之、但商賣物於レ積者、堅可二相改一、材木於二積來一者、奉公人屋敷之內江、直に可レ上レ之、材木屋江遣間敷事

一、貳拾石舟之運賃、銀子五文目宛可レ取レ之、船大小雖レ在レ之、運賃は右之貳拾石舟に應じ可レ取レ之事

一、塩肴之運賃、右同前之事

一、くたり船之上米者、貳わり取て不レ可レ申事

一、新過書三十壹人に舟壹艘宛のせ可レ申事

右條々被二定置一訖若此外船持對二商人一非分於二申懸一者可レ被レ加二御成敗一者也

慶長八年十月二日

朱印

河村與三右衛門

木村宗右衛門

過書中

右兩人以前に不二相替一過書奉行可レ仕旨被二仰出一候

註（四）　木村宗右衛門先祖書曰、木村宗右衛門勝正、慶長十七年台德院樣御黑印被二下置一所持仕候

御黑印寫

大阪傳法尼崎山城川伏見上下之過書船事任二去慶長八年十月二日御朱印之旨一彌不レ可レ有二相違一者也

慶長十七年三月廿一日

台德院樣御黑印

河村與三右衛門

木村宗右衛門

過書中

第二節

高瀨川の開鑿

大佛造營と巨材運搬

慶長十三年豐臣秀賴洛東に大佛殿を營せんとするに當り、大木巨材の運搬を吉田了以（一）に命ず、了意伏見の地を測るに、其高低大佛殿の基礎より低きこと六尺なるを以て、卽ち高きを夷け、低きを補ひ、渠を通じ水を湛え平坦砥の如くし、之に巨材を浮べて牽引し、其曲折の處に至れば轆轤を以て之を起し、回轉

了以長渠を開く

京洛物價低落す

して復之を浮べ、日ならずして盡く運搬せり、十六年了以更に幕府に請ひ、長渠を鴨川の北二條に開き伏見に達せしむ、之を高瀬川と云ふ、長さ二千七百五十四丈、廣さ約二十一尺、閘を設けて水を量り以て流勢を制し、綱規を定めて吏徒を置き以て事務を管す、之より先了以丹波大井川の開鑿を完成し、舟揖の便を通ぜしめたれば、高瀬川によつて丹波と大阪の握手亦自ら成り、京阪間の物資漕運更に圓滑を見、米薪の價著しく低落し、時人大に之を德とせり、伏見は更に高瀬川舟運を支配する要所となりしかば、一層繁榮を呈するに至れり、當時船數京師四十八艘、伏見百十艘、伏見堀の口に會所を置く、此運漕により衣食せるもの、木挽町、三栖方面、竹田口の一帯にわたり、七百餘人に達し曳船の掛聲は數里の遠きに及べり（吉田了以碑銘、角倉了以傳、平安通志）

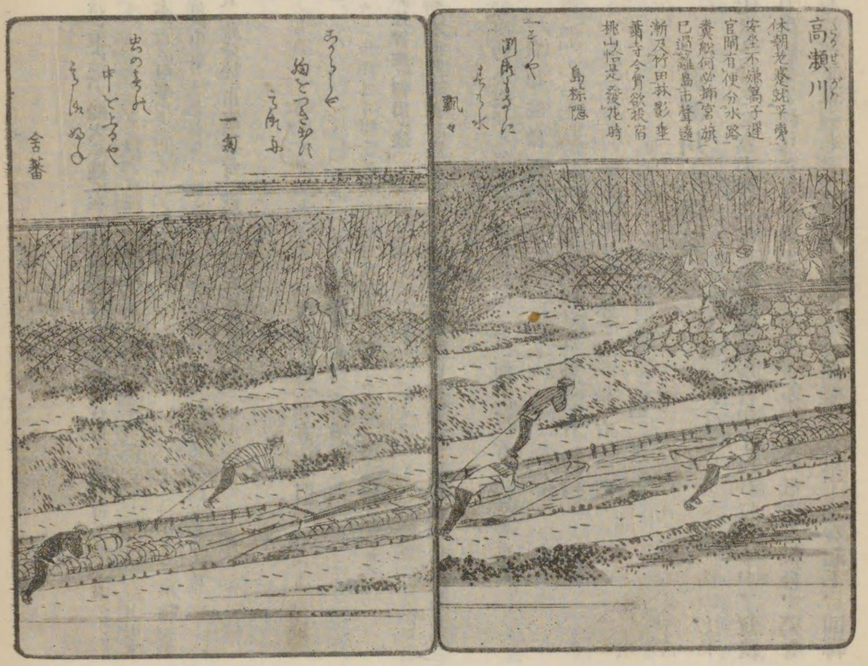

木村角倉兩家支配

過書船上米改正

運賃暴騰に苦しむ

註（一）吉田了以翁（角倉とも稱す）は天文二十三年を以て生る、名は光好、小字は與七、後ち了以と改め、一に玄與と號す、性工役を好む、慶長八年家康の命を以て亙船を造り安南に通商して利あり、大井川、富士川等に舟揖を通ぜしめたるは人の知る處とす、高瀬川を開鑿するに當り、川路なる東九條竹田の村民は、田地の失はれん事を恐れ、或は用水の缺乏を憂ひ、苦情を唱ふる者極めて多し、了以一々證書を差入れ、使用土地には向後年貢を納むべき事、萬一成功せざれば損害賠償の責に任ずべき事等を誓へり、舟入開鑿に關して竹田村に差出したる證書は左の如し

一、今度竹田村田地の内へ舟入ほり申候儀御知行の御本所方へ御理被レ成候而可レ被レ成候如何程而も　御田地損申候程御年貢納可レ申候事

一、右の舟入の水を竹田村田地末々まで用水の儀を異議參候様に可レ仕候少もさゝはりに成申間敷候

一、此舟入自然いつ迄も不レ入様候はゞもとのごとく田地に成様に仕候て返し可レ申候

右の旨少も相違の儀候はゞ何時成共御奉行所へ被二申上一候て可レ被二御付一候其時違乱申間敷候爲其狀如レ件

慶長十八年十月十三日　　角倉了以　花押

竹田村庄屋

角田左近殿まいる

第三節　過書船の暴狀

元和元年に至り幕府河村與三右衞門を罷め、京都の角倉與市を過書奉行とし、木村宗右衞門とともに永く過書船を支配せしむ、此時併せて運上を年額四百枚（明和元年より二百枚となる）に增加し、過書船の株式を分ちて一百六十二株と爲す、同二年過書船の上米は百石に付銀六匁と改正せしが、伏見より下り船の乘人荷物の上米は先規の如し、また過書船の數は兩人の任意と爲したり、然るに其後過書仲間の專横次第に甚しく、舟賃大に暴騰し、幕府の定めたる運賃は一片の空文となれり、ために京洛の物資亦昂騰を見るのみならず、水運による貨物取扱者の苦窮甚大なるを以て、諸仲間（殊に薪炭關係者）は過書奉行に陳情せるも容易に改

小林勘次申上書

むる處なく、伏見奉行の如きも、角倉家の威勢に壓せられ、非難の聲あるも傍觀的態度なるを以て、如何ともなす能はず、まつたく過書仲間の蹂躙に甘んずるの外なかりしが、元和三年八月に至り、伏見町人小林勘次（人物編參照）なるもの、この暴狀に憤慨し、幕府に上訴の決心を爲せしかば、先づ樵木仲間は之に贊し、勘次の東下に當りて直に醵金し、銀子八百八十匁を與へたり、

勘次東下して翌四年正月二十七日左の訴狀を幕府に差出して裁斷を請へり、

乍恐申上候

伏見惣中

此目安の趣去年八月七日御うら判被レ下候を則角倉與市殿木村惣右衛門殿兩人へ渡し候へ共只今に至つて正引ニ無御座一候に付罷下申上候

一、今度淀川之御奉行に角倉與市殿木村惣右衛門殿兩人へ被ニ仰付一候以後大阪より積上り申荷物に先年定之外舟賃のいかけ次第にとられ諸商人町人めいわく仕候事

一、くたり舟賃先年は一そうに付銀子二匁三匁にてかり來り候を兩人御奉行に罷成舟壹そうを八匁九匁とられ又のりあいの舟賃先年は一人に付料足七文八文にてのほりくたり候を去々年是も一人に付十五文づゝとられ候其上きがえ、はさみばこまでにゆいがけ次第舟賃とられ諸人迷惑仕候事

一、薪の舟賃先年は銀子一貫目分の薪を積銀子百四十目つゝにて積來り候を去々年五月より一貫目分の薪を積新儀に舟賃三百目つゝとられ大阪より伏見迄は漸く九里許の舟路にて御座候に加樣之舟賃とられ候事先年は無ニ御座一候事

一、米之舟賃先年は百石に付四十目つゝにて積來り候を角倉與市殿舟のりはしめ之時百石に付三十目つゝにて積來り候に去々年より百石につき六十目づゝとられ何共迷惑仕候事

一、米しほ薪何れの荷物不レ届さきに舟賃大阪にてとり切被レ申かこのものみちにて如在仕荷物をうちこみ一圓荷物無ニ御座一候にも舟賃とられ候先年は荷物伏見にて請取にて其上互に出入算用仕舟賃渡し來り候事

一、材木薪何れも石目のしれざる荷物をは先年は二十石舟一そうに付銀子五匁づゝに被ニ相定一積來り候を兩人御奉行に罷成二十石一そうに付舟賃銀子十四匁づゝとられ迷惑仕候事

一、伏見惣堀之口先年はほりみはゞ三十間計ふかさ三間かいたちかね申舟入にて御座候處を角倉與市殿かも川をほりかけほりむまり舟之出入なりかね申候其上むまりたるほり普請を伏見の諸商人にかけられ迷惑仕候事

元和四年正月二十六日

御奉行樣

伏見惣中

この訴狀によれば、荷物は「定めの外ゆいがけ次第」となり、下り舟賃一艘は從前に比し三倍となり、乘合ひも亦二倍なり、薪、米の運賃暴騰亦知るべく、然も「荷物の届かぬ先に大阪に於て舟賃を取られ」「舟子は運漕中不正を働く」の狀態なりき、最終の「伏見惣堀之口」とは、高瀨川と堀（舊濠跡）及び宇治川支流の接合点にして、高瀨川の注ぐに及び淺くなれり、則ち水淺は高瀨川管理の角倉家に於て當然浚渫すべきを伏見諸商人に命じたるは迷惑なりと云ふにあり（德川實紀、政柄秘記、小林勘次一件記錄）

第四節　諸商人漸く蘇生す

幕府は右の訴狀により、之が實情取調を伏見奉行山田清太夫に命ず、（一）同年二月二十三日付木村、角倉兩名の提出書面には勘次の訴を非認したるも、更に原被兩告一過書と樵木仲間一の對決をなせる結果、（二）こゝに事情判明し、樵木仲間側の勝利に歸し、勘次は同年四月舊制を守るべき朱印を得て歸伏せり、勘次は歸途殺害されたるも、朱印は五月無事伏見に到着し、同年八月晦日を以て、過書座は舊制を回復し、（三）木村、角倉兩奉行は薪屋仲間に、「過書中に申渡したる法度」を通知し、木屋中よりは「過書中と船賃相定めたる」（四）一書を送り、又大阪米問屋仲間は伏見薪屋中へ「今後過書中と出入生ずるに於ては同心にて働くべき旨」

伏見奉行取調

旧制に復す

を通知せり、越えて十月六日木村、角倉両奉行名を以て、京都伏見の割木仲間、過書浦々の年寄に對し、「以來相違なきを期すべき旨」の通達を發せり、伏見樵木仲間の勝利は、則ち過書仲間の暴狀を反省せしめたるものなるを以て、こゝに於て商旅蘇生の思ひを爲したり　小林勘次一件記錄

註（一）　被二仰下一之通過書衆へ急度可二申渡一候覺

貴札之通具拜見仕候伏見薪屋ゟ過書へ被レ申候存分之通急度申渡候商買船賃之儀薪屋被レ申候通にて一切無二御座一候幸御尋之事候間伺候御理申上度由申候我等両人方へ薪屋衆訴候書付過書衆へ見せ申候へば返答書いたされ候て両人方へ上被レ申候双方之書付特に而可二持參一候間御聞屈可レ被レ下候過書衆も被二罷出一候樣可二申渡一候

恐惶謹言

二月廿三日

木村惣右衛門

山田清太夫樣　　角倉與一

註（二）　御折紙拜見仕候以二過書衆船賃出入之儀一双方可レ被レ成二御聞一由長存候早々召連可レ參候猶期二面上一候恐惶謹言

々年寄共もよひ申付延引仕候急度申付召連て可レ得二御意一言一を此中浦又申候與一は木曾へ被二罷下一候御狀之通長存候而如何樣參候而可レ期二御意一言一

二月廿七日

木村惣右衛門

山清太樣　　角倉庄七

註（三）　過書中へ申渡法度之事

一、舟ばかり一わり引のつもりにいたし百石舟なれば九十石足つませ可レ申候百石舟には加子五人のせ可レ申候

一、ふだばにて舟かけ被レ申時帳たかきと不レ申有合候舟かし可レ申候　其上日暮又は雨ふり申などと申候はゞ舟ちゝ仕候はぬ樣に可二申付一候又兎大小商人衆賴次第にかし可レ申候事

一、大かぜふき候はゞ荷物しかへあげさせ可レ申候月行事衆をそく出合候共荷主前まで船指上げ荷主と相談仕其舟下り申候樣に可二申付一候若荷主も相談なきにかくれ舟くだり候はゞ薪いづれの木にてもさりきらひ不レ仕つませ可レ申候若さりきらひ仕百日分の薪十八匁の外ゆひかけ仕候はゞ過錢として銀子一枚出させ可レ申候事

共時急度可二申付一候

一、舟の上にすをあてはり仕舟かけ仕候共荷物うせ不レ申候樣に可二申付一候　舟けか仕候は加子一人近所の番やへつけ可レ參候告來次第番屋の者かけつけ近所の過書衆出合荷物あけさせ可レ申候

一、ふだばにて舟かけ被レ申時帳たかきと不レ申有合候舟かし可レ申候　其上日暮又は雨ふり申などと申候はゞ舟ちゝ仕候はぬ樣に可二申付一候又兎大小商人衆賴次第にかし可レ申候事

一、薪いづれの木にてもさりきらひ不レ仕つませ可レ申候若さりきらひ仕百日分の薪十八匁の外ゆひかけ仕候はゞ過錢として銀子一枚出させ可レ申候事

右之通過書中へ堅申渡候　其上に而も致二油斷一舟けか仕候時加子告來候はゞ過書月行事出合荷物うせ不レ申候樣に可二申付一候番屋の者油斷仕出合不レ申候はゞ爲二過錢一銀子一枚出させ可レ申候月行事衆をそく出合候はゞ其過書二ケ月之間荷物つませ申間敷候　此まへ〳〵よりも荷物をもしつみ被レ申候故舟けがいたし荷物うせ候由被レ申候間如レ此申渡候右之樣子相違無之儀候はゞ何時も此方へ可レ被レ申候急度可二申付一候　以上

元和五年午八月晦日

木村惣右衛門

角倉　與一

伏見薪屋中

註（四）　伏見薪屋中と過書中と船賃相定候事

一、何の薪にても無レ嫌丁銀子百目分の薪之船賃丁銀十八匁宛にて積上せ可二取申一候　但先年よりの船賃高下御座候に付今度江戸にて先年のごとく被二仰付一候に付高下引ならし如レ此候此上以來互に申分御座有間敷候事

一、船賃之儀は薪積上りふしみにて荷物請取舟賃相渡可レ申候事

一、薪之ね買かくし仕候はゞ過錢として銀子一枚過書中へ遣し可レ申候　百目分之薪を積み舟賃十八匁之外少もゆいかけ取候はゞ過錢として銀子一枚木屋中へ取可レ申候何も法度書之通相違被レ成間敷候以上

元和四年戊午八日晦日

伏見木屋惣中

御過書中

第五節　舟賃運賃

寛永三年の制札

寛永三年十一月、幕府運賃及び船賃を規定す、鳥羽伏見に建てられたる制札は左の如し

大阪　枚方

百石船借切　九匁　四匁
八十石船　八匁　一
六十石船　七匁　一
四十石航　五匁一分　一
一駄荷物乗掛　二十文　八文

元祿二年版京羽二重織留には百五十石十匁三分　二百五十石十匁四分と記す

享保九年の改正

然れども年を經るに及び、實際の運賃船賃は、規定以上を徴せるが如く、乗合の如きも享保五年に至り十五文に引上を命じたるも、内實は三十文乃至五六十文を取りたる狀況なれば、同九年に至り之等を改定し、米百石につき伏見迄（上り）の船賃六十六匁八分（内七匁八分上納）、齋田墟は百俵を單位とし、薪は元價銀百目を標準とし、船賃上納税を定め、なほ材木の運賃税銀を改むる外、三十石船二十石船、早登り小三十石船の借切賃、上納銀並に荷物乗客賃等もすべて同時に規定したり、乗合は一人錢五十二文、内八文の上納なりき、又船の長短を定めたるが、二百石積は總長十丈一尺五寸、胴敷幅八尺三寸（河床淺くなるに及び後世積載量を減ず）、三十石積は長五丈六尺、胴敷幅八尺三寸とし、積載量は新造に際し、官司立合ひて之を檢査し極印を打てり、極印は積載量と「過」の字を以てしたり、高瀬船は元祿二年に於て、伏見より京七條通迄十五石積舟賃七匁五分、七條より上は八匁五分なりき、

安永八年現在

安永八年に於ける伏見を中心とせる船賃は左の如し、

伏見より大阪迄

二十石船借切　五匁八分
四十石船借切　七匁五分
六十石船借切　十匁五分
八十石船借切　十一匁
百石船借切　十三匁五分
乗合船　二十四文
乗掛下荷　三十三文
長持一棹　七十二文
笠籠一荷　二十四文

牧方迄

廿石船借切　二匁四分

淀上荷船運賃（廿石船）

木津川筋十石船又荷物により七八石積もあり、渴水の節は增賃もあり
伏見より寺田村岩田迄　六匁七分
同所より木津吐師村迄　十三匁一分

右在々濱遠近舟賃不同あり

宇治川筋十一石積又荷物により少し不同あり、渴水の節は增錢あり
伏見より宇治大鳳寺槇島まで　四匁七分
同所より六地藏まで　四匁

右之外在々濱遠近舟賃不同あり

淀川筋二十石積又荷物により少し不同あり、渴水の節は增錢あり

三十石船借切　六匁七分
五十石船借切　九匁
七十石船借切　十一匁二分
九十石船借切　十二匁七分
荷物一駄　四十九文
乗物一挺　百文
四ッ手かご　四十八文

牧方迄

六匁

百石船借切　九匁八分
十九匁五分

五匁六分

伏見より淀まで　一匁九分
同所より牧方まで　[redacted]
右之外左々濱遠近舟賃不同あり
桂川筋八石積又荷物により少し不同あり、渴水の節は增錢もあり
伏見より横大路迄　四匁五分　同所より下鳥羽村迄　五匁一分
同所より上鳥羽村迄　八匁三分　同所より中河原桂迄　十匁七分
同所より郡東梅津迄　十三匁　同所より松尾山田迄　十四匁七分
同所より嵯峨まで　十五匁八分
右之外在々濱遠近舟賃不同あり

伏見船賃錢
いづれも過書船同斷

高瀨船賃錢
十五石積　十一匁五分　伏見ヨリ京七條迄　同所より橋本山崎まで　三匁二分
同所より大阪まで　[redacted]

右の內過書船に屬する船賃は、享保九年九月より改として制札に掲げられしものなり、淀川通行の諸船は其沿邊の各村より綱引(一)と稱し、無賃の人夫を派出せしめしが、其課役に患苦するもの鮮からざりしを以て、慶應二年十二月に至り、將軍啓行を除くの外綱引の課役を停廢する旨を令せり、

大阪に達するものゝうち、乘客を主とせるは三十石船にして、後世三十石船は淀川の代名詞となり、淀川を上下する船の總稱の如く解せられ最も盛なりき、三十石船、は一日二回朝（晝船）夕（夜船）に伏見大阪間を上下するを定期とす、則ち一日に相方より上下するなり、之に要する時間は、通常上り船一日又は一晩、下り船半日又は半夜にして、乘合船は一艘二十八人乘、水主四人を定法とす、船賃は前揭の如くなるが、幕末頃には上り一人百四十八文、下り七十二文なりしといふ、乘合とは唯坐するを得るのみなれば、乘客によりては一人半又は二三人分を拂ひ座席を占めたり、之を「仕切」と稱し、竿を横へて席を分ちたり、三十石の面白味は十返舍一九の「東海道膝栗毛」などによりて、よく窺ふことを得べし、

綱引課役
三十石船

伏見鑑、大阪市史、德川理財會要、經濟大辭書「三十石船」京羽二重織留

「三十石船宿と旅客心得」　天保八年刊、「增補登船獨案內」に、大阪及び伏見に於ける三十石船發着船宿の家名附を載す、則ち左表の如くにして、大阪日本橋南詰河內屋得次郎より乘船すれば、伏見西濱阿波橋南入北國屋七之助方に到着し、伏見北國屋より發するものは、大阪河內屋に着するなり、但し旅客の好により、北國屋七之助に着すとも、他に定宿を取るものは、北國屋に入るを要せず、他に案內を請ひ得たり、船宿心得に曰く、

一、三十石船借切船ちんの儀は、登り下りとも時節によりて高下あるべし
一、登り船一人にて船賃百八十文、但かこまし賃は別段の事
一、下り船一人舟ちん八十四文、但し登りは中途より乘り候へば一人まへ百もん

一、ふとんか里賃登りは一疊に付十八もんより段々あり、下りは同斷廿四文より段々有なり
一、伏見舟賃宿旅籠やにて火鉢、茶わん等かり用ふるときは、其代物は其時々による也
一、ふしみはたごや舟宿にて中食して宜し、尤泊宿いたし候事もできる也
一、酒肴は所より商ひにきたるを調へて宜し、又其宿にてとゝのへてもよろし

大阪船宿　日本橋南詰　河內屋　得次郎
伏見船宿　西濱阿波橋南へ入　北國屋　七之助
日本橋北詰　河內屋　六兵衛
同　北詰東へ入　明石屋　佐兵衛
京橋北詰西へ入　八百屋　佐兵衛
京橋北詰西へ入　午房屋　仁兵衛
荷物運送問屋

西横堀四ッ橋北入　名田屋仁右衛門
同　新町橋西詰南入　大佛屋　七兵衛
道修町濱南入　皿屋　三右衛門
船町橋西詰　淡路屋庄右衛門
西横堀濱東詰角　津ちや作右衛門
堺筋南長堀橋詰　天満屋　九一郎
東横堀久寶寺橋西詰　淡路屋太左衛門
同　本町橋西詰角　山本屋　勘太郎
同　思案橋西詰　河内屋與次兵衛
同　平野橋東詰北へ入　萬　屋　竹三郎
八軒屋石屋町濱角　尾張屋　多　助

西濱阿波橋南へ入　津國屋　茂兵衛　荷物運送問屋
南濱安藝屋敷前　大佛屋四郎兵衛
京橋町　小道具屋彌兵衛
南濱京橋南へ入　醍醐屋　八兵衛
同　所　池田屋　六兵衛
京橋町油掛町角　播磨屋　善兵衛
西濱阿波橋南入　大阪屋　佐兵衛　荷物運送問屋
京橋北詰西入　山城屋又右衛門
京橋町　日野屋　孫兵衛
南濱寶來橋北詰　久我屋文右衛門
表町京橋南詰角　かせや安右衛門

註（一）綱引は水勢急にして、舟揖困難の箇所に於てなし、此箇所には綱引道を附す、伏見にあつては三栖五丁目より肥後橋間數三百五十間は至る北岸に之を附せり、天保十二年九月「伏見堤綱引道再興帳」に曰く「淀川筋

八軒屋　堺　屋　源兵衛　但今井船晝船出
同　所　尼崎屋　市兵衛　但今井船計
右　同　人

南濱寶來橋西へ入　寺田屋　伊　介
享橋北詰角　澤　屋　喜　助
西濱阿波橋南入　木　屋　庄兵衛
天神橋南詰東入　樽　屋　安之助
右　同　人
同　所　木屋九郎右衛門
京橋北詰西入新シ町　車　屋　九兵衛
北濱井池角　大阪屋　小兵衛
西濱阿波橋西入　囃喉屋　嘉兵衛　荷物運送問屋兼
淀屋橋南詰西へ入　備中屋　常次郎
東濱京橋南へ入　大黒屋　源兵衛
常安橋南詰　伊豫屋　喜八郎
京橋町　水　屋　六兵衛
阿波橋南詰東入　尼崎屋　市兵衛
京橋北詰西入　近江屋　小兵衛
豊前座肥後屋敷西　玉　屋　仁三郎
同　所　綿屋　長左衛門
囃喉場茂左衛門橋南詰　讃岐屋　甚　作
京橋町　久我屋　伊兵衛

登り船の儀は引綱を以相助け致し通路し候處伏見堤黒門際より肥後橋迄數百間之餘何頃よりか引綱道退轉仕候後者諸船共櫂に而差登り來り繪圖にしるし候如く両川落合之瀬戸にて近來至而水勢深く此邊にて多く船を損じ荷物等を濡し動すれば及ニ難船一候事も有之（中略）綱手道再興之趣奉ニ御願申上一蒙御免堤縁に杭を打詰水際ゑ捨石を打込川底之高低を平均し根置を堅め砂石を積上げ候故如何程高水之節にても引綱にて登り候得者船荷物無別條乘合之人々安全者勿論船頭共之苦難を救ひ候段莫大之功德に候（下略）

第六節　淀二十石船

前節に示したる伏見を中心とせる船賃表中「淀上荷船」とあるは「淀船」と稱し、何れも二十石船なれば「淀二十石船」と言へり、過書船に屬するも、過書船以外の特權を有せり、抑淀舟はその歷史古くして、古來八幡神領地下の人々が、舟子となりて同神社々務の支配に屬したるが如し、一時は淀川の運輸を一手に掌握し、他船の往來を許さざる勢力を張りし時代あり、然して淀船に對しては「運上」又は「地子」を免じ、且つ二十石船は淀船以外に造るを許されず、また一般過書船はその船側に積載量とともに「過」の極印を押捺されたるも淀船にはこれを要せず、更に一般過書船は船株の賣買自由なりしが、淀二十石船は之を嚴禁するの特權を有したりき、蓋し淀船に對しては豊臣秀吉時代朝鮮征伐に際し、多數の船夫を淀より徵し、之等妻子に向つて扶助を講じたる事あり、已に相當の特典を與へたるが、其後德川時代に至るも、淀川運輸に關して功あり、慶長十九年大阪役に際しては、京都所司代板倉勝重の命により、木村宗右衛門陣用運送の事を勤め、大阪の御藏米を伏見に運搬し、次に元和元年夏の陣にも大に活躍したり、夏冬両陣に用ひたる船數三千五百六十餘艘、船夫七千二百六十餘人に達せり、故に德川幕府も淀船に對しては特典を附與せるを以て、愈々勢力を得、その船体の輕小を利用し、淀川本流は勿論、伏見、木津、桂川にわたつて盛に往來し、過書座所定の運賃以下を以て運漕に從ひしかば、之に托するもの多く、殆ど休船するも

淀船の特權

過書座苦窮に陷る

のなかりき、然るに之が爲め壓迫を加へられたるは三十石以上の船持にして、屢々苦窮を陳情する所あり、寛永三年淀船改めの際は、その船數二百三十艘なりしが、右の活躍とともに次第に增加し、數年後には五百餘艘に達せり、過書座はこの增加に伴つていよ〳〵營業範圍と勢力を狹小さるゝわけなれば、遂に過書座は公儀の淀書中に「淀二十石船」の記載なきを理由とし、猛烈なる排斥運動を開始し、淀船はあく迄自由を主張して讓らず、相方紛議を重ねつゝありしが、正德四年に至り、伏見奉行に於て願意を容れ、享保五年より六年に亘つて取調たるも、是亦解決せず、同七年に至り幕府は過書奉行木村、角倉兩氏並に二十石船以上の年寄五名を召出し、向後二十石船は過書中に加ふる事を申渡し、同九年改めの過書運賃制札中に、新に二十石船を加へ、こゝに紛爭は一段落を告けたり、（八幡文書、淀二十石由緒書、大阪市史、國學院雜誌「淀の川船」）

淀船と過書座の紛爭

伏見賑恤のため新船許可

第七節　伏見船

過書船は一種の獨占權を有するが故に、船賃の如きも、幕府の制札ありと雖も、內實に於ては私事を加ふること多く、已に元和四年の上訴一件によつて、反省する處ありしと云へ、年を經るに從ひ、依然專恣の振舞あり、淀二十石船の活躍せるは、一面その弊を矯める上に於て適當のものとせられ、前述の如く勢力を占め得たり、

元祿十一年八月若年寄米倉丹波守昌尹京畿水路巡察として、西上し、大阪、堺、奈良、東山東海兩道を巡る、伏見に至るや、伏見の衰敝が公役に堪えざるの狀を見て之を憂ひ、坪井組與頭坪井祐佐（諱益德）を召して、賑恤の策を聞く、翁則ち伏見公船許可の事を以てす、同年十月十五日米倉丹波守東歸して、同年十二月二十一日伏見の地困窮につき過書船の外二百艘を許すの令あり、時に伏見奉行建部內匠頭（元祿十一年十一月十五日任命）未だ着任せず、新船許可の報達するや、他に之を造り、以て伏見の造船を阻止せんとするものあり、十二

年四月建部內匠守頭來任するや、伏見船未だ成らざるを以て、坪井祐佐を召して其事を董さしむ、祐佐は直に富商及び貨物運搬を業とするものより財を募り、こゝに十五石船二百艘を造り、伏見町人津國屋藤右衛門、藥屋善四郎の兩名より運上銀千二百枚を納め業に就けり、かくして伏見新船は伏見、六地藏の津出荷物を引受け、宇治、淀、鳥羽、橫大路、木津川筋に運送し、更に過書船の營業區域たる大阪、傳法、尼ケ崎、伏見上下の荷物、旅客の運送に從事する事の許可を得、小船を利用して敏速に活動せるを以て、過書船は尠からず脅威を受けたり、こゝに於て過書仲間は、遂に營業の侵害なりとし、伏見奉行に抗議せるも、已に伏見船許可後に屬したれば、時機を失したりとて取上ぐる處とならず、藤右衛門、善四郎は、次で二十石船以上の造船を出願するに至りしかば、過書座大に狼狽し、斯くては滅亡の外なしと、元祿十二年、江戶寺社奉行に對し、從來の運上銀四百枚を千二百枚に增加して上納するを以て、伏見新船が過書船川筋に出入する事を停止せられたき旨を哀願せしが、幕府は伏見新船の許可は伏見の繁榮と運輸の圓滑を期するに在りて、運上銀の如何に關する所にあらず、よつて過書船に於てもこの際新船二百艘を增加しては如何との意嚮を傳へり、然れども當時過書船は、船數六百餘艘に達し、積載荷物之に伴はず、常に休船せるもの四五十艘を算したれば、幕府の意嚮に從ひ、新船を增加するに於ては、更に荷物の不足を來たし、休船を增加せしむるのみなれば、多少躊躇しつゝありしも、兎も角三十石船五十艘及び休業中の三十石乃至百石を選び合計百艘の增加を出願せり、一方伏見新船は、更に新船を出願するに至り、過書船との對抗激甚を呈するに至りしが、過書船の反對運動も、次第に効を奏し、寬永七年伏見新船は停止せられ、過書船はこゝに愁眉を開けり、

過書座の抗議

伏見新船停止

伏見新船の停止は伏見に取りて一大打擊たり、失業者數千人に上り、衰敝また往時の如からんとす、坪

伏見船二百艘更めて許可

井祐佐其子益秋ともに東下して復活を哀願し、北條遠江守伏見奉行たるに及び、益秋（祐佐巳、その利害を陳述す、遠江守之を審理して再興を決し、益秋に卒す）を携へて東下し、幕府に意を陳べたる結果、享保七年幕議更めて伏見公船大小二百艘を許可せしかば、失業者皆鳩聚し、盛況舊に復せり、伏見船復活とともに過書船また營業の侵害を受くるを以て、事を圖ること多く、伏見船從業者は屢々動搖を見たり、當初伏見船の支配はすべて伏見奉行に屬したりしが、斯くては累を奉行に及ぼすものなりとし、小堀政峰伏見奉行たるに及び、坪井益秋の建言を容れて、伏見船の元締を置き、益秋之が職に就く、（伏見船元締坪井喜六、時に寛とある益秋の通稱也）保三年なりき、

伏見船の掟書

伏見船は運上銀百枚を伏見奉行の手を經て大阪金藏に上納し、別に銀五貫目を伏見町中の救銀として伏見奉行に納む、明和元年十二月伏見救銀五貫目を廢するとともに每年銀千二百枚を上納すべき旨命ぜられしも、船方困窮の故を以て運上減少を哀願せる結果、文化元年十一月に至り、五百枚を減じて七百枚を上納の事となれり、

荷寄合と過書伏見船の打擊

享保九年十月伏見奉行北條遠江守の伏見船に下せる掟書に曰く、大阪より夜船にて上らば伏見に於て天明を待ちて船を着け、荷物を改めて揭陸すべし、船中にて不審あらば、加子等之を改め、伏見着の後其他の者と合議の上本人を留置し奉行所へ告訴すべし、加子物品を盜取せば、同船の加子等も穿鑿すべく、逃亡せしむるに於ては船主之を搜査すべし、船賃は過書船と同前たるべし、と、

文久以後京阪兩地の交通殊に頻繁を呈するに至り、荷寄合と稱し、諸方より荷物を寄集め、川々に居合たる在方の船舶を雇入れ運漕するものを生じ、中には荷主より直接之等諸船に應對するに至りしを以て、過書及び伏見船は甚しき打擊を受けたり、當時過書及び伏見船持は一方に役所の徵收頻繁なるに苦しみるたる折柄、一方に此新規運輸の開始あり、殆ど積荷を失ひ營業中止の悲運に陷らんとせり、こゝに於て慶應三年官令して、荷寄合なる運輸業を開くを禁じ、既に同業に從事せるものと雖、寄集めたる荷物は過書伏見船持と積入方を應對すべき事となれり

荷寄合を禁ず

以上諸船の外に今井船あり、和漢船用集に「今井船、本名手操舟なり、是亦浪花より伏見に往來す、禁裏へたてまつる生魚を積、此故に早働の船なり、今井道伴と云ふもの取立はじめし故、今井船といふ」とあり、禁裏御用の生魚輸送の特別任務を有したるが、一般旅客をも乘せたること、伏見鑑船宿に「今井船」あるに徵して明かなり、（伏見鑑、浪花一覽、大阪市史服部南郭文集所收「淨英子墓碑」國學院雜誌所收「淀の川船」）

今井船

第八節

船數及び諸役人

過書船の船數は、時に增減あり、延寶九年五月改めによれば、四百四十九艘（浪華一覽によれば合計八百七十七艘、內困窮に付乘留船四百四十八艘）淀上荷船は四百五十三艘（浪華一覽五百七艘）、この內譯納所二百九十艘、水垂百五十八艘、高瀨船百五十艘、この內譯伏見百五艘、京都四十五艘、伏見船は享保七年來二百艘なりき、この他茶船十一艘、九砂取船十九艘、

安永八年現在諸役人

安永八年現在に於ける過書船其他舟運關係の役人名は左の如し、

淀川筋通船

伏見御役所附　伏見船

木村宗右衞門　過書船

角倉與一支配

京都通船

角倉與一支配　高瀨船

過書船役人

過書船伏見番所役人
木村宗右衛門手代　今泉友之進
角倉與一手代　藤木庄兵衛
過書座役人　寺澤忠八
同　齋藤新藏
同　組頭　野村五左衛門
同　辻喜兵衛
同　兼松源兵衛
同　三谷義介
同　仲曾七
同御用使役　熊村喜兵衛
同船番所留主役　三谷傳兵衛
同會所預り　齋藤新藏
過書座定飛脚　久兵衛

伏見船役人

伏見船
元締　坪井喜六
役人　澤田八兵衛
手代　上村要介
同　伊原鄕介
同　上村治介
同　清水大介

手代　奥田與左衛門
同下役　中村作兵衛
伏見茶船　年寄清兵衛

伏見船大阪番所役人
役人　上村治介
同　筒井佐四郎
同下役　赤井庄兵衛
同牧方役人
役人　喜島伊兵衛
同　井上友八

過書石船役人
年寄　淀住　宮田彌左衛門
同　同　木村善左衛門
同　同　宮田彌五郎右衛門
同　同　勝山長三郎
同　同　坪内善兵衛
役人　同　小林與兵衛
同　同　谷本喜三郎
同　伏見住　兒玉傳右衛門
同　同　青井喜右衛門

高瀬船役人

角倉與一支配高瀬船
役人　藪井衛士郎
下役人　内海平右衛門
同　加藤豊六
同　兒玉吉右衛門
同　入江彌右衛門
同　倉谷彦兵衛

過書船淀番所役人
木村宗右衛門手代　神山九郎右衛門
角倉與一手代　[redacted]養父太兵衛
組頭　伊關山十郎
同　眞木幸介

同牧方番所役人
角倉與一手代　井内茂左衛門
木村宗右衛門手代　牲井三木右衛門
役人　野呂十介
同　野田彦兵衛

同座平田役所役人
過書年寄　大澤藤右衛門
役人　川邊久藏
組頭　川島彌右衛門
同　志方政右衛門

同大阪番所役人
木村宗右衛門手代　牲川郡司
角倉與一手代　井上平藏
組頭　川邊久介
同　養父庄右衛門
同　寺澤忠七
同　岡島千太郎
勘定割賦方　磯谷大介
同　中田治兵衛
過書船番所留守役　磯谷大介
同御用使役　岡本平兵衛
同　賀川七郎兵衛
同　長谷川三郎兵衛
同　齋藤次郎平
過書小使役　左竹五四郎
同　勘兵衛、吉兵衛
同吹田村役人　藤木七兵衛
同神崎村役人　久津吉兵衛
同伏見六地藏役人　竹村又左衛門

同尼崎役所詰　過書座年寄　島村平右衛門

同京都會所　過書座年寄　森　源三郎
役　人　北村仲右衛門
同會所預リ　中須萬藏

過書座年寄　京都住　森　源三郎
平田住　大澤藤右衛門
尼崎住　島村平右衛門
大阪住　甲賀富次郎

過書天道方小頭　庄五郎
米蠹方　小頭　治郎兵衛
万物方　同　權七
炭方　同　十右衛門
薪方　同　善兵衛
材木方　同　清左衛門
尼方　同　五兵衛
同　同

淀過書廿石船（天保十二年現在）
年寄　木下四郎兵衛
同　勝山平左衛門
年寄　宇野庄藏
船役人　淺西新太郎
同　伏見　早水忠三郎
同　淀　谷本機三郎

□弘化三年現在
淀川過書船支配　木村宗右衛門
過書船年寄　角倉與一
同　松村伊左衛門
同　岩井武兵衛
同　西原市右衛門
同　家原清右衛門

□嘉永元年現在
淀川過書船支配　角倉與一
同　取締役　木村惣右衛門
同　伊黒甚右衛門
同　伊原五百平
同　中丈助
同　小田切要人
同　年寄　松村伊左衛門
同　家原清右衛門
同　岩井武兵衛
同　渡邊勇之助
同　西原市右衛門

淀二十石船役人

石錢徵收

□慶應三年現在
淀川過書船支配　角倉與一
同　取締役　木村惣右衛門
同　高田次郎右衛門
同　田中丈助
同　伊原五百平
同　小田切要人
同　年寄　西原五兵衛
同　井川才兵衛
同　國分七右衛門
同　家原幾之丞

安永元年八月、大阪より伏見に入津する船舶は、石高に應じ一石につき石錢二文半を伏見川浚役に納む、從前伏見川浚役は石錢一文半を徵し、之を以て伏見奉行支配の川筋常浚を行ひ、且往還宿繼人足を勤め、御預所（廻リ八ヶ村）の荒地開墾、町木戸役所小破損の修理を行ひしが近年登船減少し、豫定の石錢を徵收し得ざるより所司代土井大炊頭に出願し、一文の增加を見るに至れり、川浚役は其後更に二文を增徵せんとするや、大阪三鄕市民の抗議により果さず、三年を限りて一文を增加することを伏見奉行より許可を受けたり、時に天明二年八月なりき、石錢番所は三栖四丁目に置く、（伏見鑑、伏見諸集記、泰平伏見役付鑑、弘化武鑑、大成武鑑、浪華一覽、大阪市史）

京橋中心の旅籠屋

第九節　伏見津頭の般賑

水運によりて京阪兩都市の貨物集散地となり、旅客往還の要津となれる伏見の般賑以て想察すべく、殊に京橋阜頭は繁華の中心を爲し肩摩轂擊の狀を呈せりと云ふ、水運旺盛時代の伏見は、貨物取扱業者と旅客對手の業者を本意としたれば、諸問屋と旅舘は津頭に軒を並べたり、安永八年現在の旅籠屋を見るに左の如し、

表町　池田屋六郎兵衛　表町　大黒屋　源兵衛
同　越前屋平左衛門　同　鮮屋　伊左衛門
醍醐屋　八兵衛
生子や　忠兵衛　同

北濱町　吉野屋市左衛門
同　肥後屋　清兵衛
同　布　屋　彌　介
東濱町　大佛屋四郎兵衛
京橋町　針　屋　庄九郎
同　いがや　武兵衛
同　美濃屋傳右衛門
同　家根屋宇右衛門
同　日の屋　孫兵衛
同　水　屋　六兵衛
同　因幡屋市右衛門
同　久がや　伊兵衛
表町　河内や　庄兵衛
京橋町　澤　屋　喜兵衛
南濱町　越前や　久兵衛
同　寺田や　伊　介
同　木　屋　久　助
同　わたや長左衛門
同　近江や　小兵衛
同　山形や　市兵衛
新シ町　富田や六右衛門

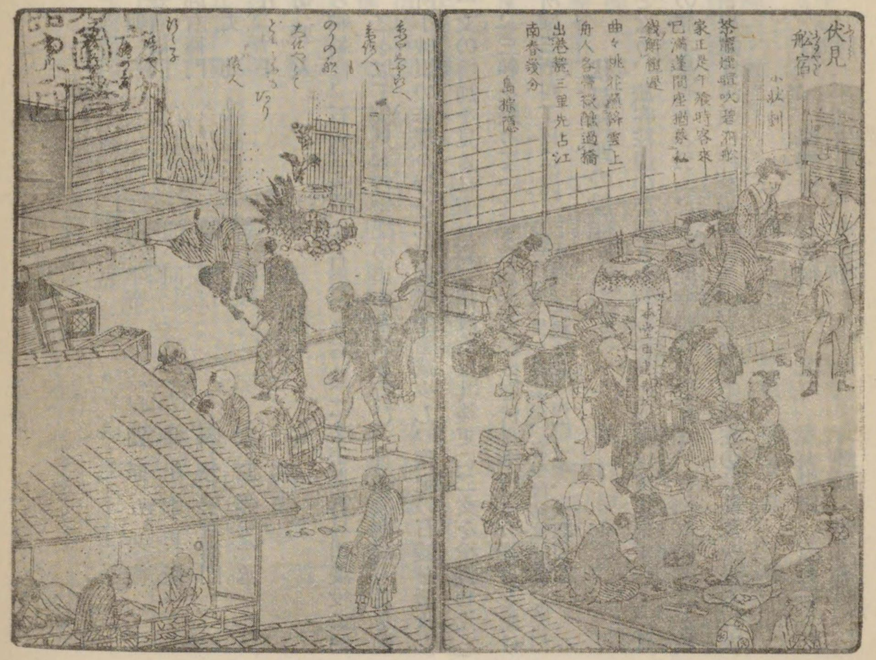

同　壚　屋　利兵衛
新シ町　灯燈や　八兵衛
同　牛房や　小　八
北濱町　さこや　權兵衛
山崎町　車　屋　久二郎
同　車　屋　九兵衛
同　大根屋　藤兵衛
京橋町　播磨や　善兵衛
同　小道具や彌兵衛
車町　近江や　喜兵衛
京橋町　久がや　平　吉
山崎町　山城屋又右衛門
同船宿
阿波橋　さこや　喜兵衛
是より乗は大阪淀や橋大阪や小三郎へ着
同　八百屋佐右衛門
是より乗は同日本橋南詰かわちや六兵衛へ着
同　北國や　七兵衛
是より乗は同日本橋南詰かわちや松之介へ着
同　津國屋　茂兵衛
是より乗は同四ツ橋ならや仁右衛門へ着

伏見舩場

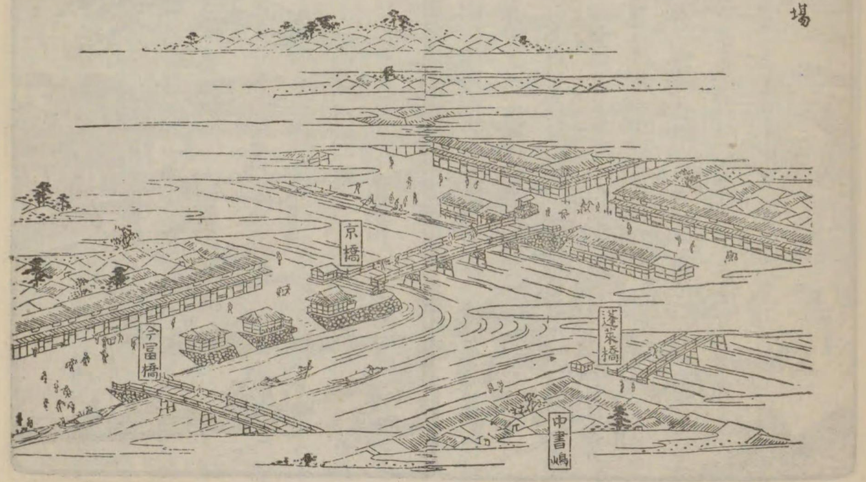

阿波橋　大阪屋　左兵衛
是より乘は久寶寺橋淡路屋太兵衛へ着
同　出口や　宇兵衛
是より乘は八軒屋紙屋吉右衛門へ着
同今井船　木　屋　庄兵衛
前同所へ着
同今井船　さこや嘉右衛門
是より乘は阿波座昆布や七右衛門へ着

旅籠屋の位置が、何れも京橋を中心とせるを以て、商旅往還の雜閙また知るべく、萬物問屋、南濱京橋問屋等何れも京橋を中心に、東西に連りたり、伏見津頭の狀況を叙せる書も多く、洛陽名所集（寛文四年刊　紀元二三二四）に曰く「前略それよりほどすきゆけば、舟渡ひろう猶かしがましう聞え侍る、先は西のかた國々へかようなる、貴き賤しき人々うちつどひ、しかもくれかゝる日をまつばかりにて、我さきよなど、あらそひ舟よせ、かひ棹とり臘げの月もかすみとこぎわたり、花のにほひをなみの色、又てる影のきらめけるこそ、心も秋のあわれさに、絶えず袂ひたして、なぎさになける千鳥の聲、しかもわびしき篷のうち、夢もながくむすぶよしなければ、枕さしへてくるしらぬかた、一夜の友とかたりあかし、大阪といふ所につき、思ひ〳〵にわかれゆきけらし」、京師巡覽集（延寶七年刊　紀元二三三九）に曰く「さて京橋にさしかゝり、四方の旅人かまびすしく、むれゐる鳥の音たかし、都へのぼる高せ船、難波へ下る棹の歌、ふるさとしのにいひしろひ、篷のしづくわか泪、月に流れてあけを待、城の構を見あぐれば、東の司きびしくて、ちかよりぞゆく道すぐに、夜るかよへども心安し」、山城名迹巡行志（寛曆四年刊　紀元二四一四）に曰く「京橋、此所大阪入船津也、下流宇治河分流也、長二十二間、西國諸大名旅舘土民旅宿在此邊、京江戸往來荷物問屋在此」、都名所圖繪（安永九年刊　紀元二四四〇）に曰く「京橋のほとりは大阪より河瀬を引き登り舟着にて夜の舟晝の舟、或は都に通ふ高瀬舟、宇治川くだる柴舟かず〳〵こぞりてかまびすしく、川邊の家には旅客をとゞめ、驚忽なる聲を出して饗應けるも此所の風儀なるべし」、淀川両岸一覽（文久元年刊　紀元二五二一）に曰く「伏見船場、京橋阿波橋あり、大阪着岸の勝手にとりて舟宿の別あり、淀川の通船晝夜をわかたず着あり、出るあつて其賑ひ言ふべくもあらず、船宿の男女は軒に出で、お下りなれば今出舟がござりますと聲喧しく客を招く、裏には上り客支度を調へば、船頭下り客を迎へて荷物を運ぶ、上るも下るも御機嫌よう、コレ船頭衆仕切を隨分ゆつくりと取て、氣をつけさんせとは、定例の口上ながら是も詞の色なるべし」、以上何れも伏見津頭の賑ひを髣髴せしむ、斯の如く旅客往來頻繁なるを以て、諸種の紛爭を生じ又士分の者にしても、一般旅客に迷惑を及ぼせるもの尠からず、寶曆二年十二月九日幕府は伏見驛を往來する面々の從者家來が猥りに徘徊し、無賴の振舞ひあるべからざる旨の令を下せり、

商旅往還の雜閙

古書の叙述

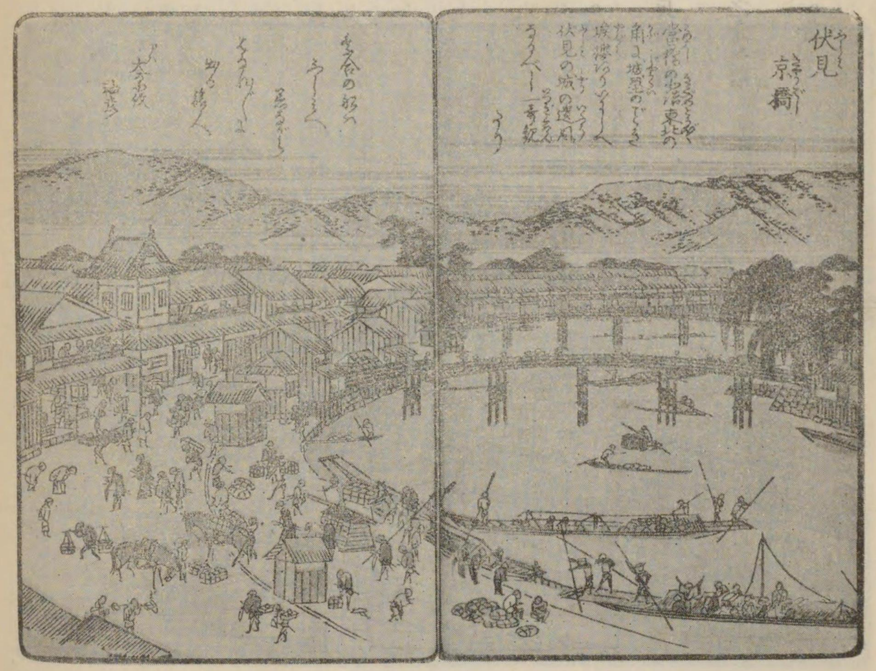

旅客と貨物の運搬に人足を要すること多く、之を供給するものに「道中仕」なるものあり、往還の大名又は運送問屋より所要の人足數の申込みを受け、之を供給するものにして、平素多數の馬方人足の類を禦し、大名等に對しても所要人足を供給するを以て、相當の給米を受け、帶刀御免にて旅行し豪奢なる生活を爲せり、當時之を目して「商賣往來に無き商賣」と稱されたり、これ亦水陸兩運送旺盛の副産物とすべし、伏見鑑、洛陽名所集、京師巡覽集、山城名跡巡行志、都名所圖繪、淀川兩岸一覽、德川實紀

「古老の談を綜合するに」、往時京都阜頭の雜閙は春期三四月を以て最とす、則ち西國各方面より伊勢參宮を爲すもの〻往還多數なりしによれり、旅宿は何れも滿員にして、茶代心付は一々受取るの暇なく、出口に長持の如き箱を置き、旅客は茶代を紙に包みて投げ込み去れりと云ふ、徒歩東海道筋又は京都の東部に達するものは、京橋附近より油掛に出で、大阪町通りより京町筋に至りしを以て、當時土産物品等の店舖はこの道筋に在り、現在の大手筋は全く裏通りとして顧みられざりき、立石通りは「船乘り場」の方向を示せる大立石あり、よつてこの名を生じたるが、馬借前と近接し、常に雲助、馬方の集合所たり、大倉家は元こ〻に在りし、現在立石通南濱の東南に當る酒小賣を爲しゐたるが、往還旅客及び勞働者の酒を購ふ者絕ゆる事なく、宇治縣祭り當日の如き、一々錢を受取る暇なく、軒下に盥樣の容器を置けば、客は之に代金を投じ去り、須臾にして充てりと

諸侯の往還中最も嚴重にして、町民を畏怖せしめたるは、德川親藩たる紀州侯の通過なりき（編者曰く、紀州侯通過に當りては、伏見奉行は凡そ十日以前に觸書を發し、無禮なき樣注意す）、紀州侯屋敷は、現在の片原町に在り、尾張藩邸は現在の第一小學校なるが、往時指物町通りは尾張邸の高塀を繞らしたり、かつて脇阪侯の隨臣列をなし年代不明早曉伏見阜頭を發して、この邊を通過す、時に曉霧濛々咫尺を辨ぜざるを以て、稍霽るゝを待ち、件の高塀に槍等を立てかけて休憩せしが、偶尾張藩邸見廻人の發見する處となり、大に詰責す、初めて尾張大納言邸なりし事を知りて百方陳謝漸く許容されし事あり、親藩の威勢大なること斯の如し、と、

第十節　各川筋の管轄

淀川は水運上重要なるを以て、幕府は夙に留意し、川奉行、地方役、與力役を置きて支配せしめたるが、享保三年に至り、伏見、大阪、堺、三奉行の淀川、大和川本支流の管轄區域を定めたり、伏見奉行の支配は宇治川淀小橋迄及び木津川淀大橋までとし、大和川新大和川とす、翌四年幕府伏見、大阪、堺、三奉行に令し、河川は上下の水路利害關係深きを以て、上流に於て起す工事も、三奉行合議して決すべしと命じたれば、以後輕き工事は文書又は繪圖により（一）町政編奉行の職制參照て協議し、稍重きは川奉行與力を派遣し、猶決し難きは三奉行面談して決せり、元文二年六月更に川筋支配を改め、伏見奉行は淀川筋上流より淀小橋まで、京都町奉行は木津川、桂川、加茂川、及び淀川筋淀小橋より下流山城國境まで、大阪町奉行は淀川筋攝津國境より下流海に至るまで及び中津川、十三間川、堺奉行は大和川、石川を支配すべしとなす、然れども木津川筋川内は、從來伏見奉行に於て支配したるが、京都町奉行支配の場合は、費用增加するを以て、從前通り伏見奉行より支配すべき旨、所司代より江戸に伺ひたる結果、引續き伏見奉行の支配となれり、淀川の淺瀨乃至改修は屢々行はれ、寛文九年二月十六日令して、中國、四國邊一萬石以上の大名に淀川淺瀨の課銀を命ぜしことあり、その理由は參覲交代の船路たるが故也となせり、伏見鑑、御勘定所控書、大阪市史、德川實紀

註（一）　元文二年丁巳　月　日
川々支配分之儀江書付
淀川、木津川、加茂川、桂川、宇治川、中津川、神崎川、石川、十三間川
京、大阪にて堤川除普請取扱之儀、先日御勘定奉行ゟ伺り之上相極候通、京、大阪へ書付遣、於當地一向後如ゝ此取扱、此趣に取計候而可ゝ然との段、所司代、御城代ゟ伏見奉行、京、大阪町奉行、堺奉行へ申渡候樣可ゝ致事

一、一川筋にて新規普請百両以上修復者、五百両以上江戸へ伺可レ然事
一、木津川、桂川、加茂川者、京都町奉行可レ爲二支配一候、淀川筋は淀小橋より下山城國之内者京都町奉行、淀川攝州河州之分者大阪町奉行可レ爲二支配一候、淀川筋は淀小橋より下山城國之内者京都町奉行、崎川、十三間川之儀も、大阪町奉行、尤境目上下両所之町奉行申談、障無レ之様可二申付一候、中津川、神
但淀小橋より上並宇治川者伏見奉行可レ爲二支配一事
朱書 木津川筋川内、只今迄伏見奉行、大和川、石川者堺奉行可レ爲二支配一事
申付候通相廻候に付、左様候得者御入用も懸候に付、只今までの通 川内は伏見奉行支配可レ然旨、京都所司代より伺之上、伏見奉行支配に相成
一、稻葉内匠頭持分は長齋口計に候得共、山城木津川筋者淀より川上木津郷まで、宇治川者豊後橋より下之分、桂川は下鳥羽邊より、小堀仁右衛門、攝河堤奉行両人と川支配限、稻葉内匠頭家來立會吟味いたし、普請之節も相談之上、普請有レ之可レ然事
一、京都町奉行只今まで普請入用之高計、水仕様書繪圖等を取吟味仕候趣に者不二相聞一候、大阪町奉行者新規之普請水引之障計吟味いたし、総而普請之儀は不二相構一趣に候、向後京、大阪町奉行共に仕様書並繪圖をも取候而吟味可レ然事
一、伏見奉行、京、大阪町奉行、堺奉行、吟味之筋は勿論、所司代、御城代へ相伺可レ然事
右川々大堤切候節、又は新規之普請、江戸へ伺候程之儀者、其懸之奉行見分候間、普請申計出來之上、猶又見分可レ有レ之事

第十一節 明治以降

明治に入り過書座伏見船並に高瀬船の各役人を廢せられ、同年二月六日淀川筋諸舟通行御用船取締として、淀船持之を命ぜらる、三月十日大阪諸川船及び過書船は京都角倉與一の支配に屬せしめ、四月十五日之を免じ、次いで元過書座役人三谷保吉、元淀二十石船速見忠次郎、元小廻船小頭(伏見船)秋岡貞之助の

各役人を廢す

水利作興の沙汰書

淀川滊船の最初

明治初年の高瀬船

淀川滊船會社沿革

三名、淀川筋通御船懸り役を命ぜらる、同年十一月行政官より水利作興に關する沙汰を發す、曰く「今般治河使を設け、天下の水利を所置し、近畿の水害を除きて民利を興すを以て、從來の三十石船の運送の如きは、徒らに人力を費し、不便極まるものなるを以て、蒸滊船を利用すべし」と、之より先き已に大阪に澱川滊船掛り綿屋吉郎兵衛あり、十二月八日伏見役所に出頭し、蒸滊船通航に付、川浚の打合を爲したるは、實に大阪伏見間滊船通行の最初にして、初めて伏見に着したるは、南濱馬借前なりしと云ふ、明治五年九月京都府は淀川、宇治川、木津川、鳥羽川に航行する運輸船規則を發布し、稅金額を定めたり、當時淀川蒸滊は水龍丸、盛大丸(何れも十七噸)の二隻なりき、然れども從來の諸船は猶活躍し、水運は依然旺盛を示し、高瀬船も亦京伏間唯一の連絡機關として、大に利用せられ、明治三年に至り、早船と稱する旅客本位のものを設け、毎日時を定めて、京伏間を往復したるが、乘客常に滿員を呈せり、然して高瀬船は後に高瀬組合船會所を起し、事務を辨ぜり、

淀川汽船が大阪伏見間を主眼として共同資本の下に經營せられて、次第に勢力を占むるに至れるは、明治二十年頃以後に屬す、これより先き大阪の老村爲之助氏第一安全丸を以て運送し、伏見に於ては明治十六年頃木村榮治郎、四方卯之助等の各氏、發起の下に三万圓の合資を以て、第一伏見丸、第二伏見丸の二隻を作り、大阪側と競爭せり、然れども未だ利益を計上するに至らざりき、當時は大阪伏見相互の出發は、晝間を以てしたるが、十八年に至り夜航の認可を受くるに及び、旅客俄に增加し、二十五年五月大阪伏見兩者の合同となり、第一伏見丸、第二伏見丸、第一安全丸、新淀川丸の四隻を以て航行したるが、之に刺戟せられ、汽船の計畫をなすもの多く、前記四隻の外、別の資本によつて第三伏見丸、大阪丸、六盛丸、第二安全丸、改進丸等續々航行せり、隨つて旅客本位の三十石船はこゝに於て全く往時の殷盛を奪はれ

たり、汽船乘客の激增は、往々乘船を爲し得ざる事あり、當時汽船關係の取扱者たる伏見商船仲次會社は、乘船待合のため、止むを得ず一泊するものに限り無料を以て各旅店に宿泊せしめたり、二十二年頃に至り、淀川汽船航行の汽船經營者は合同し、資本金を十萬圓とし、從來の七八隻以外に、新たに近江丸、山城丸、近畿丸等を造船せり、同社は南濱に本社を置く、二十五年一月現在の重役は、社長江崎權兵衛、理事增井清兵衛、高橋萬次郎、富山新右衛門、菱本傳右衛門、支配人久保田政敎等の各氏なり、

乘船賃は上り二十五錢、下り二十錢、一回の定員百五十名、伏見の發着場所は、水量の如何によりて一定せざりしが、多く肥後橋、寺田屋前とせり、汽船は夜伏見を發し、夜半八軒屋に着、乘客は船內に於て天明を待つ、上りは黎明伏見に到着するを以て、旅宿費を節し得たりしかば、鐵道の開通ありしと雖も、引續き盛況を見たり、然して合同以後は貨物運搬を積極的に取扱ひ、また曳船の許可を得しかば、相當の收益を擧けたり、爾後陸運の發達顯著にして、乘客次第に減少し、遂に三十八九年の頃、會社は解散し、大阪の渡邊榮助氏之を繼承し、又別に梶谷忠七氏長安丸を造りたるが、後中島氏之を繼承、更に兩者の合同を見、大正十年京都相互運輸倉庫株式會社の合併する處となれり、

淀川運輸は要するに交通機關の完備によりて、全く勢力を奪はれたるが、明治四十四年京阪電氣鐵道の開通以前には、未だ餘勢あり、明治三十九年に於ける一ヶ年の乘客約六万人一日平均百七十人を算す、運送狀態は、明治四十年調査によれば、淀川筋伏見を中心に發着するもの一ヶ年延船數一万一千百二十七艘、高瀨川筋九千六百十艘、宇治川筋四十七艘、木津川筋五百七十艘を示す然してこの貨物發着數量左の如し、

▽淀川筋　大阪發　伏見着

貨物	三七三、一五八駄

貨物運輸の推移

船數	七、四六三艘
積載量平均一艘	五十駄

△淀川筋伏見發　大阪着

貨物	一九三、二〇〇駄
船數	三、八六四艘
積載量平均一艘	五十駄

△木津川筋　伏見着

貨物	一七、一〇〇駄
船數	五七〇艘
積載量平均一艘	二十駄

次に大正三年調査によれば、大阪伏見間を航行する船舶總數百艘、この內日々運輸に從事するもの四艘、一ヶ年通計千四百六十艘、貨金二万一千二十四圓、木津川宇治川両川より伏見に出入する船舶は二十一艘、日々從事船數二艘、一ヶ年通計千三百八十圓、高瀨船は三十七艘、日々從事船數五艘、一ヶ年通計貨金四千九百二十七圓、疏水船は五十艘、日々從事船數二艘、一ヶ年通計二万一千九百圓、大阪伏見間汽船數五隻、日々從事船數一隻にして、一般經濟界の不振によると雖も、明治四十年の數字に比せば著しく減退せり、

船數	四七艘
積載量平均一艘	二十駄

△高瀨川　伏見着

貨物	一七三、八〇〇駄
船數	九、六一〇艘
積載量平均一艘	十八駄

右の內高瀨船は明治四十五年五月第二疏水の完成に伴ひ、之による京伏運漕の開くるに至りて次第に寂寥を示し、且川筋の破損等により近時全く跡を絕ちたり、疏水水路の起点は大津市三保ヶ崎に取り、第一疏水運河の北に沿ひ、三條蹴上に至り第一水路と合し上水、防火、水車用、發電用に供し、放水は運河

に注ぐ、京都正面閘門より伏見船溜疏水伏見橋の東に至る運河延長二千九百三十三間、上方の船溜と下方の船溜とはインクラインを以て對し、上方船溜は堀内村字丹下らしむるとともに、發電貯水池と爲し放水口を設く、水は伏見發電所に注ぎ、發電使用後の水はインクラインの北部に在る伏見街道下を貫く隧道によつて下部船溜に通ず、インクラインの長さは百十五間にして、下船溜より更に運河となり伏見市街を曲折して土橋に達す、之を本水路の終点とし、その延長七百五十八間七分なり、下流は舊伏見城外濠を利用して宇治川支流に注ぎ、又津知橋附近より分岐して、高瀬川に至る放水路を作る

大正六七年の財界好況時代に入るや、鐵道貨物の輻輳により、水運を利用するに至り、頗る繁忙を呈し、京伏に於て使用せる石炭の如きは、多く水運によれり、戰前一駄十五六錢に過ぎざりし運賃は、大正七年には四十錢乃至四十五錢を唱へり、之を運賃の上より見るに、大正五年に於ては、伏見より發するもの丶賃金八万二千七百六十五圓、大阪方面より達するもの丶賃金二十四万四百九十八圓なりしが、大正七年に至りて淀川より達するもの丶賃金は六十四万二千五百四十圓を示すに至れり、伏見より搬出するもの十二万八百三十五圓、運漕從事船數四百艘、汽船四隻は日々航行せり、高瀬川及び疏水運河による運搬も增加し、京都より伏見に入るもの丶賃金二万五千二百九十五圓、伏見より京都に運搬せるもの丶賃金五万六千三十五圓、高瀬船數十五艘、疏水船數三十艘、前者は休船するものありしも、後者はすべて運漕に從事せり、

註（一）「嘗辰年明治元年御用留帳」

天下一新之御政體被レ立第一庶民を綏じ各其處を得儕さらしむる御趣意之處倉卒兵馬之事起不レ致レ爲レ得レ已次第も候得共今日に至候上は愈國本を强くし皇基を培養被レ爲レ遊今般新に治河使新設天下之水利大に御所置被レ

爲レ在候に付而は差掛り近畿之地に於ては澱川堤防等十分修覆いたし以後水害を除き民利を起し候は勿論且又滬華より運送等を是迄之三十石通船に而は徒に人力を費し實以不二便利一故今日之御偉業に者不二相副一候間是非共蒸氣船而も仕掛ケ利用可レ有レ之候處何分春來騷擾之折柄纔に右澱川之堤防さへも御行屆兼候得共東北征討畧平藩之功を奏候上は追々右等之儀を御詮儀被レ爲レ在大に天下水利之通を起し民庶之福を生し候趣被二仰出一候間府藩縣に於而は此令相心得上下同撰其地方最寄に就而夫々利害得失相考勉勵可レ致旨御沙汰候事

十一月　　行政官

右之通被二仰出一候水利作興之儀は其地繁盛民產殷富之基に付謹而御主意を奉レ體各工夫を凝し永世上下之大利を起るべき事を考存付之筋に付可レ被二申出一此旨山城國中社寺へ無レ洩相達者也

十一月　　京都府

第二章　交通運輸「陸運」

第一節　往古の道路

道路の開通は、豊公以前に於て見るべきものなし、古道としては京都大和大路より深草大龜谷八科峠を過ぎ木幡山桃山名古屋丸の東木幡關址あり を經て宇治に至り、それより大和に達する大和街道木幡より轉じて近江、西には京都朱雀大路より九條羅城門、上鳥羽造リ道小枝を過ぎ、下鳥羽より久我畷を經て山崎に至り、難波に達する西國街道ありしのみ、伏見は之等の古道の外に在り、橘俊綱伏見山莊を構へし以後、道路の新開ありしもの丶如く、伏見は伏見山大和街道木幡關路方面より次第に開けたるなるべし、中右記の嘉承元年十二月十六日の條史編第一章第二節註(三)參照「伏見北阪」は、後世二水記永正十五年六月十四日の條史編第一章第一節註(三)參照「伏見阪」と南北の對照をなせるものにして、伏見阪は「北阪」に對して「南阪」とせらる、前者は深草大龜谷より木幡山に入らんとする道路、後者は現在の堀内村清水阪に當る、源義經の軍宇治に木曾義仲を破る、義經軍の

大和街道
西國街道
伏見阪

進擊は盛衰記に曰く「或は木幡大道醍醐路に掛りて、阿彌陀が峰の麓より攻入るもあり、或は小野庄勸修寺を通て七條に入る者もあり、或は榎川を打渡り、木幡山深草里より入るものあり、或は伏見山尾月見岡を打越て法性一二の橋より入るもあり、道は五に替れども同じ都へ亂れ入る云々」と、伏見尾山月見岡は、堀内村龍雲寺の東方數町宇治見臺の稱ある邊とせらる、則ち二水記の所謂「伏見南阪」を通過せるものにして、この時代已に道路ありし乎、豊臣秀吉起りて、天正末年淀堤を築き、大阪と伏見を連絡せしめ、且つ伏見築城とともに、大土木工事を經營し、巨椋沼を中斷して、豊後橋を架設し、こゝに大和街道を新開せるを初め、京都との連絡も亦一段の密接となれり、（平安通志 紀伊郡誌）

淀堤

傳馬常置數

傳馬所定書

第二節　伏見傳馬所

慶長九年三十六町を一里と定め、一里毎に堠を設け、植うるに榎を以てし、稱して一里塚と云ふ、官道の駄賃錢は一里十六文とし、私道は適宜の增賃錢を出さしむ、諸道には皆驛傳ありて、常に定例の傳馬人夫を備へ、以て運輸に充つ、之を傳馬所と云ふ、伏見傳馬所は、傳馬百疋を常置す、伏見六十七疋、六地藏三十三疋なり、會所は伏見南濱（現今馬借前の稱あり）及び六地藏札の辻に置く、常置の馬は寛文五年毛利治部村の地を與へられたるを以て、同所に馬舍を建てたり、幕府より伏見方馬借御朱印傳馬並に御繼飛脚米として、米八石一斗八升九合を與へ、馬借年寄へ四石六斗六升六合七勺、六地藏年寄へ二石三斗三合三勺を與へたり、

天和二年五月伏見奉行戸田長門守忠利時代　伏見奉行の發せる伏見傳馬所の定書左の如し

定

一、御朱印傳馬人足の員數御書付の外おほく不レ可レ出事

一、御傳馬並駄賃の荷物は一駄四拾貫目人足の荷物は一人にて五貫目に限るべき事

一、伏見より大津迄駄賃一駄に付き百五十五文乘懸荷は人共に同前荷物なくして合乘は百二文人足賃は一人にて七十六文京へ百廿八文荷なしに乘は八十一文人足賃は六十二文淀へ四十七文荷物無レ之時は三十一文人足賃は二十四文

但夜通急き相通輩は荷なしに乘といふとも夜の分は一駄荷の積に駄賃錢可レ取事

付五貫目迄の乘懸荷物は荷なしに乘駄賃錢同前たるべし夫々重き荷物本駄賃錢可レ取事

一、人馬の賃御定の外增錢を取るもの有レ之ば可レ令二籠舍一並其町の問屋年寄爲二科料一鳥目五貫文宛一人馬役の者は壹軒々百文宛可レ出事

一、御傳馬駄賃の荷物は其町の馬付屬可レ出レ之若駄賃馬おほく入時は在々所にもやとひ荷物違に無レ之様に風雨の節も可レ出レ之往還之輩無二子細一而理不盡之儀於二申懸一は可レ爲二越度一又往還の者に對し非分成儀有レ之ば可レ爲二曲事一

一、道中次人足次馬の員數縱國持大名たりといふとも家中共に東海道は一日に五十人五十疋に過べからず此外の傳馬道は二十五人二十五疋に限るべし

但江戸京大阪は可レ致二各別一勿論道中にて人馬共に追通すべからざる事

付泊々にて木賃主人一人は十二文召仕の者壹人には六文可レ取レ之馬壹疋も可レ爲二十二文一事

一、乘物壹丁に次人足六人山乘物は四人にて御定の人足賃取レ之可二相送一長持一棹三十貫目を可レ限それより重き荷物は持はこぶべからず人足一人に五貫目の荷積にて三十貫目を人足六人それよりかろき荷物は貫目にしたがい人數減少すべし此外はいづれの荷物も可レ准レ之事

右條々可二相守一此旨若於二相背一は速に可レ致二嚴科一者也仍而下知如レ件

天和二年五月　日　　奉行

賃錢の割增

この定めの賃錢は其後低下せるものか、元祿三年五月伏見奉行岡田豊前守の發せる道中宿々困窮に就て駄賃錢一割半增を爲す旨の令によれば、伏見より大津への駄賃錢は一駄に付百三十五文、乘懸荷は人共に同前、荷なしに合乘は八十四文、人足賃は一人にて六十五文、京へ一駄に付百十一文、乘懸荷は人共に同前、荷なしに乘は七十文、人足賃は五十四文淀へ一駄に付四十一文、乘懸荷は人共に同前、荷なしに乘は二十七文、人足賃は二十文、但泊々にて木賃主人一人二十七文、召仕一人十三文之を取り、馬一疋にも二十七文を取るべしとあり、

安永八年の賃錢

安永八年に於ける賃錢左の如し、

一、本駄賃　二百三十文　伏見より大津迄
　但乘掛下廿貫匁限
一、から尻　百五十六文　伏見より大津迄
　但五貫匁限
一、人足一人　百十三文　伏見より大津迄
一、本駄賃　百八十六文　伏見より京迄
　右　同斷
一、から尻　百二十二文　伏見より京迄
　右　同斷
一、人足一人　九十一文　伏見より京迄
一、本駄賃　百八十六文　伏見より長池迄
　右　同斷

一、から尻　百二十二文　伏見より長池迄
　右　同斷
一、人足一人　九十一文　伏見より長池迄
一、本駄賃　六十九文　伏見より淀迄
　右　同斷
一、から尻　四十六文　伏見より淀迄
　右　同斷
一、人足一人　三十四文　伏見より淀迄
一、本駄賃　百六十文　伏見より山崎迄
　右　同斷
一、から尻　百二十一文　伏見より山崎迄
　右　同斷
一、人足一人　七十八文　伏見より山崎迄

弘化以後の賃錢割增

宿驛困窮の名目によりて、人馬賃錢の割增を命じたることは屢々あり、弘化元年甲辰には東海道伏見宿、淀宿、牧方宿、守口宿困窮に付、同年より來る酉年（嘉永二年）に至る中五ヶ年間人馬賃錢二割增の上更に一割五分都合三割五分增を申渡し、嘉永二年に至り、來る寅年（安政元年）に至る中五ヶ年間引續き三割五分增となしたるが、安政五年戊午十二月に至り、未年（安政六年）五月まで六ヶ月の間三割五分の上更に二割を增し、都合五割五分增となしたり、安政六年二月に至りて、來る子年正月（元治元年）まで中五年間三割五分增となせり、爾後引續き維新に至れるもの〻如し、

御用による往還者等の取締

道中往還の者に對する取締令は屢々發せられたるが、特に御用により往還する輩が、規定人馬以外に添人馬を用ひ、然も賃錢を支拂はず、且つ之等關係の輩が、往々不法の行爲に及ぶこと少からざるを以て、正德二年之等の取締に關する定書を發し、同時に公家跡方の道中往來に際しては、人足三十二人、馬三十疋に相限りたるに特別の計ひを以て、定人馬以外多數を立て、宿驛困窮に陷りしを以て爾今特別の計ひをなすも都合五十人三十五疋以外は差出すべからざる旨を令せり、然れども後年再び亂れたるを以て延享四年三月更に令する處あり、定書左の如し、（伏見鑑、伏見奉行觸書、驛遞志稿、溫知柳營秘鑑）

定

一、御用にて道中往來之面々御朱印人馬之外添人馬多く相立候由相聞候前々茂申達候通無用之添人馬出させ候義堅く可レ爲二停止一候、御朱印員數之外に可レ入人馬之分者相定之賃錢無二相違一急度相拂はせ可レ被レ申事

一、御用に付て往來之面々或者在番或は諸大名物〻て道中往還之輩人馬割之役人可レ有レ之事候間御朱印人馬並賃人馬可レ入抔と相立させ賃人馬之分は賃錢無二相違一拂ひ候樣に可レ被二申付一候其外之家來又は雇之もの共私に人馬駕籠出し候樣に申懸候共、役人之斷無レ之候はゝ一切差出間敷由宿之問屋場にて相斷

候様に可レ被二申付一候道中之ものともにも右之通可二相心得一被二申渡一候事

一、往來之面々其家來並末々雇之通人足近年者主人之權威を以道中にて非分之仕方等有レ之或は下々可レ持道具をも人足に持せ其ものは馬駕籠に乘或は賃錢をも不拂もの共有レ之由 相聞候向後者右之類の不届無レ之様に雇人足は不レ及レ申其請負之もの迄急度申付可二召連一候 自今以後不法之族も於レ有レ之者道中宿々にて改レ之家來並雇之ものたり共 其前に留置 早速道中奉行江 相訴候様に申渡候間 其旨を可レ被レ存事

一、往來之面々家來並雇之者に至るまで駄賃 旅籠錢等 無二相違一 相拂候様に急度可レ被二申付一候 旅籠錢等或は不相應に減じ候て相渡し或は無二相違一請取候由 證文仕らせ相拂さる輩も有レ之由相聞候向後右之通之儀共於レ有レ之者是亦早速道中奉行江可二申訴一之由宿々江申渡候間可レ有二其心得一事

一、諸荷物貫目之儀 御定之通無二相違一様に可レ被二申付一候今度荷物貫目相改候場所定り若御定より重き荷物於レ有レ之者御用之荷物之由申とも繼送るべからざる旨申付其外宿々江申渡候間其心得可レ有レ之且又在番之面々京大阪駿府三度飛脚荷物近年者貫目重くかさ高成荷物有レ之夜通しも往來之由 相聞候飛脚請負之もの其外商人之荷物ましえさる様に堅く被二申付一尤在番之面々自分之荷物も御定之通を以猥に貫目重き荷物差出さる間敷候 古來より夜通しの飛脚は猥に相通らざる定に候間 向後無レ據子細にて夜通しの飛脚出し候はゝ番頭江其旨を達し番頭の證文を以差出さるへく候飛脚請負のもの共にても此等之趣急度可レ被二申付一候道中にても其心得を以改レ之若貫目重き荷物有レ之歟又は證文無レ之夜通し相通り候はゝ押置早速道中奉行江可レ訴レ之衆議之上 飛脚宰領之ものは不レ及レ申 右請負人迄可レ爲二曲事一旨申渡候間可レ有二其心得一事

一、江戸京大阪其外國々より町人請負にて往來候御用之諸荷物近年貫目も重く荷數も多く道中人馬大分相立其上御用之儀を申立人馬賃錢不足に相拂ひ其外不埒之仕方共有レ之由相聞候 向後御定之外貫目重く不レ仕其荷物數貫目にしたがひ相立候人馬之賃錢無二相違一拂レ之少も非分之儀仕間敷旨其御用奉之面々より念を入被二申付一向後右之類之儀無レ之様に可レ被二申渡一候道中にても改レ之若貫目重く候歟又は猥に荷數多く不審之儀も候はゝたとひ御用之荷物之由申候とも繼送らす其所に留置早速道中奉行江可レ訴レ之衆議之上荷物宰領者不レ及レ申請負人足迄可レ爲二曲事一旨申渡候間可レ有二其心得一事

一、道中宿々之もの共不埒之儀有レ之候節は 旅人により其所之問屋年寄等二日路三日路も召呼び又は訴訟のために付添ひ參候儀も有レ之由相聞候たとひ宿々のもの不届之仕方有レ之候共問屋年寄召呼び候ては其宿人少に成り御用も差支申事に候間向後は問屋年寄等召呼候儀不レ及レ申訴訟のため付添ひ參候事も相止めさて其趣をは道中奉行へ被二申達一奉行所より衆議之上急度可二申付一候可レ有二其心得一事

右之條々近年道中宿々御定之外に人馬多くかゝり其外旅人不法之事とも有レ之宿々は不レ及レ申助鄉村々迄も及二困窮一候由相訴候に付委細穿鑿之上を以被二仰出一候向後書面之趣急度可レ被レ相二守之一候たとひ組中支配並家來之不法有レ之候とも其番頭役所主人之越度に可二相成一候間其旨を可レ被二相心得一者也

右之通正德二辰年相觸候處近年猥に相成候様相聞え候 自今右之趣猶亦急度相守候様に可レ仕候 若此以後相背者於レ在レ之は吟味之上咎め可二申付一事

以上

延享四卯年三月

右之通可レ被二相觸一候

覺

一、旅人之定を破り無法成儀有レ之候はゝ觸書之趣を以て相改 若不二相用一候はゝ 其所之領主之役人江達し役人其段旅人江申聞其上にて異議及び候はゝ差留置江戸表江訴候様可レ仕事

一、御代官所之儀も右之趣に准し取斗可レ申事

一、町人へ會符を借し渡武家之荷物に致させ候義有レ之由相聞え候自今堅く無用たるべく候事

一、近年宿々惡黨之者有レ之飛脚之者共江賃錢ねたり取旅人之泊に相越酒手等ねたり取候由 自今右躰之

者於有之は其所に捕置御料は御代官私領は領主地頭江早く可ニ申出一事

一、人馬賃錢之儀御朱印並御用之外は可ニ相拂一事之條宿々日〆帳に委細記置宿中者勿論助郷村々江も勘定相立候樣に問屋共常々可ニ相心得一事

一、宿休之儀前廣に日限相極候は勿論差掛り約束いたし候分縱惶き旅人たり共異變無レ之樣に本陣旅籠屋敷に急度相心得可レ申事

一、此度相觸候上者宿々之者共旅人江對し非議を申懸賃銀入用多く取候歟又者旅人を滯せ候義有レ之候は〻急度可ニ申付一事

以上

延享四卯年三月

右之通可レ被ニ相觸一候

（請書）

右此度御觸御書付之趣一々被レ爲ニ仰渡一尤觸御書付三通（編者曰く別の一書は公家衆跡方に對するもの）にして大体に於て前記定書と同じ）御渡被レ下奉ニ請取一候私共家業筋々之者共不レ殘相觸御觸之趣奉レ畏候此後此度御觸之趣に相違之儀御座候は〻可レ奉ニ申上一候且又右御觸御書付之趣にて私共儀も別而相懷家業筋々之者共不埒之致方仕間敷旨是又被ニ仰渡一奉レ畏急度正路に可レ仕候乍レ恐右御請書奉ニ差上一候　以上

延享四丁卯年三月

南組年寄	三郎右衛門	組頭	三雲四郎右衛門
同	三郎兵衛	同	高田源助
北組年寄	林右衛門	同	坪井又治郎
同	文助	同	富田屋甚兵衛

惣代	太郎八	過書船役人	井關三良右衛門
同	善藏	同	近藤新七
庄屋	勘兵衛	京橋問屋年寄	尼崎屋與五右衛門
同	六右衛門	同與頭	雜喉屋太兵衛
同	茂右衛門	同	新屋清三郎
同	市良兵衛	同	茨木屋八兵衛
同	小平治	同	雜喉屋市左衛門
同	四郎右衛門	伏見車年寄	五兵衛
同	新右衛門	同	六兵衛
同	長圓	六地藏車年寄	新兵衛
伏見馬借年寄	與惣左衛門	六地藏十五町行事札ノ辻年寄	仁左衛門
同　役人	四郎兵衛	同町一丁目年寄	九良兵衛
六地藏馬借年寄	治良右衛門	六地藏　問屋	長助
同　役人	平吉	同	藤治郎
人足會所	尼崎屋與五右衛門	同	市右衛門
御本陣	木津屋與左衛門	御大名樣方人足請負人	對馬屋彌兵衛
同	北國屋新右衛門	同	丸屋嘉兵衛
御本陣	大塚小右衛門	同	丹波屋善左衛門
御本陣	富田屋四良兵衛	同	牧方屋伊兵衛
伏見船役人	梶川長兵衛	三度飛脚	丹波屋仁兵衛
過書船役人	菊松源兵衛	同	福田屋善兵衛

水揚年寄　文右衛門　同　布屋　伊右衛門
同　喜兵衛　同　八幡屋　太兵衛
同　勘右衛門　同　升屋　與左衛門
同　與兵衛　同　新屋　彌市右衛門
御大名方御下宿　針屋　庄九郎　旅籠屋年寄　表町　池田屋　七良兵衛
丸屋　五兵衛　同　惣中

第三節　當時の主要街道

前掲賃錢表によれば、伏見傳馬所は、大津に至つて東海道に接續し、淀、山崎に至つて西國街道、長池に至つて大和街道に連絡せり、大津を經て東海道に出づるものは、立石通りより京町を南下し、六地藏より醍醐を經て達するものあるも、多くは立石通り傳馬によらざるものは京橋油掛を經て京町に出づ森より右折勸修寺小野を經て追分に達し大津に至るを常道とす、大名行列は常にこの街道を以てせり、都名所圖繪拾遺にも「伏見より大亀谷（深草）を經て大津へいづる道は、秀吉公伏見御在城の時より開初し、今は關西の列侯吾妻へ參覲し給ふ時は此道を通り東海道に趣き給ふ」と記す、寶曆年間調査にかゝる、伏見を中心とせる主要街道は左の如し

京街道二、本街道は藤森より稻荷前東福寺前を經て大佛に至る、竹田街道土橋筋の北端（竹田口と云ふ）より竹田に至つて相分れ、東洞院に通じ、一は油小路に通ず

大津街道、藤森より勸修寺小野大宅大塚音羽を經て追分に至る、

宇治街道、墨染より六地藏、木幡、五ヶ庄を經て宇治に至る、

醍醐路、大手筋より清水谷、六地藏、石田を經て、醍醐小野に至り大津に通ずこの路は車道なり、又別に豊後橋の川端より六地藏に至る、

小栗栖越、大亀谷（深草）にあり、

大和街道、豊後橋より巨椋を經て新田に至り奈良郡山に通ず、

宇治路、豊後橋南詰より向島村槇島を經て宇治に至る、

大阪街道、京橋より淀堤を經て淀に至り大阪に通ず、また舟路京橋より大阪の所々に通ず、

鳥羽道二、阿波橋より下鳥羽横大路に通ず、又竹田口（津知橋通）より鳥羽小枝に通ず、之を丹波街道と曰ふ、又別に丹波橋より西の墓を經て鳥羽に至る道あり、

淀川の船舶に搭載して伏見に到達せる貨物は、伏見より高瀬船又は牛車により京都に運搬し、南海より來りし魚類は淀より納所、横大路を經て歩擔走駛するを例とし、横大路は慶應元年幕府の命

により魚市場を公設し、一村爲に殷賑を極めたり、泰平伏見役付鑑、都名所圖繪拾遺、山城名迹巡行志、平安通志

第四節　牛車と飛脚

牛車は伏見地方に於ける運輸上重要なるものなりき、初め鎌倉時代鳥羽院の護持僧等之を許され、時人鳥羽牛車と稱せり、德川時代に入りて一般的に之を利用せり、然れども車輛數及び牛數に對しては制限ありしものゝ如し、伏見車方は元和以前よりあり、禁裏、親王方、各攝家堂上、二條城々米、西國諸侯の扶持米、伏見奉行所用米等の運搬にも盡し、延寶七年十二月現在家數百十七軒、牛數二百五十七疋、寶曆中車輛數百七十五輛にして、聚樂組、京橋組、六地藏組の三組あり伏見車方牛車數、溫知柳營秘鑑に記載せる年代不詳、延寶以降寶曆の間ならん牛車數左の如し、

一、車持家數合、百十七軒　一、牛數合二百三疋

右之內配分

家數　四十六軒　家數　十六軒　家數　十四軒　家數　十　軒　家數　十三軒
牛數　八十三匹　伏見　牛數　二十一匹　中島村　牛數　十九匹　南濱組　牛數　三十五匹　問屋　牛數　七　匹　竹田村

右中島村下鳥羽竹田村は京都御郡代よりの御車共一所に役相勤來候事

牛車の駄賃は伏見より京都迄一車一輛四石積の貨米七升宛なりき、米穀車載は一時廢止したる時代ありしが、天保九年に至り之を復活し、車印鑑を附與して、日々大津驛米會所に於て之を点檢せしめたり、

驛傳の制備はり、德川幕府は飛脚制度の完成に努めたり、伏見は伏見城及び伏見奉行所あり、德川氏の重要視したる場所なれば、夙に之等の制度備はれり、傳馬所とともに繼飛脚を置きて給米を與へ又道中筋通

日雇は伏見仲間十二人の定なりしが、寬政二年更に十人の新規加入を許せり、安永八年現在の飛脚業者は左の如くなりき　溫知柳營秘鑑、伏見鑑、泰平伏見役付鑑、平安通志、荷物賃日改一件抄

諸方飛脚問屋　京橋北濱町　さこや　權兵衛
江戸飛脚　京橋南濱町　丹波屋　仁兵衛
同　本橦木町　吹田屋　長兵衛
大阪飛脚　京橋東濱町　錢屋　清左衛門
同　京橋丹波町　さこや市左衛門
京都飛脚　上南部町　つほや　善　六
同　上中町　河內屋　善四郎
同　車　町　尼崎屋　喜　八
同　銀座三丁目　柏　屋　金五郎
同　兩替町九丁目　吉野屋　伊　八
同　近江屋　金二郎
同　今　町　油　屋　源　七
同　毛利橋東町　河內屋　十兵衛
同　風呂屋町　万　屋　源二郎

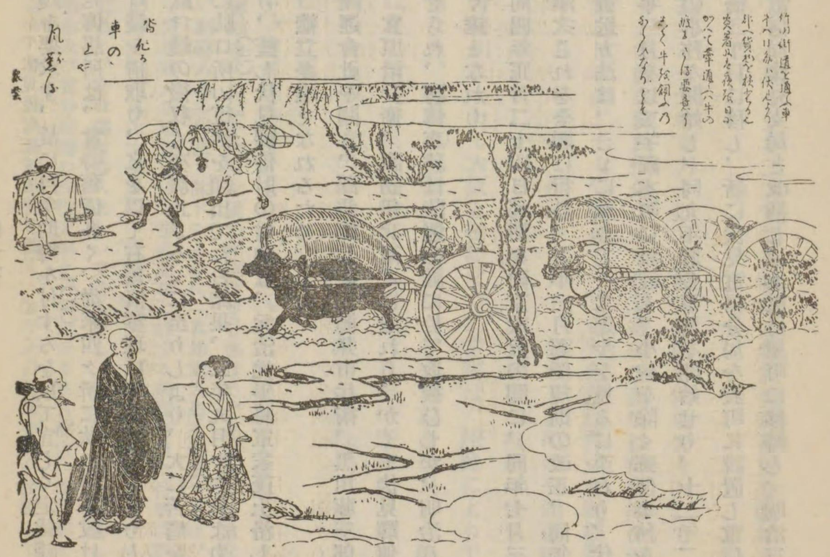

第五節　明治以降

明治元年令して曰く、從來伏見驛は、其所屬助

伏見驛助郷
伏見驛の借財
伏水陸運會社
伏見郵便取扱所
伏見電信分局

(一)郷なきを以て、付出し人馬と稱し、常に多くの賃錢を要求す、故に自今助郷を付するを以て宜しく定賃錢を以て遞傳すべしと、定賃錢遞傳を命ぜられし伏見傳馬所は、當時舊債多く、(二)從來四ヶ所に駄口所を設け、京橋、西濱両運送問屋並に塩問屋仲間等より駄口錢を請取り、之を以て右舊債整理に充當しつゝありしが、助郷を付するとともに、駄口所を廢し同時に駄口錢の徴収も亦廢止さるゝに至りしより、大に苦痛を感じ、且つ助郷に於ても、之が轉嫁を恐れて、特に駄口所の復活を願出でたる結果、二年九月十六日より伏見舊債借替濟まで再び駄口錢徴收の許可を得たり、(三)蓋し伏見驛借財の増加は、元治元年將軍家茂上洛し、長州征討のため屢々伏見大阪間を往還せる結果、繼立多端となれるためなり、

明治四年十二月一日、伏見傳馬所傍に於て伏水陸運會社を開き、澤井權兵衛、櫻井市兵衛、黑川藤三郎の三人總代となりしが、翌年正月辭し、水谷彌平、宮原治兵衛、諏訪伊兵衛之に迭れり、かくて伏見驛傳馬所並に六地藏傳馬所は明治五年八月を以て廢止せられ、驛傳事務は陸運會社に於て取扱ひしが、明治八年に至り陸運會社廢せられ、内國通運會社の引繼ぐ處となれり

之より先明治元年驛遞規則發布せられ、次いで同四年正月二十四日郵便を両京大阪の間に、同年七月三日東京横濱の間に開始し、翌五年六月十七日より漸次これを全國に行ひ、六年三月郵便規則の改正、同年十二月『郵便はがき』の發行あり、維新前の信書發送方法は、こゝに至りて一大進歩を見るに至れり、伏見驛郵便取扱所は、両京大阪の開始間もなく、四年三月を以て字鐘木町に設置し、小包を除く郵便事務を取扱ひ、八年一月郵便爲替の取扱發布さるゝやこの事務を開始し、同九年貯金事務を開始せり、十二年二月名稱を伏見郵便局と改め、十三年五月本局を板橋二丁目に移し、新に伏見電信分局を表町に設置し電信事務を開始す、同三十三年二月に至り、京都郵便電信局伏見支局と改稱し、上風呂屋町に移轉し、明治三

通信機關の完備
鐵道及び電鐵の開通

十六年四月再び名稱を伏見郵便局と改め二等局となる、四十一年三月電話交換局を増設電話事務を開始し、通信機關年次完備し、大正四年九月一等局となれり、

鐵道に於ては明治十年二月大阪京都間の鐵道開通し、十三年七月十四日京都大津間の開通あり次いで二十二年十月に至り東海道全線の開通を見るに至れり、京阪の鐵路開通するや伏見通過の旅客は頓に減少せり、私設奈良鐵道株式會社經營による奈良京都間鐵道は、同二十七年開通し、京都電氣鐵道株式會社經營にかゝる京都塩小路伏見間終点京橋油掛の軌道は同二十七年二月一日を以て開通を見たり、何れも當町の交通運輸上に刺戟を與へり、明治四十四年京阪電氣鐵道株式會社經營にかゝる大阪天滿京都五條間の軌道は伏見を通過し、次いで中書島宇治間支線を敷設せり、往時淀川によりて大阪と密接なりし當町は、陸路によりて直通を見、淀川に於ける旅客の往還は全く跡を絶ちたり、爾後之等新交通機關は、年次施設を改良し、路線を變更して、現在に至りしが、交通不完備時代に於て殷盛を呈せる當町としては、之等の完備によりて、一時的衰微を免れざりしと雖も、桃山御陵御治定による參拜者の乘降客、市街自然的の膨脹による發展は、交通機關の完備と相俟つて、著しく面目を改むるに至れり

註(一) 助郷とは江戸時代街道筋の宿驛助成として、傳馬役夫を出さしむるために、特に點定したる宿驛附近の村落を云ふ、蓋し街道の往來頻繁となるや、宿驛のみにてはその用を滿たす能はざるを以て、之が補助を附近の諸村に課したるものなり、正德二年道中奉行、助郷人馬の用法を陳べたる中に「其助郷人馬を使役するは、勉て驛家常備の人馬を用盡し、其定らざるを以て定助郷(宿驛近傍一二里の諸村に課する徭役高百に付馬二匹、人足二人の割)に課し、尙足らざるに至て大助郷(五里以上十里の間の諸村に課す、其割合前者に同じ)に課す、但東海道箱根伏見の二驛は、舊來付屬助郷ねく、守口驛は助人夫あつて助馬なし、故に此三驛を度越して前後驛に至るを許す云々」慶應三年十月各驛助郷及び當分助郷の課役を解き、明治元年三月海内一同助郷を勤むべき旨を布告し、同年六月一般に助郷に組込み、新に傳馬所取締役を置く、五年正月陸運會社を設置して

註（二）「伏見駄口改所取建」始末

大年寄、同助役、御傳馬所取締等九月十四日〇明治二年御役所へ被レ召今般助鄕方より駄口所取建の儀京都御府へ奉二願上一候處大山樣京都府にて御懸合に相成向後改駄口所取建可レ申旨被二仰付一候右駄口上り錢の儀は伏見舊債借替濟迄當町方に請取可レ申樣被二申付一候去辰臘月明治元年十二月京橋西濱兩運送問右に付四ヶ所駄口所定呼出し明十六日より駄口錢請取可レ申樣被二申付一候得共市中一屋並に揩問屋仲間より是迄當宿方ゑ駄口錢差出し罷在別て近年來宿方多分借財に付增駄口錢相成候得共市中一體の助け合と相心得示談の上無レ滯相渡し來候處昨年より助鄕被二仰付一候に付ては右駄口出錢可レ仕義は向後赦面被レ下段再度歎願書差出候に付役中は勿論御傳馬所是迄出勤被レ致居候勘定役又心得立方重も立候仁呼立種々談の上運送屋揩問屋兩仲ヶ間より願の通向後駄口錢差出候義廢止可レ致旨當六月二十七日兩仲間呼出し申達し候就ては四ヶ所にて取立罷在候駄口所も廢止候然る處去る十四日大年寄並傳馬所取締役小原八兵衞被召出今般駄口所改取立可申旨京都府より御達相成候元駄口錢取立候は、是迄御傳馬所の舊債埋方に請取可レ申旨被二仰付一候に付駄口所四ヶ所共取立罷在候者翌十五日呼出し右の次第申聞明十六日より取立可レ致追々規則相立舊弊相除可レ申義も可レ有レ之候得共不レ取敢二先づ當分是迄通請取方可レ致段申付置候事就ては今日京橋西濱兩運送問屋揩問屋靑物問屋魚荷着仲間呼出し前顯の次第得々相達し駄口錢の義是迄通出錢可レ致乍レ去双方辨利筋は勿論手數不二相掛一無益の失費不二相成一樣仲間一統示談致候錢仕出方可二申出一旨右夫々申聞置候事

駄口改所

右の札竹田口改所定番彌右衞門に相渡夫より外三ヶ所に可二相渡一候樣申付置候事

書類

註（三）繼立賄用米金の差出御願口上書

一、御當地宿坊の義去る子年〇元治元年御上洛以來多端に御繼立賄に差支候趣に付御用米金差出し方御賴談に相成承知仕則其節百金出金仕候然る處今次宿方多分の借財に付町方より取替相成有レ之候て市中一體之集方に拘り候と奉レ存候誠に聊に候得共尙又此度金百兩都合二百兩大借財濟の足しに差出し申度元私方儀御當地に永住相續仕罷在候に付市中一統助成に相成候義仕度亡父存生中兼々申居候に付斯る御一新の御時節に至り追々結構に被二仰出一候はゞ御旨趣遵奉仕候に付而は右前題の通り差出申度候間何卒御聞濟被レ爲レ在候樣宜敷御執計の程願上候以上

六番組添年寄　谷木甚兵衞

註（四）「伏水陸運會社總代交代届出」

伏見御傳馬所片脇にて昨年十二月朔日より陸運會社取開私共總代仕引受罷在候處此度總代相退き申度依て申請の上水谷彌平、宮原治兵衞、諏訪伊兵衞右三人義は慥成ものに付次總代に仕爲二引受一申度奉レ存候に付ては乍レ恐此段御届申上候

壬申〇明治五年正月十七日

伏水陸運會社總代

澤井權兵衞㊞

櫻井市兵衞㊞

黑川藤三郎㊞

添口上書

一、六番組添年寄谷木甚兵衞より別紙願出私立迄差出し候に付奉二悅入一候右は全市中一體の助け合に相成候義に付何卒御聞届被レ爲二成下一候樣奉二願上一候　以上

伏水陸運會社總代交代願口上書

伏見御傳馬所片脇に於て昨年十二月朔日より陸運會社取開澤井權兵衞、櫻井市兵衞、黑川藤三郎、右三人總代仕引受罷在候處此度右三人共總代相退き度依レ之申談の上水谷彌平、宮原治兵衞、諏訪伊兵衞右三人義次總代仕引受申度奉二願上一候何卒御聞届被二成下一候はゞ難レ有仕合可レ奉レ存候　以上

壬申正月十七日

伏水陸運會社總代

本人　年寄

本人　年寄

本人　年寄

伏水陸運會社總代交代願口上書

伏水驛陸運會社是迄總代のもの共今般御免奉レ願候趣傳承仕候付ては人馬增錢を始め其外總て右會社是迄の規則堅相守聊無二差滯一正路に繼立可レ仕候に付私共へ右會社總代被レ爲二仰付一被レ下候樣乍レ恐奉二願上一候願の通り御聞届被二成下一候はゞ難レ有仕合可レ奉レ存候　以上

明治五年壬申正月二十日　水谷彌平　外二名㊞

京都府伏見出張廳樣

第三章　銀座及び錢座

第一節　銀座

始めて伏見に銀座を設く

慶長丁銀と豆板銀

德川家康天下統一の後、銀位を一定せんがため、慶長六年五月始めて伏見に銀座を設く、蓋しこの以前の銀は諸國銀山より掘出せるものを灰吹の儘切遣にて通用せしかば、品位相違あり、互市ひとしからず、乃ち銀座に於て、銀貨幣を鑄造し、銀位を檢定し、其極印並に包銀の事を掌らしむ、末吉勘兵衛利方、後藤庄右衛門光次之が支配をなし、座人に屋敷地所四町を與ふ、（現在の銀座一丁目より四丁目に至る）之よりさき慶長三年十二月家康堺の町人湯淺作兵衛常是を伏見に召し、口銀吹極口銀改役を命じ、大黑の苗字を與へ、大黑銀打印の末々違犯なく改むべき旨の朱印を下す、仍つて常是は同業の桑原左兵衛、長尾小左右衛門、村田久左衛門、郡司彥兵衛、長谷又兵衛を家來として伴ひ伏見に來り、六年伏見に銀座の設けらるゝに及び、作兵衛を銀吹となし、「寶」の字及び大黑の像、常是の字を極印せしむ、其子作右衛門常好も之を勤む、銀座年寄役は座員より十人を選任し、萬事を取扱へり、當時鑄造にかゝるものは慶長丁銀と稱せられ、形海鼠の如く、煎傾の儘なるを以て、大小輕重一ならず、大概縱二寸六分五厘、横一寸、重さ四十三匁內外、また慶長豆板銀もこゝに鑄造せられ、形は矮圓或は菽粒の如く、縱六分强、横五分、極印は丁銀に同じく、貨率は丁銀とともに、舊記によれば百分中銀八十分、銅二十分とあり、丁銀の鑄造は總額百二十萬貫目なりしと云ふ、慶長十三年伏見の銀座を京都に移し、室町通と烏丸通の間、二條より三條迄に至る四丁を座人に與へ、こゝに役所を設け、伏見と両所に於て鑄造せしめしが、其後伏見の銀座は廢止せられたり、（貨幣秘錄、銀座年寄由緒書、東京府文献叢書、銀座由緒書）

京都に引移る

錢座の始め

伏見の錢座

鐵錢鑄造

諸仲間來由

第二節　錢座

寛永十三年六月、幕府銀座役人秋田宗吉に命じ、芝濱手及び近江阪本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、これを錢座の始めとす、此後元文に新錢を改鑄せしより、金銀の數多く、錢の相場高値となりしを以て、江戶、長崎、仙臺、秋田其他所々に鑄錢座を建て專ら新錢を鑄造す、山城に在りては、京都七條、鳥羽、横大路、伏見に於て之を爲す、伏見の錢座（舊地丹波橋通指物町北、俗稱「ぜんざ」）は元文元年に置かれ、延享二年に至り、各所錢座の廢止とともに停めらる、この間伏見に於て鑄造せられたるものは、「伏見錢」と稱せられたり、次いで明和五年、京都金座にて伏見に錢座を開き鐵錢を鑄造し、後八年にして安永五年に至り鑄造を止む、この間鑄造せられたるものは、「伏見鐵錢」と稱せられたり（國史大辭典、經濟大辭書）

第四章　德川時代の問屋諸仲間

第一節　安永天明及び天保時代の問屋諸仲間

伏見諸仲間來由（泰平伏見役付鑑）に曰く「夫伏見古しへは九の鄕にして誠に鄙の荒野に替らさりしが文祿二巳年春伏見御城下となる町割御奉行山城宮內少輔京町一丁目より御繩張の最初にして、南組本町十六町北組本町十二丁目南北合廿八町伏見町家の元町にして南北本町と相唱へ故に文祿慶長の頃より日を追ふて町々の

水運に伴ふ發達

諸仲間の勢力增大

安永八年現在伏見諸會所

唐物引請定問屋伏見万物問屋

商家、諸職迄殊更に繁榮をなし云々」とあり、慶長五年關ヶ原役以後、家康伏見に在ること多く、一時德川氏勢力の中心点たるかの觀ありしを以て、諸業大に盛なりしを想像すべし、殊に淀川水運の發達と之に伴ふ陸運の殷盛に、諸問屋諸仲間の繁榮は年を追ふて素凄まじきものありき、淀川水運に關して已に慶長八年十月過書座あり、過書船條令を下せること第一章に記せるが如し、淀川によりて大商都市たる大阪に連絡せらるゝ伏見が、その反映によりて問屋諸仲間の發達を見たること極めて明白なりとす、

されば問屋及び仲間の古きものは、已に慶長年間より發生を見たりき、次いで高瀬川による京都との接續は更に發展を促し、諸仲間の勢力亦增大し、元和四年に於ける過書仲間に對する運賃暴騰上訴の如き、威勢を張れる過書仲間をして、忽ち舊制嚴守に立ち返らしめたるは、また以て樵木、米問屋仲間が、當時大なる力を有しゐたるを證するものなり、安永及び天保年間の問屋諸仲間調は、よく德川時代に於ける伏見の盛況を物語れり、

安永八年編「伏見鑑」に掲げたる伏見諸問屋諸仲間並に人名は左の如し、

伏見會所之分

御銀貸付會所　大阪町　掛屋　新右衛門　同貸附所　道阿彌町　三好九十郎

同　小貸所　米延賣買會所　綿延賣買會所

米屋　仲間中　河內平兵衛　油延賣買會所　絞油屋　仲間中　糖賣買會所　河內屋七郎兵衛

伏見唐物引請定問屋　伯耆町　下村六兵衛　上南部町　宮原太郎兵衛

伏見万物問屋人名

年寄　南濱町　大塚小右衛門
組頭　同　木津屋伊右衛門
同　丹波町　ざこや　太兵衛
同　上北濱町　升屋　久兵衛
同　三栖半町　薩摩や　吉兵衛
同　上北濱町　油屋市郎右衛門
受拂方　東濱町　尼崎屋　彌兵衛
同　山崎町　北國屋新右衛門
駄別方　丹波町　大塚屋　庄兵衛
同　南濱町　新しや彌右衛門
同　丹波町　ざこや市左衛門
南濱町　木津屋與左衛門
同　木屋　久四郎
同　いがや藤右衛門
同　岩國屋　彦次郎
同　丹波屋　長兵衛
同　丸屋　五兵衛
同　津國屋　喜三郎
同　播摩屋新右衛門
表町　布屋　彌兵衛
上北濱町　肥後屋　清兵衛
同　茨木屋伊右衛門
同　中屋　作兵衛
同　出口屋　作兵衛
下北濱町　淀屋　喜兵衛
山崎町　布屋　喜内
同　牛房や　仁兵衛
同　車屋　太左衛門
丹波町　大塚や庄右衛門
同　さこや元右衛門
村上町　大塚屋　小兵衛
同　大阪屋　左兵衛
同　近江屋權右衛門
同　井筒屋　善兵衛
同　津國屋　茂兵衛
同　ざこや　喜兵衛
同　八百屋左右衛門
同　大阪屋　左兵衛
同　北國屋　七兵衛
同　さこや嘉右衛門
同　河內屋　仁兵衛
同　板屋　市右衛門

三栖半町　竹　屋　七兵衛
過書町　和泉屋傳右衛門
同　升　屋　甚兵衛

伏見六地藏問屋人名
岡本藤二郎

伏見西濱問屋人名
星田長介

年　寄　紙屋町　三宅屋　六兵衛
堀詰　木　屋　庄兵衛
同　木屋次郎左衛門
同　近江屋　吉兵衛
同　笠置屋　十兵衛
同　津國屋　小兵衛
同　余島屋　傳兵衛
同　升形町
同　近江屋　長兵衛
材木町　茨木屋　善兵衛
同　長島屋　與兵衛
同　さかい町　木　屋　七兵衛
同　車　屋　惣右衛門
同　吹田屋　五兵衛
同　目野屋　喜兵衛
同　尼崎屋　善兵衛
[redacted]　[redacted]　山形屋木左衛門
[redacted]　[redacted]　木　屋　善右衛門
御かご町　かいでや利兵衛
どばし町　丹波屋　源兵衛
同　河内屋　茂兵衛
もりばし　日野屋　喜太郎
聚樂町　車　屋　九兵衛
同　津國屋　宗兵衛
同　津國屋　伊兵衛
同　富田や　彌兵衛
大津町　三宅や　利兵衛
同　吹田や　忠兵衛
同　津國や　仁兵衛
同　近江や　源太郎
御かご町　鐵　屋　吉兵衛
同　板屋　忠右衛門
同　淡路屋　六兵衛
西濱町　灰　屋　六兵衛
清　水新　介

山崎町　いづみや平兵衛
肥後町　車　屋　忠兵衛
[redacted]　[redacted]與九郎
[redacted]屋町　茨木や市右衛門
同　富山や治右衛門
同　万屋四郎左衛門
同　かはや町　木　屋　與兵衛
同　鳥羽屋長左衛門
同　大和屋　彌　介

伏見旅籠屋人名
（第一章第九節參照）

伏見仲間之分（名は何れも年寄）

樵木　仲間　毛利橋菱屋町　升　屋　清兵衛
材木屋仲間　材木町　茨木屋　善兵衛
米問屋仲間　過書町　鳥羽屋　清兵衛
右伏見三仲間といふ
質屋仲間　堀之上町　八幡屋半右衛門
古手屋仲間　京町南八丁目　丸　屋　六兵衛
古道具屋仲間　上南部町　若さや七郎兵衛
寒天や仲間　御かご町　和泉や　甚兵衛
美濃地引扇地紙株　京通新町　針屋　太郎兵衛
同　七瀨川　富永や次郎兵衛

かはや町　近江や　治三郎
同　天王寺や三郎兵衛
過書町　今津や　小兵衛
同　竹津や　新兵衛
同　はりまや清左衛門
三栖　木　屋　長五郎
かはや町　木　屋　佐兵衛
過書町　土佐屋　仁兵衛
丹波橋　紙子や　九兵衛

両替屋仲間　下油掛町　月行事　錢屋五兵衛
錢屋仲間　[redacted]　菱　屋　六右衛門
造酒屋株　御かご町
請酒屋株　みどう前町　丸　屋　清兵衛
同　今　町　河内や　與兵衛
絞油屋株　竹中町　茨木屋　與兵衛
油仲買株　[redacted]　[redacted]
竹屋仲間　[redacted]　竹　屋　源右衛門
屋根や仲間　[redacted]
獵師仲間　三栖村　五左衛門

獵師仲間　彈正町　彦左衛門
同　一口村　八右衛門
同　小倉村　[redacted]
鹽魚生魚問屋　中油掛町　灰屋　惣兵衛
魚荷村株　両替町三丁目　荷着　權兵衛
鐵物鍛治仲間　新町八丁目　河内屋　平兵衛
刃物鍛治仲間　[redacted]　[redacted]
眞鑄吹屋株　京町北七丁目　大石屋　勘兵衛
大工仲間　[redacted]
同　上組　直違橋十丁目　五郎兵衛
同　中組　竹中町　喜　八
同　下組　新町七丁目　半　兵衛
木挽仲間　上中町　佐次兵衛
鳶　仲　間　[redacted]　三郎兵衛
水上仲仕株
京橋組　[redacted]　作　兵　衛
西濱組　[redacted]　久左衛門
小仲仕株　[redacted]
藍玉賣捌問屋　過書町　今津屋　小兵衛
疊屋仲間　新町六丁目　疊　屋　宇兵衛
左官仲間　新町三丁目　升　屋　忠兵衛

青物問屋　豊後橋　河内屋　甚兵衛
同　伊丹や　久兵衛
京町　問　屋　小兵衛
同小問屋　[redacted]　[redacted]
貸物や仲間　御どう前町　丸　屋　十兵衛
鹽問屋株　[redacted]　組頭　いかや　勘兵衛
鹽屋仲間　両替町十三丁目　伏見屋　清左衛門
造醬油仲間　同　同　人
たばこや問屋　竹中町　羽　屋　利　介
[redacted]　羽田源兵衛
[redacted]　河内屋　吉兵衛
同中買仲間　久米町　[redacted]　勘兵衛
木割仲間　[redacted]　行事　太左衛門
[redacted]　同　佐次兵衛
薪問屋　御かご町　近江屋　六兵衛
葭屋問屋　[redacted]
屎シ問屋　[redacted]
[redacted]　下中町　津國屋　伊兵衛
新町三丁目　升　屋　文右衛門
松や町　富田屋長左衛門
女商人仲間　[redacted]

油扇子屋仲間　朱雀二丁目　金　屋　庄兵衛
同骨屋仲間　新町八丁目　骨　屋　忠兵衛
同要屋仲間　鷹匠町　江州屋　和　介
丹後宿　上南部　丹波屋　嘉兵衛
新町十二丁目　丹後屋　源四郎
諸方飛脚問屋　（第二章第四節參照）
堀詰新町　鳥羽屋　伊兵衛
新大黒　越前や　吉兵衛
同　富田屋　吉兵衛

諸職並商人

具足師　両替町十三丁目　岩井平兵衛
鑄錢座　名代　尼崎又右衛門
右兼常は太閤秀吉公伏見御在城の時鍛治肝煎のよし今の馬責場に住すといへとも略之
關鍛治有といへとも略之
關鍛治・下板橋二丁目　兼春市之丞
こんや町　高道義兵衛
右は古來より今存故に書出其外當時數多あれども略之
文珠鍛治　新町四丁目　包守清右衛門
文珠四郎　下板橋二丁目　包光宗兵衛

上板橋町　丹後や茂左衛門
右は丹後越前其外國々より米踏働人宿

建具大工仲間　新町七丁目　指物や　與兵衛
粉屋仲間　年寄行司順番
雜菓子や仲間　[redacted]　[redacted]
そばや仲間　[redacted]　[redacted]
諸色紺屋株　御堂前町　菱　屋　清兵衛
風呂屋仲間　[redacted]　[redacted]

秤　座　伯耆町　神善四郎店
關鍛治　兼常次郎介

新町八丁目　高信半兵衛
こんや町　包信四郎兵衛
下板橋二丁目　谷口清兵衛

鋸鍛治　下板橋二丁目　谷口清右衛門　新町十丁目　與十郎
有馬錐鍛治　新町八丁目　有馬治左衛門　同　佐兵衛
乘物針鍛治　新町八丁目　有馬平左衛門　銀座三丁目　治郎兵衛
衡鎬鍛治　直違橋一丁目　孫左衛門　御かご町　平四郎
同　庄右衛門　同　平二郎
彫物師　山村町　左利介　同　六右衛門
板木師　板橋二丁目　木下甚兵衛　同　六之介
萱葺師　京町七丁目　安兵衛　同　六兵衛
同　利介　同　與兵衛
同　利右衛門　同　庄左衛門
同　伊兵衛　同　次郎兵衛

右は伊勢両宮大神宮御屋根方也

深草燒、人形類、鈴師、磨火鉢、次火鉢、茶瓶、茶碗其外器物類師

右いづれも數多有

深草團扇　極樂町　河内屋理右衛門
深草燒壺　直違橋九丁目　燒壺屋權兵衛
寒天

元來伏見にて作初る產物なり

扇地紙美濃地引　伏見にて限る產物なり

吹矢筒師　指物町　吹矢や四郎兵衛

葭簾蒲つくも筵　三栖三丁目　葭や五兵衛　同　新町九丁目　大和屋　與兵衛
同　同　半兵衛　同十一丁目　ひしや　金藏
同　同　利右衛門　鑓屋町　柴や　武兵衛
同　二丁目　同　長兵衛　ふろや町　丹波屋　佐兵衛
竹簾竹箒師　寺内町　はくや　宇兵衛
地黃煎屋　大阪町　大阪屋新右衛門　同　同　喜兵衛
板橋二丁目　新し屋　治兵衛　同　同　治介
御かご町　かいでや善兵衛　同　同　宗兵衛
東濱町　大和や　傳兵衛　直違橋三丁目　同　治兵衛
眞鍮泥粉屋　竹中町　箔屋　利兵衛　清水町　近江屋　久四郎
今町　文七　両替町十一丁目　近江や　庄介
銀座四丁目　紙屋　伊兵衛　金具箔屋　こんや町　万屋　太兵衛
眞鍮赤打箔屋　新町八丁目　河内屋　宇兵衛　酢屋　過書町　名庭や　兵助

儒　京都住　龍彥二郎（人物編參照）　銀座二丁目　淺井江庵
同　齋宕
儒醫　鍵や町　香川彥太郎　大人小兒科　竹中町　法橋　山本元順
醫　上南部町　法橋　稻葉良仙　大阪町　山本宇廬
同　大學　婦人科　木挽町　管野主水
鍵や町　種市尙翁　同　大内藏
京町三丁目　廣澤宣隆　小兒科　田龍寺　隱居
同　立三　敎壽

もりばし　池上祐賢　畫師　江町戸開元寺住大鵬和尚後　來鳳
外科　銀座二丁目　京通新町　三寶數馬
鍼醫　新町二丁目　帶刀町　森川吳竹
大手筋

歌學　深草　俳諧　［　］　［　］
琴學　眞宗院住　香山道人　庸軒流投入　板橋二丁目　木下逸齋
手跡　もりばし　梶川衛門　生間流料理　本橫木町　つい庄八
　　藤のもり　藤本甚兵衛

『伏見諸集記』に問屋諸仲間の軒數を記す、この調査年月を明記せざるも、現今記錄の殘存せるものに徵し、且つ天保年間三四年の頃かの現在なるが如し、

職業別	軒數	職業別	軒數
公事宿	四	獨旅人宿	一
京橋旅籠屋仲間	四二	伏見船宿株	一二
兩替屋仲間	二〇	酉濱米問屋仲間	一三〇
造酒屋株（此高一万五千六百十二石八斗）	八三	唐物問屋	二
請酒屋株	一三五	錢屋仲間	一七
內（三十六軒	九十八軒一組	造醬油屋仲間	七四
油仲買株	一三	絞り油屋株	二七
材木屋仲間	五三	木挽仲間	二〇
大工仲間	一三七	左官仲間	二一
鳶仲間	三九	萱葺師	一一
建具大工仲間	一〇	薪問屋	二
內（四十二軒	十七軒上組 七十五軒中組 下組）	疊屋仲間	二四
木割仲間	一三六	竹簾竹箒仲間（但竹屋仲間の內）	六三
樵木屋仲間	四三		

古道具や仲間　九八
貸物屋仲間　三八
京橋諸荷物問屋　四八
水揚仲仕株　四三
內（京橋組　二一
　西濱組　二三）
青物小問屋　二
玉子問屋　三
粉屋仲間　四
雜菓子屋仲間　一一
糀屋仲間　四三
寒天屋仲間　九
綿屋仲間　二一
美濃地引扇地紙株　二
鐵物鍛治仲間
　鋸鍛治　五八
　內（衡鑰鍛治　一二
　　釘銅鍛治　三
　　鉄物類鍛治）　四一
飛脚問屋　三
京飛脚仲間　六
丹後宿仲間　六
屋問屋株　三

質屋株　五〇
藍玉賣捌問屋　一
六地藏諸荷物問屋　六
小仲仕株　三一
鹽屋仲間　五一
魚荷附株　一二
川魚屋　一七
蕎麥屋仲間　三六
餅屋仲間　四七
豆腐屋仲間　三四
田葉粉問屋　三
紙屋仲間　一八
油扇屋仲間
　內（油扇屋　六〇
　　要屋　一〇〇
　　骨屋）　四〇
叉物鍛治仲間　三七
　內（文珠鍛治　二
　　關鍛治）　三五
秤屋善四郎店（伯耆町）　三
江戸三度飛脚（馬借前高井武右衛門）　一二
商人宿　一二
吹矢筒　一

古手屋仲間　一一四
諸色緋屋株　一九
西濱諸荷物問屋　五七
鹽問屋株　一〇
青物問屋　八
鹽魚生魚問屋　一二
漁師　一一五
　內（一口村　六〇
　　小倉村　一二
　　三栖村　二一
　　彈正村　二二）
田葉粉中買仲間　三一
風呂屋仲間　五五
女商人仲間
　內（扇屋　五七
　　糸屋　一九
　　小間物屋）　二九
金具箔職株　二
眞鍮打箔職　二
宇治飛脚　一
大津飛脚（下南部）
棒屋　八
鑄物師　五

地黄煎仕出し　二
深艸團扇仕出し　二五
深艸燒人形類　七
雲花燒深艸　一

——遊女町の分——

惠美酒町　一四
（俗に橦木町といふ）
内 傾城屋　五
　 揚屋　三
　 出口茶屋　六

墨染　二五

葭簾蒲つくも　六
深艸燒火鉢　八
深艸燒物類問屋　六
墨染燒竈本　一

柳町　一一
（俗に泥町といふ）
中書島　一三二
内 茶屋組茶屋株　九六
　 問屋組茶屋株　三六

稲荷中之町（茶屋株）　三六

鍮泥粉仕出し　三
但火鉢、茶碗、茶瓶其外笠物類仕出し
深艸燒壚仕出し　一

天保十二年現在諸問屋仲間年寄左の如し（伏見役付鑑記載）

業名	年寄名	業名	年寄名
米問屋仲間	鳥羽屋　清兵衛	樵木屋仲間	近江屋　安兵衛
樵木屋仲間の内	年番	材木屋仲間	年番
專場問屋	代持		茨木屋　宇兵衛
漁師仲間 彈正町	五郎兵衛	伏見車方	市郎兵衛
一口村	與惣四郎		年行事
小倉村	與左衛門	刄物鍛冶仲間	高道儀兵衛
三栖村	肝煎太郎兵衛		
大工仲間 大龜谷組與頭	五良兵衛	西濱運送問屋株 南組與頭	木屋　作兵衛
中組與頭	吉右衛門	北中組與頭	日野屋　喜兵衛
下組與頭	與右衛門		
京橋水上仲間	川嶋屋　庄兵衛	西濱水上仲間	五兵衛

屎問屋　年行事　津國屋伊右衛門
　板屋　新治郎
　絹屋　藤兵衛
公事宿仲間　年番　油屋　清兵衛
受酒屋株　年寄　万屋　市兵衛
　丸屋　十兵衛
質屋株　鐵屋　惣助
墨染茶屋株　鳥屋　宇兵衛
中書島問屋株　行事　富屋　吉兵衛
受酒屋株　壚屋　清兵衛
京橋問屋株　北國屋新右衛門
女商人株　月行事　伊勢屋　茂八
鳶仲間　年行事　鍋屋　彌兵衛
竹屋仲間　津國屋次郎右衛門
旅籠屋仲間　富田屋六右衛門
　生子屋　市兵衛
要屋株　要屋　藤七
眞鍮吹株　年行事　大石屋磯右衛門
寒天屋仲間　家滿屋長右衛門
船大工仲間　年行事　野田屋　宗七
青物小問屋　——
多葉粉仲買　近江屋　喜兵衛

壚生魚問屋仲間　差配年番
並壚魚小賣商人　大島屋太右衛門
造酒屋株　——
古手屋仲間　壚屋　治兵衛
古道具屋仲間　上田屋　利助
中書島茶屋株　木屋　半次郎
疊屋仲間　伊勢屋太左衛門
屋根屋仲間　觸頭　檜皮屋　九兵衛
　同　鷄冠井屋　五兵衛
木挽仲間　小刀屋　久兵衛
樫木屋仲間　——
魚荷附株　大阪屋次郎兵衛
青物市問屋　伊丹屋　久兵衛
絞油屋株　百足屋　五兵衛
油扇骨屋要屋三職　油扇屋　笹屋　平七
　骨屋　大喜屋祐右衛門
　要屋　藤七
伏見船宿仲間　年番　雜喉屋　喜兵衛
貸物屋仲間　紙屋　權右衛門
左官屋仲間　觸頭　播摩屋忠右衛門
多葉粉問屋　當時無之
蓬萊橋台にて菓子類商賣　——

薪問屋　近江屋　六兵衛
御城山澁株引受　三軒屋權右衛門
油仲買株　八幡屋四郎兵衛
壚問屋株　年行事　柴屋　長兵衛
造醬油仲間　しほや　新兵衛
麵類屋株　大和屋　傳兵衛
粉屋仲間　美濃屋　又兵衛
両替錢屋仲間　富田屋三右衛門
木割仲間　津國屋　喜七
洗湯風呂屋株（洗湯風呂屋株當時居風呂へ引受）　いせや孫兵衛
居風呂屋仲間
竹簾箒屋仲間　喜右衛門
眞鍮箔打職株　茨木屋　佐兵衛
金具職仲間　當時無之
紙屋仲間　丹波屋　彌助
御籔地拜借人　天王寺屋市兵衛
大喜屋祐右衛門
煑賣屋仲間　讃岐屋　三助
鳥屋仲間　池田屋　嘉七
小刀屋仲間　行年事　小刀屋　八兵衛
鏡吹職　池田屋　吉次郎
河内屋　茂助

京飛脚仲間　吉野屋　伊八
壚屋仲間　大和屋　利兵衛
諸方飛脚問屋　雜喉屋市左衛門
大阪早飛脚　雜喉屋市左衛門
建具屋仲間　茨木屋　伊八
雜菓子屋仲間　河内屋　忠兵衛
丹後宿仲間　年行事　丹波屋　嘉兵衛
諸色紺屋仲間　丹波屋　藤兵衛
商人宿仲間　玉屋　仁兵衛
獨旅商人宿　木屋　安兵衛
唐物定問屋　木津屋伊右衛門
出口屋作兵衛
豊後橋より川上漁師　又兵衛
綿屋問屋　百足屋　嘉兵衛
玉子問屋仲間　當時魚荷付引受　大阪屋次郎兵衛
本地扇屋仲間　大喜屋祐右衛門
本屋仲間　小倉屋　源兵衛
他所賣春米屋仲間　米屋年寄支配　觸頭　七兵衛
昆布屋仲間　堺屋　與右衛門
京賣花屋仲間　釜屋　長四郎

藥種屋仲間　柴屋　太兵衛
團扇屋仲間　大黑屋　治兵衛
下駄屋仲間　駿河屋伊右衛門
荒布屋仲間　伊勢屋　甚助
蠶仕入一色問屋株　登起　聚樂組　木屋　宇兵衛　外三名
白木綿問屋　万屋　伊三郎
蠶增糸問屋　茨木屋　卯兵衛　外三名
美濃地引株　鳥羽屋　七兵衛
六地藏問屋　藤藏　忠三郎　仙太郎
竹簾仲間之内　翠簾屋平右衛門

瓦屋仲間　久我屋清右衛門
造酢問屋　名波屋　兵助
晒職仲間　晒屋　吉右衛門
石屋仲間　笹屋　半兵衛
紙漉職問屋　茨木屋　爲八
津國屋長右衛門
御茶宇治製所　中村藤四郎
銘茶問屋株
箱風呂所　万屋　德兵衛　分家
茶船仲間　越中屋　清藏
水上ヶ下小仲仕　龜藏
鍛治屋仲間　年寄　仲屋　清兵衛
組頭　茨木屋　佐兵衛

第二節　問屋仲間の概要

諸問屋及び有力なる仲間は、京橋及び西濱を中心とせること、前節の字名を以て知るべく、然してこの地帶は、元治甲子の變及び明治戊辰鳥羽伏見役當時多く兵燹に罹り、且つ王政維新後、諸制の大變革と交通運輸上の急激なる變動に、相次いで沒落の悲運を辿り、今日引續く舊家ありと雖も記錄文書の類亦燒亡し、然らざる向にありても、屢々洪水に浸さるゝ等によつて、殆ど散逸せるを以て之等諸問屋仲間の狀態を明かにする資料に乏しく、詳細を盡し得ざるは甚だ遺憾とするところなり、

前節問屋諸仲間表中「株」の字を附せるものは、乃ち株仲間にして、幕府が其業務の性質、又は經濟上、司法警察上、監督の必要ある向に對し、其人數を限定し、惑は鑑札を下附せるものにして、その特權を

仲間の規約

仲間以外の同業及び類似業の禁止

認められ、仲間は何れも奉行所に作法帳を提出せり、又株仲間ならざるも、問屋業者は特殊的地位を占むる商習慣と私の結合によつて、事實上の特權を有したり、然して株仲間は請願して其許可を仰ぎ、年々冥加銀を納むる所謂願株最も多く、明治年間以降續出し、命令による御免株は唐物定問屋の如きこれ也、これとともに株仲間以外の仲間にありても、冥加銀を納め、且つ各自仲間規約を結びゐたるものゝ如きを以て、實際は許可せられたる株仲間と同等の地位にありたりき、

諸仲間の規約は、資料を有せざるを以て不明なるも、最も重要を占めたる西濱、京橋両問屋、米屋仲間等は、大阪と關係密接なりしを以て、大体大阪の同業仲間の規約に準據せるものゝ如し、仲間には年寄若しくは年行事を置き、京橋問屋（安永八年には万物問屋と稱す）によれば、年寄の下に組頭、受拂方、駄別方を置きて、諸般を處理す、年寄年行事を稱するはゐりは仲間の代表者にして、其任最も重く、選擧による者、順番によりて任する者又は門地ある者をして、直に世襲的に其事務を掌らしむる等、各仲間によりて相同じからず、米問屋仲間の如き世襲とす、然して株仲間にありては一定の株數ありて、それ以上の加入を許さず、新規同業者は、明株の生ずるを俟つか、又は之が讓渡を受くるの外なく、然してこの變改ある毎に奉行の許可を得て、株帳の附替をなしたり、株仲間以外普通商人に類するものも、直ちに仲間以外の同業を營み得ず、徒弟より職人となり、暖簾別けを受けて別家の後、始めて仲間に加入するの順序を要したり、

隨つて仲間以外の者が猥りに同業を營み得ざるは勿論にして、之を侵すものは株仲間より直に奉行所に出訴し、其營業を中止せしむるを得たり、株仲間にあらざるものと雖、冥加銀を上納して官許を得たるものなれば、株仲間同様の効力を有し、仲間外同様の營業を許さざりき、之を伏見奉行の觸書によつて見るも、京橋問屋仲間以外に於て荷物の取捌をなすものに對して之を禁じ、丹後宿仲間伏見酒造仲間參照より供給すべき勞働者が、雇主の直接雇入其他の方法によりて直雇なすを禁じ、雜菓子仲間以外の同種業の禁止、魚荷着仲間以外他所より同種營業のため入込めるに對しの禁止、京賣花屋の京都入込以外に同種業を以て間に加入すべきを申渡し、伏見川々並に堀川大池等漁師仲間の從業區域に仲間以外の素人が漁業する事を禁じ、綿屋仲間以外の者が同業を行ひ又同仲間より印札を受けほろ綿等を買取る者が口錢を納めざるに對して申渡す等——營業侵害に關する仲間の願出により屢々觸書を發し、又賣買方法に關して申渡せるものには、絞油屋絞菜種仲間は當地方に於て原料を一手に求めつゝありしが、他國に賣出すものあり、大阪表絞油屋並に菜種問屋は他國買免許札を所持せるを以て、勝手なるもそれ以外より入込むものには、賣出しを爲すべからず、運送問屋も亦積下すべからざるを申渡し、支配下に於ける瓦は京都への賣出相成らざるを以て、他所より買取るときは、仲間難澁するに付、すべて同仲間より買取るべきことを達し、干物類は干物小問屋以外の他所直買を爲すべからず、他所直買を爲す時は、仲間の同意を得たる上にあらざれば爲すべからざることを申渡し、諸材木を取扱ふものは、止むを得ざる外當地材木屋より買取るべきを觸れ、壷の直買賣捌は壷屋仲間以外に於て爲すべからず、然るに壷問屋株に於て之に類似する營業を爲すものありとて職分の混同を明確にせり、勞働者方面に於ても左官と手傳は從來其職分自ら別ありしに、手傳の者左官の職分を侵せるにより、之が吟味を遂け、双方の職分を明にしたるが、手傳方更に猥りになりしを以て、宜しく職分を專にすべきことを達し、又仲間の困窮申出に就て、天明七年六月米價騰貴により市中の普請絶え大工仲間苦窮に陷りしかば、身上宜しき者は、遠慮に及ばず普請すべしと口觸をなさしめ、仲間に不都合ありし場合は、之に對して戒飾を加へたり、

生活必需品の集散

以上は單に伏見奉行支配下に於ける關係なるが、米問屋、鑓屋仲間、運送問屋等にありては、京阪二大都市の生活必需品の集散を掌れるを以て、その地位頗る重要を占め、殊に米問屋仲間にありては、米價調節上及び營業上に關し、屢々制令を發せられたり（米問屋仲間參照）、伏見鑓問屋は大阪及び尼ヶ崎より供給を受け、京都元鑓屋及び京都他所買仲間に供給するの外、口丹波並に江州大津に供給し、且つ伏見鑓屋仲間（小賣業者に供給せしかば、一大集散地を爲し、明治初年東海道線開通後も、猶淀川運輸によりて餘勢を見たり、鑓の運送は京都に達するものは伏見車及び高瀬川船を利用し、丹波に至るものは沓掛よりし、江州に達するものは牛車による（伏見車輻輳するときは六地藏車を以てせり）、隨つて京都及び江州の鑓相場は、大阪及び伏見役付鑑

特種的の仲間

特種的仲間と見るべきは、眞鍮吹株、眞鍮箔打職株の如きものにして、前者は寶曆十二年、後者は安永九年株仲間の免許を受けたり、元來眞鍮は京都のみに於て之を製作するを許されたるものなるが、江戸、大阪、堺等の地方に於ても之を製作するに至り、安永九年眞鍮座の開始あり、江戸、京都、大阪の銀座役所も亦其事を行ひ、天明五年十二月「眞鍮銅箔の儀も、京、大阪、伏見有來の外他國にて打立候義致間敷」と令し、安永九年眞鍮座開始とともに、江戸、京、大阪以外に於て、新規の吹方を禁じたるも、伏見、堺等從來製作するものは、特にその差配の下に在るを許せり、文化九年古銅の減少に鑑み、眞鍮吹直しに對する古銅買取の方法を改め、伏見の吹方職人も之によるべきを申渡したるが、文政二年四月に至り、文化九年以前に復するとともに、京、江戸、大阪其外に於ける吹方自由となれり、他所製作禁止中、伏見の仲間は盛んなりしが、製作自由となりて漸次衰へたり、（大日本經濟史「竹越與三郎氏」、近世封建社會の研究、大日本財政經濟史料、天明以降慶應御用留帳、泰平

註（一）「株の移轉其他に關する心得」

此觸書は伏見奉行より發したるものなれど年代を明にせず、思ふに嘉永四年株仲間再興直後に於て發したるものならん

一、株仲間共連判作法帳面差出有レ之向貸株讓替加入等有レ之節は早速可ニ願出一處及ニ延日一候者不埒之事に候向後例月両度の附替日を不ニ打越一樣願出名前張紙書入等之儀可レ致事

一、株仲間共作法帳差出無レ之向は不レ殘此度新規に連判名前帳爲ニ差出一置貸株讓替加入等有レ之節は前同樣相心得可ニ願出一事

但作法ヶ條書等は可レ爲ニ無用一候前々より之正敷仕來通りに相心得可レ然事

一、壹軒株又は貳軒三軒に限り候株之向は是迄之通相心得讓替等正路に取計早々可ニ願出一事

一、株讓替仲間加入人等有レ之節身元不正のもの差構は格別其外聊之義彼是申立候ては不便利に付定之外無益之差構申立間敷事

註（二）京橋問屋仲ヶ間にて無レ之者近來粉敷名目抔附送り荷物取捌いたし候もの有レ之由相聞不届に候渡世差障にも相成候間仲ヶ間外之者送り荷物取捌致間敷候先奉行も度々相觸候處今以心得違之者有レ之由此已後右躰取捌致候もの於有レ之遂ニ吟味一急度可ニ申付一候

右之趣支配中可ニ相觸一者也

天明七年二月十四日

註（三）先年丹後宿仲ヶ間相立冥加銀相納丹後越前其外國々他所より當地米屋酒屋百姓抔に米踏働に入込候者共之宿並働先江口入等致渡世仕來り候處當地端々にて心得違之者も有レ之候右仲間六軒之外同樣紛敷宿いたし近來他所他國より參り付候もの働先馴染出來候得は其手次を以當宿抜働先江直送入等いたし且又京都にても丹後宿江參居候者を當地米屋酒屋江相雇等候故當地六軒之者共差支相成及ニ困窮一難澁之段依レ之右仲間之外にて住居も無之来踏に入込候當所者宿いたし候義並六軒之もの右之手を放れ京都丹後宿又は當地仲ヶ間之外より直這入致候義差留京都宿より直這入不レ致候而茂當地米屋酒屋差出致させ申間敷旨申立米屋酒屋百姓之外支配中に觸流之義願出候右之通仲ヶ間有レ之冥加銀上納致渡世候事に候得は仲ヶ間外にて宿並京都雇ひ入直這入等之者

雇入候義堅致間敷候

天明六年十一月

註（四）　當地雜菓子屋仲ヶ間相立有レ之候處仲ヶ間外之者共心得違致候而仲ヶ間同様に商方致候者有レ之仲ヶ間甚差支相成難儀之旨御觸流之儀願出候右者去る戌年八月御觸も有レ之候處　此節忘却致不埒之至候以來仲ヶ間外之者共仲ヶ間同様に商賣方致間敷候　若不二相用一者有之候はゝ御吟味之上急度可レ被二仰付一候　尤右商致度者は仲ヶ間江及二應對一加入之上可レ致候

天明七年十月

註（五）　當地魚荷着仲ヶ間之義前々より火役人足並冥加銀差出し仲ヶ間相立大阪尼ヶ崎都而下筋より生壇魚鳥類差登し京都並江州其外魚市場江魚荷着仲間仲仕共爲二持送一問屋方にて賣拂仕切銀請取荷主江相渡し魚荷着渡世いたし來候處近來大阪尼ヶ崎邊より魚商之者京都並大津問屋先に賣に罷越義追々增長いたし當地京橋邊に右魚商人止宿又は借宅いたし下方江魚類多分注文申下し當地働人直き値替之問屋先江相送り働人に仕切銀爲二請取一或者働人名前之送り狀相添荷物差登し右働人より下持共相屋右同樣相送り仕切銀請取差引し又者近來京都大佛前三店下た請者鰯市相始め右市場江も相登鰯多分之節三十石船一艘も相登し魚荷着者着不二致仲ヶ間之者共渡世難二出來一火役人足並冥加銀も難二相納一難澁之旨願出候に付不埒之事にて以來大阪尼ヶ崎邊下筋之魚商人之者止宿並借宅いたし京都並江州問屋江相登し魚鳥類は右宿之者自家持當地魚荷着仲ヶ間江爲二差出一且又右魚商人之者より直値替相願候とも持歩いたす間敷候若魚鳥類魚荷着同樣問屋江夫々爲二差遣一者又は致二持歩一者於レ有レ之者吟味之上急度可二申付一條其旨相心得正路に渡世可レ致者也

文政十年五月

註（六）　古道具屋仲ヶ間之儀前々より仲ヶ間相立冥加銀差出し致二渡世一來候處右仲間之外素人共古道具屋同樣之義いたし古道具古鐵物之類買歩行見世等差出し置又は素人共古道具古建物之類仲ヶ間之者共江直入等爲レ致ながら沙汰も不レ致勝手儘に他之者江賣拂或者素人仲ヶ間同樣賣買之世話抔をいたす者有レ之に付既に去る未年（文政六年）にも相觸置候處近來兎角仲間外素人共勝手儘に他所江商人呼寄古道具並古建物直致賣買に付當地江入込道具類會市崩賣道具講或は質屋等に而流れ道具其外古鍋釜古かね反古之類古建物壞之類迄直賣買いたす者も有レ之仲ヶ間之者共に者賣買不レ致樣相成仲ヶ間一統渡世差支難澁之旨願出不埒之事に候已來仲ヶ間之外素人共右體他所商人者勿論當地素人同上直賣買之義堅いたす間敷若又無二餘儀一子細有レ之迄賣拂いたし度義有レ之者古道具屋共江可及二對談一候若心得違之者有レ之者吟味之上急度可二申付一條其旨相心得銘々正路に渡世可レ致者也

文政十年亥八月

註（七）　京賣花屋仲ヶ間之儀は多人數にて京地江日々に入込者廿八人宛相定仲ヶ間札を提代々罷越先年京都花屋共より對談濟に付仲ヶ間冥加代りとして水難御救米被レ下候節御用人夫を罷出渡世いたし來候處仲ヶ間外之者提札無レ之猥に京地江入込難澁之旨願出に付花小賣に入込渡世いたし度者は仲ヶ間加入可レ致旨文政元年寅年七月觸置候處近來又々猥に相成仲ヶ間之外之者花小賣に多入込旨左候而は京都花屋共より契約通りに相ふる段申來候而は仲ヶ間之者共渡世差支難澁之旨且者御用人夫にも相響仲ヶ間提札無レ之者花京賣差留之儀願出右体之儀いたすは不埒之事に候以來仲ヶ間之者京地江花小賣不二相成一若入込渡世いたし度者は仲ヶ間へ加入可レ致候右之通觸知らす上不レ用者有レ之においては吟味之上急度咎可二申付一條其旨相心得銘々正路に渡世可レ致者也

文政十一年子四月

註（八）　當地川々並堀川筋大池表之儀は漁師共家業働場之所素人共投網扇さゝぐ等拵置歷々漁いたし漁師共難儀之旨度々願出差出置候處近頃又々猥に相成素人とも岡釣並小船釣に出其外投網扇さゝく等之漁道具を以て漁增長いたし夜分抔は堀川筋下木近邊へ魚つかみに川に這入馴向島邊之者共儀は狂ひ魚時節大池緣りは勿論平日池中一圓船に乘漁道具にて魚を取或は釣いたし渡世同樣に魚漁段々增長におよび甚以不埒之事に候大池は勿論支配外川々並堀川筋之儀は漁師共漁道具持行並釣いたし又は下木等有レ之最寄へ入込間敷己來漁師仲ヶ間外之者共魚漁いたし儀急度差留候若不埒之者有レ之漁師共見咎においては其場に留置訴出へき　申渡置候間違背之者有レ之においては吟味之上急度咎可二申付一候

文政十一年子七月

註（九）　綿屋仲ヶ間之儀は先年より冥加銀差出近來人數取締渡世いたし來候處餘商賣之者勝手儘に綿商賣いたし或者南京綿小袖綿抔と名前付又は右綿を南京に仕立紛敷致二賣買一綿屋仲間者差支難澁之旨願出右者先年より度々觸置處近頃又々猥に相成右綿屋仲間より印札請保路綿、諸綿之類買歩行口錢差出し致二渡世一者口錢差不レ出且

他所より入込綿商人共當地に逗留いたし居勝手儘に手廣商賣いたす旨甚以不埒之至に候綿商賣いたし度者は入仲ケ間へ可レ及二對談一勿論是迄觸置通當分爲二渡世一商賣いたし度者は仲ケ間致二應對一口錢差出し渡世可レ致候綿屋仲ケ間之者共へは不相當之口錢請取間敷旨精々申渡置候間其旨可レ存右之通觸知らす上不レ用者於レ有レ之者吟味上急度咎可二申付一條其旨相心得銘々正路に渡世可レ致事

文政十一年子九月

註（一〇）　當地綾油屋共綾草菜種之儀餘商賣のもの容易に取扱難二相成一趣先年より毎々相觸候處近來心得違いたし他國へ賣出候ものも有レ之由併大阪表綾油屋並菜種問屋共は御用油絞り候に付他國買御免之提印札所持いたし他國買勝手にいたし候事故當地江買取に罷越候節は當表絞り油屋年寄江相達候上二買廻し候筈に大阪表絞り油屋此度及二相對一置候旨右之通餘商賣之者猥に菜種他國へ賣出し運送問屋共よりも紛敷菜種他國へ積下し候而は絞り油屋共仲ケ間指支に相成難議之段已來何方より運送問屋之内へ差出し他國江積下し之儀申來候はゝ其問屋より綾油屋年寄方へ申達其上船積いたし候樣右觸流之儀綾油屋仲ケ間之者共願出候間 以來提印札所持不仕參候者江賣渡之儀運送問屋より紛敷菜種船積等之儀堅致間敷候若不二相守一候もの有レ之候はゝ吟味之上急度可二申付一候

天明七年十一月

註（一一）　當地瓦師共儀葺師相兼往古より職業致來り去る己年（安政四年）より年々冥加銀差出仲ケ間相立瓦定直段遂レ吟味置瓦入用之者右仲ケ間之者より相調心得違之者無レ之樣觸置候處京都深草宇治醍醐其外他所より專買取當地瓦師共難澁之旨願出不埒之事に候當地瓦師共は近年京都江瓦賣出不二相成一當地限りの商ひに有レ之前書他所瓦屋共京地へ賣込候事に付相立候渡世續相成候樣瓦 入用之節は當地仲ケ間之者より買請可レ申候儀は勝手次第に候自レ今以後若心得違之者於レ有レ之は吟味之上急度可二申付一候條其旨可二相心得一者也

文政七年三月

註（一二）　干物類小問屋仲間者前々より冥加銀差出來候處近年猥に相成小問屋外之者干物類他所より直買いたし小問屋同樣賣捌難澁之趣に付觸流之儀相願開届候間以來干物類商賣いたし候者は右小問屋京町三丁目大和屋平右衛門並燒麩屋平右衛門並燒麩屋問屋周防町 河崎屋吉五郎方より買取 商賣可レ致候他所より直買いたし度者は

右兩人方江申談候上買取賣捌候義者勝手 次第之事に候右之通觸知らす上不レ用之於レ有レ之者吟味之上急度咎可二申付一條此旨相心得銘々正路に渡世可レ致事

文政七年十二月

註（一三）　當地材木屋之儀は往古より仲ケ間相立冥加銀差出し渡世いたし來候處先年京地材木屋共出入後難澁之上當地素人へ木材取扱候諸職人共近年專他所にて諸材木類買入いたし右仲ケ間之者共家業薄り別而難儀之趣願出候向後素人共勿論諸材木取扱候職人共無レ據儀者格別重々當地材木屋之內より買取候樣可レ致候若不レ用者於レ有レ之急度可二申付一各其旨可二相心得一者也

文政十一年子七月

註（一四）　當地墟屋共儀前々より冥加銀差出仲間相立有レ之處仲間外之もの共は墟直買賣捌等いたすに付不二相成一旨是迄度々觸置處年曆相立心得違之者も有レ之哉近來又々猥に相成右仲間外に而墟直買賣捌等いたし又は墟問屋株のもの共も紛敷商ひいたす者有レ之由墟屋共 渡世差支難澁之旨願出不埒之事に候向後 右仲間外之もの墟直買賣捌は勿論墟問屋株之もの共紛敷商ひ堅いたす間敷候若不二相用一もの有レ之においては吟味之上急度咎可二申付一條心得違無之樣正路に渡世可レ致事

慶應二年十二月

註（一五）　當地左官職手傳方とは相分り夫々働方有レ之候處手傳方之もの共猥に致レ塗左官共差支に相成候旨に付安永元辰年双方吟味之上以來手傳方之者新建普請之節下壁塗候儀差留小結小屋建等之下壁塗候儀は可レ爲二勝手次第旨申渡置候然る處近頃猥に相成手傳方之者新規之建物土藏等塗上其外不二表立一建物等は過分之坪數壁塗致し左官職家業薄甚差支に 相成難儀之旨申出候左官手傳方之者共職分之儀は銘々相當之働方有レ之候得は外渡世之差支に相成 候義は相致間敷事に候殊に先年吟味之上申渡置候趣も有レ之候處心得違猥に相成候趣に付先達而觸書差出し置候處又候近頃猥に相成左官共難儀之旨願出候不埒之至に候豫以先年申渡置候通り手傳方之者共は其職分を專にいたし左官同樣之働方決而不レ致小結塗小屋建等之儀計壁塗可レ申候小屋建上申候ても火除け塗いたし土藏同樣之小屋有レ之候右體之儀は左官共致職分に手傳方にては細からみ小屋計下壁塗可レ申候小結壁之儀も右に准じ左官とも差支不二相成一候樣可レ致勿論普請致させ候ものも左官手傳方職分混雜無レ之樣可二相心得一

候

天明七年十二月

註（一六）　近年米穀高直に付町方作事之儀殊外無レ数御當地惣大工とも及ニ困窮一罷在候處去年春よりは所々普請多有レ之候處又候當年米穀格別高直に罷成普請方相止大勢大工とも一向いたし方無レ之難澁いたし候尤困窮とは乍申町方身上柄宜敷者も有レ之候處遠慮いたし候而仕掛之普請も當時相止め罷在候者も多有レ之甚難澁に付勝手宜敷ものは少々の普請にても無ニ遠慮一仕候樣 御觸流被ニ成下一度惣大工共より奉ニ願上一候 御聞届け被レ遊候間遠慮不レ及普請可レ仕旨口觸いたし候樣被ニ仰付一候以上

天明七年六月二十二日　　惣　代

註（一七）　両替仲ヶ間之者方にて金銀掛改差出候内に者欤銀等も有レ之哉に相聞不埒之事に候両替屋共包者慥成事に相心得素人共掛料等も差出し受取爲レ包候に付精々入念欤銀又者瑕金銀可ニ相改一候樣可レ致候若心得違之者於レ有レ之者吟味之上急度可ニ申付一事

文政七年七月

第三節　主なる問屋仲間沿革

伏見に於ける諸仲間は、別項の如く多數に上りしが、就中最も勢力を有したるは、米問屋仲間、樵木屋仲間、材木屋仲間にして、之を伏見三仲間と稱せり、蓋し衣食住に關係し、且つ仲間の創設古く、その營業範圍が廣かりしに因れるが如し、

伏見三仲間

米問屋仲間

米問屋仲間は、慶長年間よりその組織あり、火役を勤め、明和九年に至りて之を免ぜられ、冥加銀を上納す、泰平伏見役付鑑には「慶長二年酉年六月八日問屋町間口御改並商賣方御改但し米屋五軒、同三年御改有レ之此時、九軒云々」、又元和年中山口駿河守伏見奉行時代、御藏米の支配を蒙れり云々と記す、同仲間に關しては何等の記錄存せざるも、米問屋は明治維新前まで七軒にして、他は今日に於ける小賣商なりしと傳ふ、別に他所賣春米屋仲間あり、文化二年五月仲間を許され、米問屋とともに、京都への素人賣をも爲したるが、仲間支配は米問屋に於て行へり、米問屋は明和九年八月銀上納を以て正米延賣買會所（毛利橋附近に置く）を設け、大阪堂島の相場を標準として、延賣買を爲したりしが、明治元年兵燹に罹りて廢絶せり、米の買廻しは主として攝津河内在々並に大阪米問屋より廻送を受け、又藏屋敷より買入れたりと云ふ、思ふに伏見は一方に京都を控え、大阪並に宇治木津各川より達する米穀の集散場たるを以て重要を古めたるは明かにして、寶曆六年十二月、大阪江戸通旅籠町忠右衛門、同所元湊町權右衛門両名、伏見に米市場を設け、米仲買及び米方両替を置き、正米並に帳合米賣買を行ふこと、一に堂島米市場の如く、米十石に付銀五分の口錢を收め、その內より冥加銀を上納せんことを出願せる事ありしが、翌年三月堂島米方の抗議によりて不成立となれり、偶々以て伏見が大阪方面より注目されるたるを示すものか、

天明六年凶作により米價騰貴し、翌七年に入り市場在米の拂底に因り益々騰貴し、之に伴ひ諸色高直となりしかば、四民生活の困苦其極に達し、去秋以來、所謂「天明の打壞し」、各地方に起れり、伏見奉行久留島信濃守に於ても、屢々觸書を以て「諸人助け合ひ」の事を申渡し、米問屋並に舂米屋に對しては、暴利を貪らざる樣元直段に少々の口錢を以て賣捌くべき旨を達せり、天明七年六月の奉行觸書に曰く、

米高直に付一同に難澁におよび罷在就中共日過之者共は日々及ニ勞働一賃錢持歸飯米買請候やに候處舂米屋共白米小賣夜分不ニ賣出一者共も有レ之由右體之働人ども少々之錢乍レ有誠に難儀之段相聞候へば小賣白米之儀舂米屋共一升程つゝは先繰に一夜宛持越候上賣渡樣に今日より踏溜め夜分買候はゝ小切れ候段不レ申差支無レ之樣精々相心得取斗ひ可レ致候

一、米問屋共當時有米之儀大阪表津留め前々買請候米に而津留め之後は大阪より入米無レ之儀に付先月廿

五日頃迄之買米に可レ有候得は凡石に付 百三四十目餘位迄之直段に可レ有レ之處 右津留め後格別高直に罷成にまかせ高く賣趣依レ之少々宛取扱候春米屋共は買受候而も餘り高直に附商賣相休居もの共も有レ之由夫故おのつから白米小賣不自由に相成候か様の儀は餘り無レ之難澁之事に候得は 支配中限り助け合之事に候間當地米問屋共之有米雜穀共買入候月日を改其元直段に少々之口錢を以格外に春米屋並素人江も買へ身分相應に見合賣渡高直に無レ之様商ひいたし助ヶ合可レ遣候尤買請候もの共も入用程宛買直段正路に買請可レ申候

同時に大阪津留めに付、この期間直買は米問屋以外の者差支なし（但素人の賣買は禁ず）の口觸を發したり、曰く

米問屋外にて撫河 其外在米共直買いたし候義は兼々不二相成一候御觸流有レ之候 然る處格別米高直之上大阪表津留めに付 右津留め中は勝手次第 在米直買いたし候様御觸流被レ成度段米問屋仲ヶ間より御願申出御聞届ヶ被レ遊候間 大阪表津留中は銘々入用程つゝ之飯米勝手次第在米直買御差免被レ遊候尤春米屋之外素人共賣買紛敷取扱堅致間敷候旨口觸いたし候様被二仰付一候以上

大阪他所賣停止は六月七日に至り、京都、伏見の日用飯米差支を生ぜるを以て特に此地方への積登しを許したり、同年七月八日に至り、町民困窮救助として、救米二百石下附の觸書を發したり、

近頃米穀高直に付支配中其日過之者共可レ及二餓死一にも體之者も有レ之追々申出御救米之儀町役人共年行事共並村々庄屋共願出無レ據き事に付其段精々申立置追々可レ及二沙汰一之旨申渡夫迄一統助合之儀申付置候所相應致二助合一是迄及二餓死一候者も無レ之奇特之事に候然る處 此度支配中及レ飢候者共爲二御救米二二百石被レ下候段被二仰出一此旨可二相心得一候誠に難レ有義に候間右之趣支配中一統之者江不レ洩様申可レ聞候御米相渡候義は追而及二沙汰一候尤最早新穀出來迄間も無レ之事に候間此上町村々においても格別儉約相用助合候間及レ飢候もの無レ之様に取計可レ申候右之段可二相心得一

大阪津留とともに、伏見米問屋及び他所賣春米屋の他所賣を禁じたるが、前述の如く六月七日に至り大阪の積登許可あり且つ七月以後相場稍々下直となり、漸く愁眉を開けり、然れども依然直買は嚴禁、窃に下阪して買入れを企てたるものあり、大阪町奉行の通知により、當人を召捕りの上引渡せり、同年八月一日付觸書に曰く、

米高直に付大阪表より積登彼地に而差留有レ之候に付當地之儀も他所賣容易に不二相成一候段 先達而相觸置候然る處大阪表米相場下直之趣おゝよひ當表より調に罷下候もの有レ之候而則 大阪表より申來り召捕相渡候大阪表之儀は當時米穀他所賣留有レ之候場所に候之處支配中之者猥に罷越 米穀買取持歸り候儀は甚不埒之事に候此後多少によらず彼地より買取候者有レ之候はゝ召捕吟味之上急度可二申付一候間其旨可二相必得一候

其後米價下直となり、平常に復せるものゝ如し、

文政十年三月奉行觸書によれば、當時に於ける伏見米問屋並に他所賣春米屋仲間と京都の關係を物語るものあり、曰く、

當地米問屋仲ヶ間並に他所賣春米屋仲ヶ間共前々より冥加銀差出両仲ヶ間京都素人江飯米商內仕來候處先年同所米會所より右商內差留難澁いたし候に付田舍より當地京橋問屋並西濱運送問屋江受わたし申し京都素人直賣之米穀吟味之上差留契約を以仕來通り黑米白米賣差搆無レ之他所賣春米屋仲ヶ間は文化十酉年より年々同前米會所江出銀いたすに付 仕來通り素人賣相成 尤往古よ米問屋改印無レ之俵物は水揚不レ爲致二渡世一來候處近來田舍にて水車踏 白米多出來に付両仲ヶ間 買取處素人共直買いたすは

同両仲ヶ間買取故同所も直買いたす儀と致両仲ヶ間買取不レ申様申合有レ之處京都素人共江田舎米水車
米運送いたし差支之趣京都米會所より米問屋仲ヶ間江申越之儀は全吟味不行届の儀に付當地より運送
於レ有レ之は先年契約相背両仲ヶ間京賣及二破談一旨嚴敷申越に付申談處田舎より京橋問屋西濱運送問屋
江積登せ内々京都江致二運送一或宇治川筋柴薪之内江積狹差越之者も有レ之趣相聞此上米穀京都に運送
有レ之者仲ヶ間越度に相成京都賣商に付破談およぶにおいて難澁之旨且又當地米問屋仲ヶ間外素人並
潰穀米穀商賣之もの直賣不二相成一尤造酒屋之者は是迄潰米直
買いたし來候處近來春米屋者共拾石買取五石之送狀二枚杯いたし造酒屋之者共者潰米と申立餘慶之米
直買いたし内々素人江分賣いたし外潰米穀商賣之者直賣いたす趣に相聞両仲ヶ間者共渡世に付差支難
澁之旨觸渡之儀願出是迄度々觸置候處近年猥に相成不埒之事に候向後米問屋仲ヶ間より差札相添差登
米穀之外京橋問屋西濱問屋運送問屋並に歩行荷にても田舎米水車米共差登儀致間敷尤當地素人直賣春
米屋之者共は五石以上之米直買不二相成一造酒屋之者とも潰殘米米問屋仲ヶ間取買拂可レ申候外潰し米
穀商賣之者共直買不二相成一右之趣夫々堅相守可レ申候若以來心得違之者於レ有レ之は吟味之上急度咎可二
申付一候條其旨相心得正路に渡世可レ致事

伏見米問屋並他所賣春米屋仲間の京都素人賣は、京都米會所よりの差留めにより苦痛に陷れるを以て、
田舎より伏見京橋問屋並に西濱運送問屋に受渡し、米會所に出銀せるを以て、從前通り素人賣りを爲したり、
となり、他所賣春米屋仲間は文化十年より、同米會所に於て吟味の上差留める契約を以て供給する事
但し米問屋改印なきものは之を取扱はざりしが、田舎に於て水車白米出來に付、両仲間も買取りしが、京
都米會所に於ても直買せるを以て、伏見両仲間は之を買取らざる申合せを爲しるたり、然るに田舎より直

接京都に運送するものあるより、自然從前の契約に違反する結果となりしかば、嚴重に直賣を禁じ、且つ
從前通り春米屋は五石以上の直買を爲すべからず、又酒造家が潰米と稱し、所要以上の直買を行ひ、内面
に於て素人に分賣することを禁じたり、

天下騷擾時代に入り、諸物價著しく騰貴し、之に伴ひ米價も亦暴騰を見たり、慶應二年五月に至り遂に
暴民の起る處となり、所謂慶應の打毀を演ぜり、伏見奉行林肥後守にありても、米價高直に關して、米屋仲間
に注意し、米屋に於て不正の商賣するものあらば、直に申出ずべきの觸書を發したり、

當春以來追々米價格外高直に相成市中一体難澁可レ致人氣にも拘り候程之儀に付白米直段成丈け引下
け方申付候儀は勿論自然心得違いたし商ひ米不正之儀有レ之候而は如何に付先日以來より米屋共江見
改出役申付置正實に商ひ米可レ致旨をも米屋共江相觸置候間其旨相心得日用米買求め成丈喰延し候樣
可レ致候若米屋共如何敷義有レ之候は、其次第早々可二申出一候

米問屋仲間は、仲間創設當時より過書町毛利橋西附近鳥羽屋清兵衛開發年寄として歷代之を勤めたるも、維新
後絶家し當地に後系存せず、問屋中殘れるもの二三あるも、未だ記錄を發見し得ず、泰平伏見役付鑑、德川時代の米價調節、大阪
市史、天明六年慶應二年御用留帳

樵木屋仲間は慶長年間より組織せられ火役を勤む、明和中之を免ぜられ、冥加銀を上納す、當初專場組
なるものあり、文化三年七月に至り、別に專場問屋の免許を受け、冥加銀を納む、專場問屋とは、專門の
意にして、樵木屋以外他の營業を爲さゞる問屋を謂へるものなり、同仲間が元和四年過書座の横暴に對抗
し、之を出訴して舊制を嚴守せしむるに至りしことは、第一章「水運」の條に記せるが如し、同仲間は現
在の伏見薪炭共進組の前身にして、伏見に於て勢力を有し、京都の薪炭供給は、殆んど同仲間に於てなせ

しかば、何れも繁榮を呈したり、仲間は堀川（現在の疏水）瀬船によりて京都に供給せり、買付先は木津川筋笠置、大河原方面、宇治川筋宇治田原方面にして、何れも水運による、例年十月より二月に至る候を以て最需要とし、決濟は伏見濱着歩引二分とし、明治初年に至るも之を以てしたるが、時に供給地方より地場放し二歩引の運動起り、紛糾を醸せる事あるも、仲間の勢力に壓せられ成功せざりしと云ふ、

仲間は八組に分ちて、各組に年寄を置き、次いで觸頭、惣代行事を置けり、天明四年四月現在によれば左の如し、（泰平伏見役付鑑、薪炭商共進組所藏文書）

年寄		觸頭	
堀詰組	河内屋 清右衛門	大和屋	重兵衛
小豆屋町組	木屋 治左衛門	笠置屋	重兵衛
清水町組	桝屋 嘉兵衛	津國屋	勘兵衛
丹波橋組	吹田屋 太兵衛	大阪屋	庄兵衛
土橋組	栗本屋 忠兵衛	天王寺屋三郎兵衛	
森橋組	淡路屋 六兵衛	日野屋	喜兵衛
阿波橋組	板屋 忠右衛門	惣代行事	
柿木濱組	鐵屋 長兵衛	薩摩屋	吉兵衛
		辰巳屋	喜左衛門

泰平伏見役付鑑に「材木屋仲ヶ間年番茨木屋宇兵衛、寛永年中火役相つとめ明和九辰年御免已來銀上納」とあり、又「材木屋仲ヶ間は元和四年小林勘次江府訟之時材木屋米屋同時に蒙免許、然らは三ッの仲間遲速勝省なり、而後寛永とあるは舊記不分明故かくの如きや云々」と曰ふ、仲間に關する記錄存せざるも、

蓋しその創始は古かりしなるべし、然して大部分の材木は大阪材木問屋より供給せられ、京都は殆ど伏見材木屋より購入せるを以て、頗る優越の地位にありき、大阪材木屋仲間は、慶長年間已に記錄あり、土州大和吉野、紀伊新宮、阿波及び九州諸國の材木集散市場として殷盛を呈し、後年材木問屋はそれ〴〵地方筋と特種關係を生じ、取引先自ら區別せられ、延寶年間には、大阪材木屋問屋、土佐材木屋仲間、尾張材木問屋、材木京問屋、伏見材木問屋、紀伊國材木問屋、北國材木問屋、阿波材木問屋あり、伏見は則ち伏見材木問屋と特種關係ありしを想はる、淀川水運の關係上、伏見材木問屋は多く西濱一帶に在り、運送問屋をも兼ね、又建築も行ひたれば、大工仲間にも關係を有し、之等は大工仲間とともに京師大工頭中井主水の支配を受け印札の交附を受けたり、（中井氏は大佛殿建築に與りし中井正次の後にして代々主水と稱し、五畿内及近江大工、杣、木挽の職を總督す）伏見材木屋仲間は四十九軒（天保年間）問屋、仲買等の別ありしならんも明かならず（泰平伏見役付鑑、江崎氏所藏文書、大阪市史）

西濱運送問屋は慶長年間より組織せられ、火役を勤む、享保七年之を免ぜられて火役錢を上納、又明和九年より冥加銀を上納せり、京橋運送問屋株（伏見鑑には京橋、万物問屋となす）往古より渡世せるも問屋株免許は寶永七年にして火役を勤む、天明二年醬油荷物を取扱ふに至り別に冥加銀を上納せり、然して西濱問屋株は五十七軒、京橋問屋株は元株三十六軒、明和年中十二軒增株あり、四十八軒となり、其後減じて安政三年頃には三十三軒となれり、

西濱問屋は現今の所謂西濱一帶を本據として軒を並べ、京橋問屋は京橋を中心とし、米、醬油、砂糖、材木其他諸雜貨の運送を爲し、京阪間並に近在の水運を掌握したるを以て、何れも殷盛を呈せり、各問屋は所謂萬物運送の稱ありしも、各專門あり、西濱問屋にありては、米穀、材木、鹽、醬油等の取扱多く、京橋問屋も亦同樣なりしも、むしろ其他の諸雜貨を主としたるが如し、然して之等問屋は多く大名の用達

を勤め、又は本陣、脇本陣をなすものあり、營業以外諸侯より給せらるゝ扶持米等あり、何れも富裕の生活を爲せり、然れども維新後の大變革によりて殆ど殘落の悲運に陷り、現今その後系の存するもの數軒を算するのみ、隨つて文獻尠し、泰平伏見役付鑑、福井伊右衞門氏所藏印札

「慶應二年申達書」

京橋運送問屋共より大阪表江差下候醬油明き樽八百五拾九挺味入樽貳挺共船貳艘江積込今留橋之下に繋有レ之候處去る七日夜大風にて右樽過半川中へ崩落流失相成候樽も有レ之趣に付最寄川添町々にて右樽拾ひ取候者有レ之候はゝ不レ殘置一運送問屋役前之ものへ申遣相渡可レ申尤流樽見付候者は早速問屋內へ爲二相知一候樣可レ致候若隱置候外より相願候はゝ急度御咎可レ被二仰付一候間心得違無レ之樣可レ致事

（八月十日）

伏見唐物定問屋は何年頃よりありたるや明かならざるも、安永八年刊伏見鑑には、前揭の如く下村六兵衛、宮原太郎兵衛の兩名を記し、爾後問屋株は二軒を以てせり、天明三年に至り、山崎町淡路屋六兵衛、木津屋伊右衞門之に迭り、次いで出口屋作兵衛、淡路屋に迭れり、唐物賣買に關しては幕府屢々取締令を發し、拔荷を嚴禁し、他の荷物の取扱と全然區別せり、後に自由的取扱を爲せる事ありしも、禁制は久しかりき、大阪より京都並に北國筋に輸送する唐物類は、總て伏見唐物問屋二軒に送付し、その以外に送付することを得ず、若し違背するに於ては制裁を受けたり、文化元年十一月二十二日付幕令によれば大阪町奉行令此度京地において唐物致二賣買一候者共取〆之ため、彼地町奉行所より懸合有レ之候に付當表賣買之者より差送方之儀問屋仲買其外改役年行事並絲割符唐物取〆方惣年寄者へ京都懸ヶ合之趣を以、差登方規定等夫々申渡候間右体唐物賣買中間外のもの共爲二心得一申置樣可レ致

とあり、伏見問屋を經由すべきを達す、同二年正月の令に曰く、

京都へ差登候唐物類伏見表定問屋材木町組二軒にて引請候事

安永八亥年

右両人跡

天明三卯年

伏見唐物定問屋　伯耆町　桝屋六兵衛

上南部町　津國屋太郎兵衛

山崎町　定問屋材木組　淡路屋六兵衛

南濱町　木津屋猪右衛門（伊）

然して荷物は其筋改役の改印ある送狀を添付して送付する事とし、文化七年八月この手續は伏見より更に東國筋に積送るべき唐物に對しても同樣なるべきを令せり、

唐物問屋は之等の關係により年寄印鑑變更等の場合は、それ〴〵通知保存せり、伏見問屋に對しては、大阪唐物取締方大年寄、糸割符方惣年寄、京都より京都糸割符方年寄、同唐物取締方、堺より堺糸割符方年寄、同唐物取締方より何れも使用印鑑を通知し、伏見に於ては之を保存し、押切の照合をなし、伏見定問屋よりも通知すること同樣なり、唐物に關する定法安政四年九月付左の如し、

御定法

一、唐紅毛持渡り於二長崎一入札之諸荷物長崎問屋之外他所直買從前之御停止之旨御定札被レ爲二下ヶ置一文化度御取締之節山城國中え御觸渡被レ爲レ成猶又今般御再觸被レ爲レ在候通改役有レ之株立候藥種唐本砂糖唐小間物等者大阪改濟之品買取候又者當地長崎問屋にて買出候は勝手次第に致右之外都て唐物類當地長崎問屋之外より買取候儀不二相成一段彌堅相守心得違無レ之樣可レ致旨御觸流被レ爲レ成候

伏見漁師仲間

右御定法通四廉之外長崎問屋に可レ限品粗左之通

糸端物　蘇枋　釷丹錦　爪鼈甲角類
象牙　唐木類　白熊赤黒毛之類　皮類
丸藤　紅樹皮組丹柄也　茶碗類　紺青群青
石黒藤黄　鬱金　孔花　猩円子
唐紙類

右前書四廉之外都て唐物御取締に拘り候に付問屋之外ゑ運送無レ之様堅相斷候事

安政四巳年九月　長崎問屋

然して伏見唐物定問屋は官より仰せ付けられたるものにして、冥加銀及び役所勤め等はなかりき、伏見鑑、泰平伏見役付鑑、大阪市史、福井伊右衛門氏記藏文書

伏見漁師仲間は、彈正町伏見平戸、向島之に屬す、一口村、小倉村以上久世郡の四郷一統にして、淀川筋は伏見奉行支配、一口村は淀領稲葉侯の支配、小倉村は京都代官小堀數馬の支配所たり、四郷それ〴〵頭役年寄又は肝煎あり、仲間の漁師凡そ六七百人、何れも大川筋、大池巨椋池、堀々の漁を業とす、慶長年中松平下野守の時定められ、彈正町へ札十枚、三栖村へ札五枚下附あり、一口村小倉村は後に各三枚を下附せらる、四郷合計二十一枚にして、札一枚に付三年鯉二本づゝを運上とす、元文四年増札を請ひ延享二年免許合計二十六枚となる、伏見十六枚、一口村七枚、小倉村三枚漁師二人に舟一艘にして、投網、簀卷、ちんどう、したき、ねらひの五方法を以てす、漁獲せる魚鳥は別に問屋又は市場等の設けなく、直接販賣を爲せるものゝ如し、小堀政方伏見奉行たる時、天明元年十月三日、伏見京町四丁目橋本屋嘉兵衛外三名は、突然川魚並鳥賣捌市問屋を設置すべく、

奉行に出願せり、之によれば一口、小倉、向島、三栖、彈正五ヶ所の漁師より漁獲する川魚類並に水鳥類は同賣捌市問屋に於て取扱はんとするものにして、實現の場合は日々他所より商人の出入頻繁たるを以て土地の繁榮となり、魚類の賣捌亦圓滑なるべし、免許を得れば冥加銀一ヶ年銀二十枚づゝ永々上納すべしと云ふにあり、然して問屋口錢は其日限り漁師に渡す代錢當座仕切に對し、一貫目に付百五十文を取立て、且又六十日づゝ延代錢延仕切を交附する漁師には一貫目に付百二十文を取立てんとするものにして、五ヶ所漁師取上魚鳥類代錢は平均一ヶ年六千貫文、平均口錢五百四十貫文として、右の内銀八百六十目を冥加銀として上納するの見積なり、當時に於ける伏見奉行小堀政方の暴政は史編に於て述べたる如く、一部の町民と氣脈を通じ惡虐を極めつゝありしを以て、この賣捌市問屋願ひも亦漁師の利益を奪ひ、一面に問屋の許可によりて、利を占めんと謀れるものにして、願書の如きも奉行所の定日を待たず急遽出願し、同年十月十六日仕様書を提出し、十八日奉行所は四ヶ郷各漁夫代表者を出頭せしめて、市問屋開設を申渡したるが、漁師仲間が差支ある旨を陳情せるも肯ぜず、十一月十一日願人希望の如く、許可を與へたる等、事は頗る急速に運びたり、漁師仲間に在つては、市問屋の設置は、仲間の存亡に關する重大事なりとし、屢々不許可を嘆願せしも、遂に許可を與へしかば、憤慨其極に達し、策謀を繞らして、市問屋願人を拉し、漁場を視察せしむべしとの名の下に、舟に搭ぜしめて巨椋池の中央に至り、巧妙に願下げを要求し、以て願下げ願書を認めしめ、一方伏見奉行支配に屬せざる他領の一口、小倉両村の漁師凡そ四百餘人は、十一月二十九日出漁の姿そのまゝにて、奉行所に押寄せ、三日三夜動かず、願意徹底するなくんば去らざるの氣勢を示せり、奉行所も事態の容易ならざるを察し、口頭を以てする願意は採用し難き旨を諭せしかば、漁師側も之を諒とし、先づ三十日漁鳥市場願人に自書せしめたる願下書を提出するとともに、十二月一日を以て

四ヶ郷漁師總代の名により、仲間難澁の儀を願出でたるが、奉行所に於ても漁師の氣勢に恐れたるか、遂に問屋の許可を有耶無耶に葬り、漁師仲間の願意貫徹を見たり、次に當時仲間年寄四名の上に總年寄を置く事となり、一口村與惣右衛門を以て、苗字帶刀を許し、同時に日々一人に付三文宛を徴せるを以て、仲間の不平一方ならざりしが、小堀氏に迭りて久留島信濃守奉行たるに及び、天明八年七月總年寄役の名儀及び特權を取上けたり、漁師仲間に對する川魚市問屋設立は安政五年内藤豊後守時代に於ても擡頭を見たる事ありしが、已に天明の前例あり、仲間の反對功を奏して、沙汰止みとなりき、雨中之鐘子、川魚並鳥類賣捌市問屋願書、同仕樣帳、四ヶ郷惣漁師願書、川魚市問屋企一件控「以上伏見圖書舘藏」、泰平伏見役付鑑、

諸仲間沿革表

仲間名	沿革概要
刃物鍛治仲間	慶長年中より續き火役を勤む、寶暦九年御役所龍吐水を命ぜらる、
大工仲間	慶長年中より火役を勤め、人足六人づゝを出す、
京橋水上仲間	慶長年中より御免、御城米御藏入御用御朱印御證文往還の御用を勤む、寶永二年十二月より火役を命ぜられ、明和四年より敕錢五貫文を下附せらる、文化四年より京橋問屋より役錢十貫文を受く、
西濱水上仲間	京橋水上仲間と同斷、但し京橋問屋よりの出錢なし、
伏見車方	大阪陣當時より禁裏三御所親王方御攝家堂上方、二條城米、伏見役所用米等其外火役を勤む、
屎問屋	高瀬川開發の際より御免(慶長十六年)
壜生魚問屋仲間	元和二年御免、火役を勤む、明和九年正月之を免じ銀上納、天明五年六月小賣商人差配免ぜられ冥加銀を上納
公事宿仲間	正保年中御免、寶暦十年十月役所御用使番を勤む、

古手屋仲間	元祿六年七月御免、火役を勤む、明和九年八月之を免ぜられ、銀上納、
質屋株	元祿六年七月御免、火役を勤む、明和九年八月之を免ぜられ、銀上納、天明五年正月質改會所を命ぜられ別銀を納む、天明中株となる、
古道具屋仲間	元祿八年四月御免、火役を勤む、明和九年火役を免ぜられ銀上納、
墨染茶屋株	元祿十二年御免、火役を勤む、二十九株、
中書島茶屋株	元祿十三年茶屋株御免、其後增株、當時九十六株、
同問屋組茶屋株	元祿以後寶來橋より東は一面の問屋あり、寶曆六年茶屋株御免、當時三十六株、茶屋組九十六株、合計百三十二株となり、共に銀上納、
疊屋仲間	元祿十九年九月御免、明和年中より火役を勤む、
屋根屋仲間	寶永元年御免、火役を勤む、
木挽仲間	往古より續く、享保元年八月火役、御用水田子高張提灯持人足を差出す、
女商人株	享保三年四月御免、火役を勤む、明和九年八月免ぜられ銀上納、
樫木屋仲間	享保三年七月御免、御仕置用道具を作る、
鳶仲間	享保十六年御免、火役を勤む、褒美として年々錢四十貫文づゝを下附せらる、
魚荷附株	發端不明、享保十七年十二株御免、火役を勤む、鐵砲付人足六人づゝ、明和九年より銀上納し火役を免ぜらる、
竹屋仲間	享保二十一年三月御免、山林方竹切、御用人足を勤む、
青物市問屋	元文二年七月御免、八軒組と稱す、火役を勤む、明和九年之を免ぜられ、銀上納、
糖賣買會所	寬保二年閏四月御免、銀上納、
旅籠屋仲間	寬保三年御免、例年火役道具料を差出す、
絞油屋株	寶曆七年御免、火役を勤む、明和三年二十七株と定む、
要屋株	寶曆十一年油屑、骨屋、要屋三職一帶御免、天明元年二月要屋十軒株となり、以後三職外

油扇骨屋要屋三職　に要屋株は銀上納、
眞鍮吹株　寶曆十一年御免、火役を勤む、安永二年十二月三職より銀上納、
寶曆十二年二月御免、明和二年正月より火役を勤む、同九年火役を免ぜられ銀上納、此以
前京都に眞鍮吹屋五軒ありて他國になし、伏見には九軒の株御免、數少きを以て繁榮す、
然れども今は諸國に之を吹くを以て昔に劣れり、
伏見船宿仲間　寶曆十三年十月船宿株十二軒御免、火役を勤む、安永九年之を免ぜられ以後錢五貫文づゝ
を年々伏見船番所に差出し、同所より役所に上納、
寒天屋仲間　明和二年御免、火役をつとむ、
貸物屋仲間　明和四年四月御免、火役を勤め、同九年七月免ぜられ以來銀上納、
船大工仲間　明和五年三月御免、
左官仲間　明和八年十二月御免、銀上納
青物小問屋　明和九年三月御免、
多葉粉問屋　明和九年八月御免、「當時無し」
多葉粉仲買仲間　明和九年八月御免、銀上納、
正米延賣買會所　明和九年八月御免、銀上納、來屋仲間より納む、
蓬萊橋臺に菓子類商賣　明和九年八月御免、銀上納、
薪問屋　明和九年八月御免、銀上納、
京飛脚仲間　明和九年八月御免、銀上納、
御城山澁柿引受　安永元年八月御免、銀上納、
塩屋仲間　安永二年五月御免、銀上納、
油仲間株　安永二年十三株、御免、
諸方飛脚問屋　安永二年七月御免、銀上納、

塩問屋株　往古より續く、安永二年十二月十株御免、役火を勤む、免ぜられて後、銀上納、
大阪早飛脚　安永四年御免、銀上納
造醬油屋仲間　安永四年御免、六十軒、寬政三年八十軒、
建具屋仲間　安永五年八月御免、火役を勤む、
麵類屋仲間　安永六年御免、天明三年增株二軒、銀上納、
雜菓子屋仲間　安永六年四月御免、銀上納、
粉屋仲間　安永六年七月御免、
丹後宿仲間　安永七年二月御免、銀上納、
兩替錢屋仲間　安永七年七月御免、火役附人足十人
諸色紺屋株　安永七年九月、銀上納、
木割仲間　安永八年八月御免、火役を勤む、南北組二十四人、
商人宿仲間　安永八年十月御免、銀上納、
洗湯風呂屋株　洗湯風呂屋株は安永八年十月御免、文化二年より風呂屋仲間之を引受く、居風呂屋より年
居風呂屋仲間　々銀上納、
大阪飛脚使番問屋　安永八年十一月御免、冥加銀上納、天明三年增上納、
獨商人宿　安永八年十一月御免、銀上納、
竹簾竹箒屋仲間　安永八年仲間御免、會所とも銀上納、享保三年減少上納、
眞鍮箔打職株　安永九年御免、銀上納、
豊後橋ヲ川上漁師　天明三年四月御免、銀上納、
金具職仲間　天明三年十二月御免、銀上納、
綿屋仲間　天明四年四月御免、銀上納、
船貸蒲團會所　天四年六月御免、上納、表町組、京橋組、村上町組、
紙屋仲間　天明四年御免、銀上納、

玉子問屋仲間	魚荷着外の者に之を免さる、然れども續かず、天明五年魚荷着へ引請け、銀上納、
御簸地拝借人	寛政十年より三十ヶ年拝借、年々御用竹代、山林方役所へ上納、
本地扇骨屋仲間	享和二年御免、銀上納、
煮賣屋仲間	文化二年閏八月御免、銀上納、
木屋仲間	文化二年九月御免、銀上納、
鳥屋仲間	文化二年十月御免、銀上納、
他所賣春米屋仲間	文化二年十一月御免、銀上納、（来屋年寄支配）
小刀屋仲間	文化二年十二月御免、銀上納、
昆布屋仲間	文化三年六月御免、銀上納、天保六年八月干物小問屋を引受け、昆布屋より上納、
鏡吹職	安永六年伏見稻荷中ノ町池田屋彌平なるもの鏡吹職を願出でたる處地金に關し尋問あり、地金とは赤銅、唐銅、しろめ等を用ひ吹き立つ旨を答ふ、大阪に同職なく京都に五人あり、かくて一本職を許され渡世す、天明五年彌平病死中絶したるが、弟子吉次郎、文化十年相續御免、銀上納、
京賣花屋仲間	文化十四年七月御免、銀上納、
藥種屋仲間	文政三年五月御免、銀上納、
瓦屋仲間	文政四年十月御免、銀上納、
團扇屋仲間	文政五年閏四月御免、銀上納、
造酢屋仲間	一軒株、文政五年御免、銀上納、
鑄物師	文政六年正月御免、盤木、喚鐘の用を勤む、
下駄屋仲間	文政十二年七月御免、、銀上納、
晒職仲間	寶曆の頃豊後橋東にもありしが中絶す、今筋違橋清水晒に適合するに付願出、天保五年十月御免、銀上納、
荒布屋仲間	天保九年六月御免、銀上納、

石屋仲間	天保九年七月御免、銀上納、
蠶仕入一色問屋株	天保十年十月御免、桑苗一万本、役所より下附
紙漉職問屋	天保十一年十月御免
紐糸取扱會所	天保十二年閏正月御免
白木綿問屋	天保十二年御免、當所に於て駄賣小賣を爲さず、
御茶宇治製造所	天保十二年三月御免、銘茶問屋一軒株、伯耆町字平野丹波屋敷に於て許さる、銀上納、
蠶增糸問屋	天保十二年御免、試みのため蠶製糸相對を以て買入れ絹機類織立つ
箱風呂所	天保十二年三月御免、
油賣買會所	明和五年正月御免、享和二年休、天保十二年閏正月改めて許容
美濃地引株	往古より商賣相續くも年月不明、上納は明和九年八月より行ふ、上町針屋太郎兵衛、慶長大阪陣の頃大阪天滿邊より伏見に引移りしものなりといふ、下町永屋次郎右衛門は其後の事也、両家とも美濃地は伏見産物大家の職人なり
茶船仲間	前々より御免、川船にて蚕賣商内を渡世、朝鮮人琉球人來朝之節は通船並に木津川、宇治川巡見の節通船を勤む、中古困窮に付寶曆七年當地にて神事法會の外相撲諸芝居花會何によらず興行に際しては當仲間より願人となり、この助成にて御用向を勤めたり
六地藏問屋	往古は木幡支配境の南邊に居住し其後宇治川につき運送を爲す、元祿年中四軒とあり、明和九年已來、銀上納、當時三軒、
竹簾仲間之内	古より伏見に住し、宮殿諸櫻閣等の翠簾職にして伏見産なり、今も四五軒あり、
水上ヶ下小仲仕	御免年月不詳、役勤は備後表當地着、献上の荷物當地着等の際番人差出、東は新町西は阿波橋北は大手筋を限り、出火の場合人足を差出せり、京橋番所に詰めたり、
鍛治屋仲間	往古より續く、寶永四年仲間より火役を勤む、明和九年火役を免ぜられ、銀上納、

▽備考　本表は天保十二年調査による

天保十三年幕府は株仲間の諸弊を一掃し、物價低下を圖るを目的とし、一切の問屋諸株仲間を廢止したるが、嘉永四年に至り再興を見たり、

「附記」　天保二年以後に於ける職業調によれば左の如し

年月調	業名	業數
天保二年	大阪飛脚 渡世	一
同　五月	古道具屋 渡世	一九七
同九年十二月	質　屋 渡世	八一
同	両替屋 渡世	三六
同	請酒屋 渡世	一三七
同	水上仲仕京橋渡世	二二
同	同田町 渡世	二〇
同	大工職 渡世	一四
同	家根屋 渡世	八二
同	左官職 渡世	二六
同	瓦　師 渡世	一〇
同	木　挽 渡世	四九
同	米　屋 渡世	九九
同	鑄物師 渡世	五
同	船大工 渡世	一二
同	材木屋 渡世	四九

年月調	業名	業數
天保九年十二月古手屋 渡世		四九
同	鍛治屋 渡世	九一
同	竹　屋 渡世	二一
同	古道具屋 渡世	一五〇
同	疊　屋 渡世	四四
同	棟　屋 渡世	八
同	髪結床 渡世	四八
同	鳶仲仕 渡世	六〇
弘化三年	樵　木 渡世	二七九
同	京飛脚 渡世	八
同	藥種屋 渡世	二一
同	飾　屋 渡世	四五
同	美濃地引 渡世	二
同	本　屋 渡世	二二
同	小刀屋 渡世	九
同	米搗働人宿渡世	六

弘化三年	左官職 渡世	三九
同　三月	生鹽魚市賣渡世	六
同　十二月	青物市賣 渡世	一一
同	家根屋 渡世	二八
同	獨旅人宿 渡世	一
同	船中貸布團渡世	四五
同	造醬油屋 渡世	七九
同	商人宿 渡世	三四
同	鹽運送屋 渡世	九
同	絞油屋 渡世	二二
同	六地藏運送屋渡世	三
同	鹽　屋 渡世	六四
同	双物鍛治 渡世	五三
同	寒天屋 渡世	四
同	屎運送屋 渡世	三
同	古道具屋 渡世	一〇八
同	旅籠屋 渡世	四三
同	左官職 渡世	二九
弘化四年	石　屋 渡世	七九
同	雜菓子屋 渡世	二六
同	魚荷運送 渡世	一三

弘化四年	煎賣屋 渡世	一七〇
同	木　挽 渡世	二八
同	京賣花屋 渡世	七八
同　二月	薪　屋 渡世	一
同　四月	油扇屋 渡世	二
同　七月	他所賣荒物渡世	一一
同　九月	古手屋 渡世	二七
嘉永元年	下駄屋 渡世	四二
同　二年	干物並ニ昆布屋渡世	二
同　十二月	旅人扇子小間物類渡世	二五
同　四年	紙漉仲間	三
同　四月	眞鍮箔打職渡世	二
同　十二月	麵類屋 渡世	四八
同五年八月	油仲買 渡世	一二
安政元年	鳶　屋 渡世	二〇
同	材木屋 渡世	二七
同	南部、大和、伊賀名張飛脚	一
同二年五月	西濱運送 渡世	四〇
同三年四月	疊　屋 渡世	一七

文久元年　六地藏送リ
小駕屋　渡世

奉行所に於ける資格

奉行所に於ける年頭御禮の資格によれば、町役人並に舘入町人を別とし、仲間及び同種に對するものは

天保十二年に於て左の如し

五　文久七年　閼仲間　八

獨禮の分　米問屋年寄、本陣、掛屋新右衛門、貸付會所、貸附所、小貸附所、唐物定問屋、京橋問屋年寄、蒲團會所年番、京橋問屋組頭、絞油年寄、西濱運送問屋組頭、脇本陣、鑄物師、樵木屋仲間年寄、伏見船宿年番、他所賣春米屋觸頭、酢屋株

惣御禮の分　米問屋仲間組頭、京橋水上仲間年寄、西濱水上仲間年寄、六地藏問屋、屎問屋惣中代、煙艸仲買仲間年寄

獨禮とは單獨奉行に禮するもの、惣御禮とは列立を以て禮するものなれば、獨禮に屬するものは、各仲間中に於ても勢力を有し又は奉行との特別關係ありしを知るべし、泰平伏見役付鑑　伏見民政誌

第四節　造酒屋仲間

明暦三年（紀元二三一七年）酒株の事起りしを以て、伏見造酒屋仲間も亦こゝに創始せられたるべし、德川幕府は米價調節質素禁欲主義實行の上より、酒造の隆盛なるに伴ひ、諸種の取締を爲すとともに、造石高に留意し、株高によつて釀造せしめ、屬々株改を爲すとともに、米穀の豊凶に鑑みて、釀造高に制限を加へたり、

伏見造酒屋仲間の現存　文書中最古の記錄に曰く、「私共酒造之儀往古より於二御當地一造酒渡世罷在候處明暦三丁酉年御當地　御奉行水野石見守樣御勤役御代　造酒株八十三軒の株に被レ爲二仰付一最も右八十三軒に

酒株

伏見造酒株當初六十軒

仕込米高一万五千六百十一石

天明六年現在

天保十三年諸仲間解放

嘉永四年再興

株の移轉

運上冥加

て一ヶ年分造酒仕込高一万五千六百十一石八斗に御極め被レ爲二成下一右之通株並に酒造米高之儀奉レ承二御赦免一難レ有奉レ存罷在候義に御座候然る處　其後追々及二困窮一右八十三軒の內當時にては二十八軒ならでは造酒不レ申其餘は休株に相成御座候」天明六年十月　乍恐口上書　乃ち酒株起りし明暦三年には八十三軒株、此仕込米高一万五千六百十一石八斗なりしが、百三十年後の天明六年（紀元二四四六）には、造酒せるもの二十八軒株に過ぎず、五十五株は休株となり、同六年の改石により六千六百四十五石二斗（仕込米高六千八百七十六石二斗）に定められ、株高廢止せらるゝとともに永々株となれり寛政九年十月　造酒屋株帳　永々株とは明暦三年を以て定められたる古株の謂ひにして、犯罪若しくは其業を繼ぐもの無きにあらざる以上敢て之を沒收し、又は臨時に休業を命ずる事なく、永遠に業を營み得るものにして、酒株中最も勢力を有し、新規株とは自ら區別せられたり、天保十三年諸仲間解放の事あり、造酒屋株も解放を見たるが、造石高は從來の通りとし、依然二十八軒限り造石を許し、一人別に印札の下附を受け、次いで嘉永四年仲間再興の事あり　安政三年酒造屋仲ヶ間作法帳　以て明治に入れり

造酒株の移轉に關しては、諸種の取締を見たるとところなり、株の貸借は寛政元年八月の令に於て之を禁じたるも、明株の引受は之を認めたれば、釀造を休止せる酒造家にして、未だ廢業をなさゞるもの、又はその株を仲間に預けたるものにして、之を他に貸與する「休株貸借」多く、之を「造酒借り株」と稱せり、

運上冥加に對しては、「其後元祿年中之頃御運上被二仰付一無レ滯奉二上納一」文化三年口上書　し、冥加銀は年々銀三枚を上納屋取締名前帳　弘化四年造酒し、又冥加勤として「洪水之節御橋水桶御用等無レ滯相勤」文化三年十月文書　たり、天保十三年仲間解放ありしとともに、冥加銀は停止されしが、二十八軒より合計三十七両を獻上し、嘉永四年仲間再

酒造制限

興せられ、總て舊に復せり、

德川幕府が米價調節の上より造酒高に制限を加へたること極めて頻々たり、寛永十一年十二月「當年來年は例年の半分可レ作レ之、並新規酒屋一切令二停止一」の令ありたる以後、慶應三年まで減石及び解除の令ありし主なるもの、實に五十五件に達す（德川幕府の米價調節）、伏見造酒屋仲間も亦之を實行し、天明六年改石六千八百七十六石二斗は、同年九月「米直段高直に付、是迄造來酒造米高の半石酒造相止め、休株の分は酒造可レ爲二無用一」の令により三千四百三十八石一斗となり、次に翌七年には「米價高直三分の一造りの事」によりて二千二百九十二石六升五合に減石し（天明六、七兩年文書）、爾後に於ける減石實行は現存文書の示す處なり、明暦三年以後の造酒米高を示せば左の如し

明暦三年以後造酒米高表

年號	造石軒數	元株高	造米高	備考
明暦三年	八三	一五、六一一石	一	一
正徳五年	四九	八、三〇三	一	元株一万五千六百十一石の内、爾除は休株也
天明三年	二九	六、一六五	六、六七一	同
同　四年	三九	六、〇九八	六、八七六	同
同　五年	二八	五、六三二	六、五一三	同
同　六年	二八	六、八七六	三、四三八	六千八百七十六石を改石とす、此半石造り
同　七年	二八	六、八七六	二、二九二	三分一造り
同　八年	二八	六、〇九八	六、八七六	一
寛政九年	二八	六、六四五	一	元高のみを記す、造米高は同樣ならん
文化元年	二八	七、三一四	一	同
天保四年	二七	七、一九七	一	同

同　五年	二七	四、九〇七	元高を記せず三分の二造り
同　八年	二八	二、四三八	同、三分の一造り
弘化三年	二八	六、七二四	元高を記せず
萬延元年	二八	三、六五四	同、半石造り
元治元年	二八	七、二五九	元高を記せず
慶應二年	二八	二、四二七	同、三分の一造り

備考　本表は各年「有酒勘定帳」により作成す

原料米

酒造原料米は大阪及び近在より買入れ、この直買は、米問屋仲間の手を經ず、造酒仲間の特權なりき、安永五年米屋仲間が之に對して異議を唱へ、奉行所に願ひたるも、奉行所は多年の慣習を認め、依然造酒屋仲間の直買を許し、惡米過米ありて賣拂ふは、米屋仲間以外に賣渡すべからざる事を命ぜり、

取引方法

當時伏見酒の取引は、造酒屋仲間に從屬せる仲次（酒牙人と稱す）により現今に於ける桶賣同樣の取引を爲し、小賣は造酒屋並に之を專門とせる請酒屋に於て之を爲せり、從つて駄賣石賣小賣屋卸をなすは仲次及び造酒屋の職分にして、他の爲すを許さず、請酒屋は獨立せる二個の仲間を有せり、一は「請酒屋九十九株」、他は「請酒屋四十六株」にして、前者は天和年中仲間を免され、當初七十二株なりしが、元祿十一年二十七株の增加ありて九十九株となり、後者は寶永年中仲間を免され、當初三十六株なりしが、文化二年十株の增株ありて四十六株となり、別に造酒屋休株の借受けによつて、小賣を爲すものあり、次第に增加せるを以て、安政四年十月請酒屋仲間より奉行所に之が停止を願出たるため、双方協議の結果、休株を以て小賣業をなす三十三人を請酒屋仲間に屬せしむ、

仲次の職分

請酒屋の職分

請酒屋の職分は「造酒屋賣買の內を買請荷ひ小賣店小賣升賣迄の業職にて駄賣石賣者不二相成一義御座候」

酒價干渉

販路

他所酒入込に苦しむ

文化二年十月口上書にして、之を侵せるものは嚴重に制裁を加へたるが、請酒屋は伏見酒以外の他所酒をも取扱ひたれば、造酒屋仲間との利害一致せず、屢々問題を生じたる事ありき、然れども造酒屋仲間と請酒屋仲間とは、酒價の維持實行の關係上密接を要せり、當時幕府は釀造に制限を加へるとともに酒價にも干渉せしかば、この實行は請酒屋の態度如何に因る事多きを以て也、故に両仲間は酒價協調及び實行に關する「爲取替一札」を交換し、同一歩調を誓ひ、酒價の値上値下は造酒屋仲間より奉行所に願出で、之が許可を受くるや、一々請酒屋に之を通知せり、

酒價干渉の一例を擧ぐれば、文政二年八月四日造酒屋株仲間は、奉行所より酒價引下げを申渡されたるを以て、當時一升百四十文なりしを百三十文とし、次いで十二月二十六日願出でゝ、三年正月元日より百二十文とせしが、同月八日奉行所より更に引下げを命ぜしかば、仲間一統協議の上、一升に付銀賣一匁、錢賣百十六文となせり、然るに三月十三日に至り、なほ引下げの命あり、此上の引下げは到底爲し得ざる處なるも、再應の命につき、二文を引下げて百十四文となし、一合賣は計り込みあるを以て、從前通り十二文を以て賣出す事を請ひたるが如き（文政三年三月午恐御答口上書）ことありき、

當時伏見酒の販路は、代見及び其近在を主とし、大津、江州方面に後年造酒業勃興するや販路を失ひ、漸次衰微に傾けり、伏見酒生産の全体は、到底伏見及び近在に於ては消費するの力なかりしかば、他に移出するを要せしが、大消費地として適好なる京都は同地酒造の發達とともに、元祿十一年四月以降、他所酒の入込を嚴禁せるを以て、販路を之に求め難く、大阪は堺及び灘の勢力に屬して、容易に侵し得ず、唯一の販路とせる江州方面に造酒勃興し、且つ之に伴ひ他所酒の入込を禁ずるに至り、然も之等地方の酒が伏見に移入し來れるを以て、伏見酒は愈々苦窮に陷れり、「寶曆の頃迄は御當地

京都、大津江州酒移入停止令

請酒屋の影響

造酒家の變遷

天明八年現在

酒造屋共も取續來有レ之も御當所請酒小賣屋共へ賣廣候義者勿論近江近在には酒造仕候ものも無レ數重もに御當所酒造屋より在在迄賣廣有レ之」（文化二年十月の願書）とある如く經營順調なりしも、「其以後近江近在に造酒屋共多分に出來御當所酒造屋共より賣廣候先にても手寄に多分に御座候に付必至と當地迄は買受に不レ參右に付御當地酒造屋義も自然と衰微困窮家數相減じ申候既に天明の頃御改之節者纔に二十八軒ならでは酒造不レ仕數は數次第と奉レ存候」（同上文書）とある如く、苦窮想察すべし、この打開策として文政十二年六月奉行に嘆願したる結果、奉行本庄伊勢守は、京都、大津、江州三ヶ所よりの入込酒を差留むるに至れり、之により造酒屋仲間は望みを達したるも、他所酒を取扱ふ請酒屋仲間の影響少からず、大津表が他所酒入込差留を解除せるを機會に、同年十一月請酒屋は大津並に江州よりの入込酒に對しては、從前通りの移入を交渉する處あり、造酒屋に於ても之を認めたり、

伏見酒の立場斯の如きを以て、大酒造家の勃興を見ず、寧ろ造酒家は永續性に乏しく、之を株の讓渡移轉に徵するも極めて頻々と行はれ、正德五年造酒内譯書に示されたる四十九株は、七十三年を經たる天明八年に於て繼續せるもの僅に七家に過ぎず、天明八年現在造酒家左の如し

株高	造酒家		株高	造酒家	
九五石〇	御駕籠町	菱屋六左衛門	一四〇石〇	伯耆町	升屋六兵衛
一五〇、〇	清水町	糀屋彦左衛門	一四〇、〇	吳服町	輪屋六左衛門
一九〇、〇	追手町	津國屋三郎兵衛	一三〇、〇	鐘木町	笠置屋治右衛門
一三八、〇	毛利橋菱屋町	柴屋市兵衛事甚兵衛	二八〇、〇	向島橋詰町	鮒屋四郎兵衛事三右衛門
一八一、五	丹波橋	若狹屋三郎右衛門			

▽以上正徳五年造酒内譯帳記載より繼續せるもの、但し笠置屋、鮒屋は創始最も古きも、正徳五年内譯帳に載せざるは、當時休株たりしかによれば左の如し

寛政九年現在

造酒米高	造酒家		
五八〇、〇	東町	河内屋吉郎兵衛	
一四七、八	新町一丁目	鮒屋五兵衛	
一三〇、〇	銀座町	升屋源兵衛	
六〇、〇	備後町	津國屋六右衛門	
一六八、〇	備後町	日野屋又右衛門	
一七〇、〇	三栖向町	升屋久兵衛	
二三、五	六地藏東町	木屋宗治郎	
四一五、〇	板橋二丁目	升屋源太郎	
五八、〇	京町一丁目	鑢屋宗兵衛	
九〇、七	京町大黒町	木屋與兵衛	

以上二十八株外五十五株は休株にして造酒をなさず、次に天明八年より九年目に當る寛政九年十月現在「天明八年御尋正徳年中以後造酒株内譯書」

造酒米高	造酒家		
一七二、一	鐘木町	笠置屋治右衛門	
四〇五、〇	御駕籠町	菱屋六左衛門	
二四〇、〇	向島橋詰町	鮒屋三右衛門	
九〇、〇	今町	河内屋與兵衛	
一九五、〇	備後町	百足屋清兵衛	
四三〇、〇	御駕籠町	木屋市兵衛	
二五〇、〇	魚屋町	茨木屋藤九郎	
三三五、〇	備後町	津國屋六兵衛	
二〇四、〇	竹中町	升屋喜兵衛	
五七〇、〇	両替町二丁目松	屋七郎兵衛	
四二、〇	新町十丁目	鍵屋六兵衛	
一三〇、〇	京町南八丁目橋本	屋與三兵衛	

明治二年現在

造酒米高	造酒家		
二〇五、〇	菱屋町	柴屋甚兵衛	
五九〇、〇	過書町	津國屋三郎兵衛	
二六三、二	魚屋町	茨木屋藤九郎	
二五九、〇	御駕籠町	木屋市兵衛	
二五〇、〇	新町十丁目	鍵屋六兵衛	
二三四、〇	板橋二丁目	升屋源太郎	
二三〇、〇	備後町	津國屋六兵衛	
三五九、〇	両替町二丁目松	屋七郎兵衛	
四〇〇、三	今町	河内屋與兵衛	
一四八、五	備後町	百足屋清兵衛	
二一七、三	新町一丁目	鮒屋五兵衛	
六四、〇	三栖向町	升屋久兵衛	
三六八、三	銀座一丁目	桝屋源兵衛	
二〇〇、四	京町大黒	木屋與兵衛	
四三八、〇	備後町	津國屋六右衛門	
一七〇、〇	備後町	日野屋又右衛門	
二〇一、〇	御駕籠町	橋本屋與三兵衛	
一七九、〇	六地藏東町	木屋宗治郎	
一九三、〇	竹中町	升屋喜兵衛	
四五、〇	京町一丁目	鑢屋宗兵衛	
一一〇、〇	六地藏一丁目橘	屋清左衛門	
九七、〇	村上町	板屋三右衛門	

以上二十八株、酒造米高六千六百四十五石二斗

右は「寛政九年造酒屋株帳」に記せられたる處にして、株の移轉に當つては、一々張紙を以て訂正し、以て明治二年に至る、この間七十三年、造酒屋の變遷更に甚しきを見る、明治二年現在によれば二十八株、此造米高七千三百四十石、この外に伊丹表樽屋吉右衛門所持株二千四百八十六石六斗八升を讓り受け伏見が他所株の移入を爲したるは之を始めとす、十五軒に分割し、合計改石高九千八百二十六石六斗八升を示せり、この内譯左の如し

造酒米高	造酒家

五八〇五〇〇	本材木町	笠置屋次右衛門	
五〇〇、〇〇〇	銀座一丁目	桝屋源兵衛	
四三〇、〇〇〇	向島中之町	鮒屋三右衛門	
三〇〇、〇〇〇	帶刀町	布屋八兵衛	
三三〇、〇〇〇	備後町	若狹屋茂兵衛	
四〇〇、〇〇〇	伯耆町	升屋六兵衛	
二五〇、〇〇〇	菱屋町	柴屋甚兵衛	
五九〇、〇〇〇	過書町	津國屋三郎兵衛	
五〇〇、〇〇〇	魚屋町	茨木屋藤九郎	
五九〇、〇〇〇	御駕籠町	木屋市兵衛	
二五〇、〇〇〇	新町十丁目	鍵屋六兵衛	
三〇〇、〇〇〇	両替町十丁目	鑓屋政右衛門	
三〇〇、〇〇〇	豊後橋町	明石屋彌兵衛	
三六〇、〇〇〇	吳服町	輪屋六左衛門	

寛政九年株帳に比較すれば、繼續せるもの十家、若し夫れ正德五年當時に比せんか、連綿せるもの四家、往時八十三軒中殘れるものは、僅に一二に過ぎざるべし、

酒造勞働者は、伏見在住者を除く外は、何れも丹後宿（米踏働人宿とも云ふ）の仲介により供給せられ、造酒家直接の雇ひ入れは、土地在住者のみに限れり、丹後宿は安永七年仲間を許され、當時丹波屋嘉兵衛（上南部町）、丹

四一〇五〇〇	今町	河內屋與兵衛	
二一〇、〇〇〇	京町大黑	伊勢屋彌七	
二二〇、〇〇〇	京町南八丁目木屋利兵衛		
三六〇、〇〇〇	東町	木屋宗次郎	
三七〇、〇〇〇	村上町	板屋三郎兵衛	
五三六、六八	東町東組一	河內屋伊兵衛	
二五〇、〇〇〇	兩替町壱丁目鑓屋彦次郎		
三〇〇、〇〇〇	御駕籠町	近江屋六兵衛	
三〇〇、〇〇〇	備後町一	綿屋利助	
二八九、〇〇	東町	河內屋仙治郎	
二三〇、〇〇〇	竹中町	升屋喜三郎	
一〇〇、〇〇〇	聚樂一丁目	萬屋吉右衛門	
一七〇、〇〇〇	竹中町	升屋松之助	
三〇〇、〇〇〇	京町南七丁目福島屋	九市	

後屋源四郎（新町十二丁目）、鳥羽屋伊兵衛（堀詰新町）、越前屋吉兵衛（新黑）、富田屋吉兵衛（新黑）、丹後屋茂左衛門（上板橋）の六軒とす、仲間作法の一節に曰く、「惣て私共仲間渡世之義は諸國より御當地に入込所々江米踏又は造酒屋内江藏働に罷越候者之世話仕候義に付右等之者とも他より直き入相働き候義は取締之崩に付差留可レ申若し直き入に仕度もの有レ之候はゝ仲間へ應對を以て直雇可レ致候尤御當地住宅之米踏働人は聊差構無レ之事」、安政三年六月覺と、丹後宿仲間は以上の如く供給を爲すとともに、雇主と交涉をなし、供給勞働者の取締及び身元引受に任ぜり、

伏見造酒屋仲間は、仲間員より年寄、行事、總代（總中代とも云ふ）を置く、年寄は一人、行事、總中代の員數は一定せず、年寄は事務を主宰し、行事は庶務を處理執行す、年寄の任期は明白ならざるも、一定の任期なかりしものゝ如し、行事は一年任期なるを以て「年行事」とも稱す、又別に出役なるものありて事務を執る、仲間には作法帳を制定して嚴守を期す、造酒株に對する幕府の取締前述の如くなるを以て、役員は仲間の幕令實行に關して監督を要する等、他の仲間役員に比し頗る繁忙なりしものゝ如し、

仲間の經費徵收ありしも內容明白ならず、又仲間員に對して資金の融通を爲し、或は貸借關係に就て調停をなす等、協同一致の美風は、文書を通じて見るところにして、伏見酒が當時地酒として苦境に在りつゝも、無事に切りぬけたるは、實にこの点に存す、元より廻米の自由、水量の豊富等が酒造業の存在を許容したりと云へ、仲間の協同一致なくんば、今日の隆盛を期し難かりしなるべく、更に又一面に於て多年地酒としての不利に因る多年の窮境が、乃ち一大自覺により局面展開を圖りしを以て也、伏見酒の今昔を對比し、感慨頗る深きものあり、

伏見酒造沿革資料、灘酒沿革誌、德川時代の酒造政策「經濟史研究所收」、德川幕府の米價調節

第五章　明治以降の本町經濟界

第一節　明治初年の狀態

伏見の生命としたる水陸交通關係が、王政維新以後、こゝに一變せるは、已に交通運輸の章に於て述べたるが如し、水陸交通關係の急變は、伏見をして忽ち衰微せしむるの因を作りしと雖、なほ往時の俤を持續せり、然れども大勢に抗するに由なく次第に寂寥を示すに至れり、その衰微最も甚しかりしは、明治十六七年より二十二三年頃までとす、

明治八年の生産高

明治八年調査にかゝる本町の生産物は左の如し、（區名は當時の區劃とす、町政編第三章第一節參照）

△第一區

蘿蔔俗に山城大根と稱す	一五、七八四貫	青蕃椒	六二九貫	蕃椒粉	二五八升
豌豆	三〇〇貫	刀鞘豆	一九五貫	孟宗筍	四九八貫
梨子	五六、二〇〇顆	柿子	九、八〇〇顆	當歸	二四〇貫
製茶	八、六三〇斤	刻煙草	一四四貫	鷄	三七七羽
鷄蛋	三、三三九個	晒木綿	六九、〇五〇筋	塵紙	一、一八五束
錫箔押紙	一二〇、〇〇〇枚	鍬	二一〇柄	薄刃	三〇〇枚
鋸	七、五七七枚	鉋	一二、一〇〇枚	剃刀	二、三〇〇枚
土製火鉢	一、六二〇個	土製火爐	一、一五〇個	土製三德	八五〇個
土器	三、〇〇〇枚	燒瓦	二二、九〇〇枚	竹籠	一、四四〇個
竹箒	一五、〇〇〇柄	竹扇骨	一四、〇〇〇枚		
竹笠	一、〇〇〇個	竹皮笠	一、〇〇〇個		
竹彫	七五〇個	杉箱類	三二、六九二個		
杉燈明臺	三、八一〇個	杉盥桶類	一、八八五個		
樫板鍬	六、〇〇〇個	杉屋根類	八〇〇束	椋ノ棒	四〇〇條
眞鍮眼鏡廓	四、八〇〇個	桐下駄	五、九〇〇足	苧繩類	五〇〇條
牛骨簪	七二、四〇〇股	梱子墜子	一二、〇〇〇個	牛骨緒〆	四六、〇〇〇個
雨傘	二、六二〇柄	土偶人形類	二九、九五〇個	團扇	四〇五、二〇〇柄
以上の生産物は三府其他遠近に輸出す、男商業を營む者百八十戸、農業を爲す者二百九十戸、工匠雜業を爲す者二百五十戸、女商業を營む者三十人、農業を爲すもの百二十二人、縫織製作雜業を爲す者百八人、戸數一千四十五戸、人數四千百九十九口なり				提燈	三〇〇張
				炭	三〇〇圍

△第二區

米	三二八升	柿子（二十貫を以て一荷とす）	一五荷	棗（二十貫を以て一荷とす）	三荷
茱萸實	八貫	製茶	一、一一〇斤	菜種	七斗
鷄卵	五八五個	清酒	四、三七五斗	酒粕	二、三〇〇貫
醬油	二三石	醬油糟	一、〇九〇貫	味噌	一、〇〇〇貫
搾油	三〇石	油粕	七三〇玉	葉煙草	一、九〇〇貫
刻煙草	一、八六二斤	蒸菓子	三、二〇〇個	雜菓子	二六、一六〇斤
氷砂糖	二、四〇〇斤	金米糖	一一、一〇〇斤	餅類	九五〇、〇〇〇個

豆腐類　一五一、八〇〇個　腐皮　一二六、〇〇〇枚　炭　團二四三、四〇〇丸
饂飩蕎麥玉　六〇、〇〇〇玉　鏟　一六、〇〇〇枚　鋸　九、三七〇枚
鍋　八、三三〇個　舟　五五、〇〇〇個　團扇　四〇、〇〇〇柄
眞鍮鑄物　三五、七三〇貫　土偶人形　一〇、〇〇〇個　剃刀　一〇、九一〇枚
竹篩　八四、〇六〇個　竹籠　一、五六〇個　竹製扇骨　六四〇、〇〇〇枚
竹籠　一六、四〇〇枚　提燈骨　三七六、〇〇〇張　團扇骨　五八〇、八〇〇枚
桐箱類　一六三、八一〇個　眼鏡廓　二〇、〇〇〇個　桐杉造下駄　五、一三〇足

以上の品類三府以下諸國に輸送す、販賣を商とする者男三百二十戸、製造を事とする者百九十戸、勞働を事とする者七十戸、日稼をなす者三百六十戸、製茶に從ふ女三百二十八人、裁縫を事とする者三人、戸數九百六十二戸、人口三千七百五十六人、

△第三區

蘿蔔　一五駄（一駄四十貫）　蕪菁　一五〇駄　水菜　一二五荷（一荷二十貫）
製茶　一二、五〇〇斤　鷄卵　一八、五〇〇個　豆腐　二八三、五〇〇個
腐皮　六八九、〇〇〇枚　刻煙草　五五〇貫　蒟蒻　八三、五〇〇枚
刻荒布　七、六五〇貫　刻混布　二三五貫　細寒天　三、八五〇斤
角寒天　二九五、〇〇〇本　味淋酒　二二〇石　清酒　一五石
酢　六〇石　燒酎　一五石　醬油　二二五石
油糟　四、九八〇玉　種油　一八五石　饂飩玉　五〇、一五〇玉

蕎麥　二六、五〇〇玉　上等菓子　八、五七五斤　飴　四〇、一六四貫
饅頭　一、三八五、〇〇〇個　雜菓子　一三、八五〇斤　掻餅　三一一、五〇〇枚
外良餅　一、三五〇角　眞鍮延板　二一、〇〇〇斤　鋸　四、一〇〇枚
簾　一、四二〇枚　釘　三、七五五、〇〇〇本　竹籠　五、七七〇本
桶類　二、一五〇個　團扇　一三〇、〇〇〇柄　扇骨　一一〇、〇〇〇組
炭　團一九一、〇〇〇個　傘　二、五五〇個

以上商品三府其他諸國に輸出す、男商估五百四十一戸、工作二百四十四戸、農業九十戸、勞力を以てするもの六百六十五戸、女商をなす者九十四人、製作九人、農に從事するもの十八人、戸數千八百五十三戸、人口六千八百二十二人

△第四區

蘿蔔　八三駄　薩摩芋　一五〇貫　柿　一二荷
草花　八八荷　製茶　八一、八五〇斤　清酒　三、五七五石
酒糟　二一、四五一貫　醬油　二八五石　味噌　七二六樽
種油　三六二石　油糟　八、九一九玉　麹　二、九六〇枚
炭　團二〇九、三〇〇個　煉羊羹　三、一八〇枚　カステイラ　一、八〇〇本
蒸菓子　一三三、三〇〇個　煎餅類　四、七〇〇斤　飴　八八〇貫
饅頭　四一九、九〇〇個　各種餅一、五一九、四〇〇個　掻餅二、〇四〇、〇〇〇枚
刻混布　一、八六四貫　蕎麥玉　二一、九三七個　饂飩玉　六〇、五八七個

蒟蒻一一七、〇〇〇枚　燒麩六九九、六〇〇枚　腐皮二四八、五〇〇枚
大小造船一五〇艘　豆腐六三一、三〇〇個　桐油紙九、〇九五枚
船揖六一五艇　下駄九五、二五〇足　團扇二五、〇〇〇個
紙鳶二、〇〇〇個　鋸一、四四〇枚　針二八八、〇〇〇本
鯉八六七尾　鮒二五、五一〇尾　鰻一二四貫
雜交魚六七石　香魚一、二〇〇尾

魚類は京都、其他は各地に輸出す、男商業八百八十戸、製作業六十一戸、勞力を以てするもの六百三十戸、漁獵業五十九戸、女裁縫をなす者六十人、戸數千七百六十七戸、人口六千八百三十八人

以上の生産に就て見る時は、なほ德川時代に於ける本町生産品を窺知し得べし、深草團扇は主として深草に於てなせり、同時に竹製品の盛況を知るべく、鋸また勢力を示し、當時伏見の特産物とされたる寒天は、一ヶ年三十万本近くを産す、大小造船百五十艘を見るは、水運未だ旺盛なるを思はしむ、

明治聖世に入るとともに、先づ封建制度時代の大名屋敷は打壞され、參覲交代等に當りて用達を爲したる道中仕を初め運輸交通關係勞働者の失業となり、京橋西濱附近の問屋も漸次影を減じ、特に東海道線全通後に於て甚しく、數年ならずして、舊幕時代の面目を失へり、當時「コボチ屋」なる營業者ありき、舊幕時代の面目を失ふに至るは、この「コボチ屋」の活動に俟ちたり、蓋し「コボチ屋」とは、家屋土藏等を壞つを專門の業とし、之等を買取りたるものは、多く「コボチ屋」に依囑して打壞し、木材は良不良を

舊幕時代の殷盛漸次失はる

コボチ屋

鑑別し、用ゆべきものは薪割木の代用として賣却す、然して建物を除きたる土地は、多く上土を除き粘土を有するものは瓦の原料土として賣却し、後ち畑地となせしかば、「コボチ屋」の活動以後、伏見の各所に畑地を現出するに至れり、然して家屋土地を賣却するに當りては、家屋土地併有のものは、むしろ低廉にして、家屋のみの場合は高値を示せり、則ち家屋は「コボチ」て燃料に處分さるゝも、土地は直に利益を生ぜず、却て板圍費等を要するが故に、家屋併有の場合、土地は殆ど無代價にひとしかりき、以て、當時衰頽の狀を想像すべし、

第二節　明治中世期

物窮まれば則ち通ず、衰頽斯の如きに至り、局面を一轉し、新生命を開拓すべく當時の具眼者は、各種の對策を講ぜり、京阪間鐵道開通せるも、その輸送力は未だ淀川水運の總てを奪ふに至らず、米、鹽の如きは依然伏見を集散地とせり、之等を收容すべく明治十六年四月江崎權兵衞氏等の發起によりて伏見倉庫株式會社（資本金一万二千圓、木社革屋町）の創立あり、次いで二十年五月淀川汽船株式會社の創立あり、伊東熊夫氏は山城製茶會社を起して、山城茶を伏見に於て集散せしむ、二十一年二月十一日に至り伏見銀行の創立を見たり、本店を上風呂屋町に置き資本金三萬圓、重役は頭取伊東熊夫、副頭取江崎權兵衞、取締役村上市太郎、伊佐松太郎、支配人菱木信興の諸氏なり、同下半期末に於ける預金は五千五百四十圓、貸付金一萬七千九十九圓、年九朱の株主配當をなせり、

二十三年十月十三日京都商工銀行頭取濱岡光哲氏外二十八名は、京都商業會議所設立に關して協議する處ありしが、同二十日伏見商業者を代表し江崎權兵衞、藤井惣左衞門、築山三郎兵衞氏等は、伏見も會議所區域たらんことを希望し、會議所設立委員協議の結果之を容れ、江崎權兵衞、菱木信興兩氏を設立委員

伏見倉庫會社創立

伏見銀行創立

京都商業會議所設立發起に加はる

に加へたり、二十四年二月二十六日提出されたる京都商業會議所設立發起人五十五名中、伏見に屬するは築山三郎兵衛酒商、菱本傳右衛門淀川汽船會社理事、藤井惣左衛門伏見倉庫會社取締役、飯田勝兵衛賣藥商、江崎權兵衛材木商、菱木信興伏見銀行取締役、伊東熊夫山城製茶會社取締役、千歳一兵衛板商、木村榮次郎酒商、中伊兵衛酒商の十氏にして、二十四年三月七日認可あり、同年四月二十五日會員四十名の選擧執行せられたる結果、伏見を代表して當選せるは、江崎、飯田、築山の三氏なりき、

奈良鐵道計劃と伏見

二十五年六月、奈良鐵道創立第一期事業として、先づ京都伏見間の線路を敷設し、伏見の繁榮を圖らんとせしも、停車場の位置に關し、會社發起人との間に協議經まらず、且つ伏見町に於ては、鐵道敷設を可とするもの及び否とするもの〻二派あり、江崎、藤井、築山、伊東氏等は敷設緊急派なりしが、一方反對側に在りては、京伏鐵道開通せば、高瀬の水運衰滅は必然なりとして、極力之を阻止し、兩派對抗相讓らず、伏見町會に於ては利害關係調査の要ありとして、築山三郎兵衛、四方卯之助、櫻井又兵衛三氏を調査委員として調査せしめたり、同鐵道は二十八年に至りて開通せしが、路線に於て反對側の意を斟酌したるが、重役選擧に當りて伏見側と相容れず、伏見側大株主は同社と關係を絶つに至れり、奈良鐵道の敷設計劃とともに、京都市は琵琶湖疏水の大事業に次いで京伏間運河開鑿の業を起すあり、伏見町民はこの竣工に因り相當繁榮すべきを期待せり、

京伏運河開鑿

二十六年四月一日伏見現米取引市場字菱屋町の開場を見たり、江崎、藤井氏等の發起によりて創立せられ、資本金三萬圓、伏見倉庫會社の附屬的事業なり、當日濱岡京都商業會議所會頭が述べたる祝辭の一節に曰く「抑も伏見の地たる維新前に在ては東海東山北陸の三道あり、畿內山陽及西南海諸道へ通ずる咽喉となり、人馬舟車の往來頗る頻繁にして、百貨の出入甚だ殷盛なりしと雖も、維新以降京神間鐵道の開通あり

伏見現米取引市場開市

、次いで京津間の敷設ありたれば貨物の運輸上非常の變動を生じ、爲に伏見の物貨通路上咽喉たるの實を失ひ爾來比年衰運に傾きたり、然るに曩年我が京都市に於て琵琶湖疏水の大業あり、次で自今京伏間運河開鑿の起工あり、而して又頃有志者に於て京都奈良間鐵道敷設の計劃ありて、其着手も近きにありと云へば、此二工事成功の時に到れば、更に復た運輸上に一大變化を起し、其結果は以て伏見の衰運を挽回するに到るや明白なり、此時に際し伏見商業家諸氏協同し玄米取引市場の創設ある、當に時運に適したるの事業と云ふべし、故に予は當市場の將來益々繁榮にして隨て亦伏見町の隆盛を助けん事を希望するなり云々」と、開場式を終りて初取引を行へり、山城三等米を建米とし前場取組を行ひたるが、當日賣買總高八千五百石なり、

京都商業會議所區域分離申出

京都商業會議所の區域に屬したる伏見町は、京都市と事情を異にする立場に在るを以て、眞に伏見商工業の發達を圖らんには、伏見商業會議所を設立すべしとなし、其實現に着手せり、二十六年六月十九日伏見商業會議所設立發起人總代江崎權兵衛、築山三郎兵衛、飯田勝兵衛、木村榮次郎四氏の名を以て濱岡京都商業會議所會頭に對し「將來本町商工業の發達を圖るの機關とするに伏見に於て商業會議所を創立致度旨衆望に付云々」の旨を以て區域の離脫を申出でたり、京都商業會議所にては役員會に協議の結果、回答すべき限りにあらずとなし、これを返却したるが、翌二十七年五月十一日增井清助外八十九名より更に區域離脫申請書を京都商業會議所會頭に致せり、その要旨の一節に曰く「抑も伏見町は維新以來漸次衰廢に陷り明治二十二三年に至りては殆ど其極に達したり、然るに氣運回轉、疏水の開通、電氣利用、鐵道の敷設等運輸と事業の便を與へんとせしより商賈の集合、物貨の輻輳等、商業の興隆を促がし來り、其年月は甚だ短しと雖、其狀況の變轉は、一大喫驚するに堪へたり、されば我伏見町は今や衰頽挽回の期に際し、

當時の伏見

伏見商業會議所設立

伏見銀行增資

伏見商品取引所

第百十一銀行破綻と伏見

第一銀行伏見出張所開設

商氣勃々として活動するに當り、其商業の發達を圖るに於ても、當地に會議所を要するのみならず、商業會議所の最大目的たる同條例第四條各項に於ける方案に於て早く已に數百千年の帝都たる京都と同一揆たらざるは言を俟たず、從つて商業に關する總ての意見に於て、又商業に關する凡ての實況に於て其趨勢を異にするは貴下の夙に了知せらるゝ處なり云々」と、伏見町が衰頽の極より一轉し來れる狀態を想ふべし、かくて區域離脫の目的を達するとともに、築山三郎兵衛外二十三名の發起總代を以て伏見商業會議所の設立を當局に申請し、二十八年三月二十二日を以て認可を得、三十年一月御駕籠町に建築せり、會頭伊東熊夫氏、副會頭江崎權兵衛氏なりき。

日淸戰役勃發とともに、二十七年の一般財界は萎縮せしが、翌二十八年四月平和條約成るに及び、財界の前途好望せられ、伏見町も亦その好影響により酒造業の擡頭を初め順調に入り、伏見銀行は三十年三月を以て資本金を二十萬圓（拂込十二萬五千圓）に增資す、この前年二十九年五月京都東洞院七條に京都支店を設置し、米穀に對して貸出をなせり、

さきに設立せられたる伏見現米取引市場は、二十九年七月二十日解散し、同年八月一日伏見商品取引所の創立を見たるが、畢竟現米取引市場の改稱されしものにして、麥、雜穀の取引機關となりしが、主として麥を標準として米の取引をなせり

三十年に入りて日淸戰役による好況の反動は漸次深刻を示し來り、各地に預金の取付を惹起し、同年伏見に支店を有する第百十一銀行の破綻を見たり、同行は明治十一年十一月國立銀行條例に據りて設立せられ、夙に伏見支店を設け、伏見酒造家と取引を有せしが、破綻のため酒造家の苦窮甚しく、この應急策として第一銀行は同行に代りて救濟に當り、三十一年九月一日を以て伏見出張所を設置す、當時の預金八萬

公益社團法人伏見十六會發芽

鴨東銀行破綻と伏見

伏見銀行整理

伏見米穀市場

七千四百圓、貸出三千五百圓なりき、

之より先き二十八年二月伏見に於ける業體に從事する青年人見喜三郎氏外十五名は、實業家子弟の怠惰放逸を戒め、勤儉貯蓄の風を興起すべく、伏見十六會を組織せり、蓋し有志青年の會合が、月の十六日を以てせるに由り、且つ會の組織が十六人の青年を以てなされたるが故也、これ公益社團法人伏見十六會の發芽にして、一二年の後會員五十餘名を算したるが、三十一年の財界恐慌を經過し、三十三年一月に至りては僅に七名を算せり、然れども其後に於ける努力は、着々根幹を伸張して、以て今日の大をなせり、

三十四年五月、京都に本社を置く關西貿易株式會社の破綻に伴ふ銀行界の恐慌は伏見にも波及せり、五月六日休業せる鴨東銀行は伏見に支店を有し、取付前日の預金高六萬四千六百餘圓を示せり、曩に第百十一銀行伏見支店の閉鎖に打擊を受けたる伏見金融界は、再度の此休業に恐慌を起せるの狀想ふべく、本店銀行たる伏見銀行も同年下半期に於て七千四百餘圓の損失繰越を計上し、三十六年資本半減（拂込六万二千五百圓）同時に京都支店を閉鎖する等、內容の整理を行へり、

伏見商品取引所は、三十四年六月二十一日を以て解散したるが、同月を以て伏見米穀市場の創立を見たり、こゝに於て表面的米穀取引を爲すに至りしが、京都大阪の中間を扼し、大に繁榮を示し成績相當良好を示せり、四十四年偶々一部に空米相場をなすものあり、官憲の檢擧する處となりしに際し、諸種の風說を生じ經營主腦江崎權兵衛氏等は、經營持續の意薄く、同年八月に至り遂に解散せり、かくて舊幕時代より古き歷史ありし、伏見に於ける米穀取引は全く跡を絕ちたり、

第三節　明治三十七八年戰役後

三十七八年日露戰役後、伏見經濟界は順調を辿れり、乃ち酒造界の好況を中心に、一步を踏み出せり、